

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年6月27日
【事業年度】	第6期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 ティエリー ポルテ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部次長 杉山寿啓
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部次長 杉山寿啓
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行本店 （東京都千代田区内幸町二丁目1番8号） 株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
		(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	235,967	201,166	172,359	248,641	529,057
連結経常利益	百万円	39,455	33,990	47,391	54,454	71,471
連結当期純利益	百万円	61,219	53,030	66,404	67,435	76,099
連結純資産額	百万円	623,534	679,837	730,000	786,667	855,335
連結総資産額	百万円	8,069,554	6,706,971	6,343,755	8,576,328	9,405,013
1株当たり純資産額	円	105.50	124.80	287.94	329.65	380.20
1株当たり当期純利益	円	21.11	18.09	46.03	46.78	53.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	15.10	13.08	32.75	34.98	37.75
連結自己資本比率 (国内基準)	%	17.04	20.10	21.13	11.78	15.53
連結自己資本利益率	%	21.53	15.62	16.99	15.08	14.92
連結株価収益率	倍	-	-	17.92	13.03	15.49
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	63,761	390,408	343,431	232,048	280,998
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	420,505	242,571	412,178	300,798	135,741
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	292,435	140,456	50,560	73,793	323,713
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	131,610	138,991	157,178	162,226	340,713
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,311	2,252	2,380	5,013 [1,018]	5,407 [1,524]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 当行は、平成16年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換致しました。

3. 平成13年度の1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。

4. 平成13年度の1株当たり当期純利益は、連結当期純利益から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。

5. 平成14年度から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

- 6．平成15年度以前の連結自己資本比率は、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき、平成16年度以降の連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用していません。
- 7．平成13年度及び平成14年度の連結株価収益率については、当行株式が非上場かつ非登録でありますので、記載しておりません。
- 8．従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。なお、平成15年度以前の臨時従業員数は、その総数が従業員数の100分の10未満であったため、記載を省略しております。
- 9．平成15年7月29日付で普通株式2株を1株とする株式併合を行っております。
当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり情報の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。

		平成13年度	平成14年度
		(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	211.00	249.59
1株当たり当期純利益	円	42.21	36.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	30.19	26.15

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	220,531	189,919	162,890	173,068	197,284
経常利益	百万円	38,484	38,089	44,806	46,697	60,497
当期純利益	百万円	60,738	59,091	65,320	68,097	74,890
資本金	百万円	451,296	451,296	451,296	451,296	451,296
発行済株式総数	千株	普通株式 2,717,075 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 2,717,075 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000
純資産額	百万円	617,327	680,374	729,280	788,945	853,046
総資産額	百万円	8,366,626	6,763,710	6,406,313	6,396,302	7,208,651
預金残高	百万円	1,988,139	2,272,868	2,307,413	3,156,271	4,000,819
債券残高	百万円	2,735,251	1,888,405	1,362,261	1,246,862	1,021,419
貸出金残高	百万円	5,012,174	3,673,158	3,217,804	3,443,721	3,961,246
有価証券残高	百万円	1,493,048	1,768,003	1,508,204	1,820,753	1,809,798
1株当たり純資産額	円	103.21	124.99	287.41	331.33	378.51
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 1.11 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 0.55 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)	普通株式 1.11 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 - 甲種優先株式 - 乙種優先株式 -)	普通株式 2.22 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.11 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)	普通株式 2.58 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.29 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)	普通株式 2.96 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.48 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)
1株当たり当期純利益	円	20.92	20.32	45.23	47.27	52.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	14.97	14.57	32.21	35.32	37.15
単体自己資本比率 (国内基準)	%	16.18	19.90	20.84	22.13	24.45
自己資本利益率	%	21.83	17.70	16.70	15.21	14.67
株価収益率	倍	-	-	18.24	12.90	15.76
配当性向	%	5.30	5.46	4.91	5.46	5.66
従業員数	人	1,879	1,801	1,754	1,704	1,701

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 平成16年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換致しました。

3. 第2期（平成14年3月）の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」を除く）で除して算出しております。
4. 第6期（平成18年3月）中間配当についての取締役会決議は平成17年11月30日に行いました。
5. 第2期（平成14年3月）の1株当たり当期純利益は、当期純利益から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数（「自己株式」を除く）で除して算出しております。
6. 第3期（平成15年3月）から、1株当たり情報の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「（1）財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
7. 第4期（平成16年3月）以前の単体自己資本比率は、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき、第5期（平成17年3月）以降の単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
8. 第2期（平成14年3月）及び第3期（平成15年3月）の株価収益率については、当行株式が非上場かつ非登録でありますので、記載しておりません。
9. 平成15年7月29日付で普通株式2株を1株とする株式併合を行っております。

当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり情報の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。

		第2期	第3期
1株当たり純資産額	円	206.42	249.98
1株当たり当期純利益	円	41.85	40.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	29.95	29.14
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式	普通株式
		2.22	2.22
		甲種優先株式	甲種優先株式
		13.00	13.00
		乙種優先株式	乙種優先株式
		4.84	4.84
		(普通株式	(普通株式
1.10	-		
甲種優先株式	甲種優先株式		
6.50	-		
乙種優先株式	乙種優先株式		
2.42)	-)		

2【沿革】

昭和27年12月	長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行を設立（資本金15億円）
昭和28年3月	外国為替業務認可
昭和45年4月	東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式上場
昭和56年11月	リッチョーワイド発売
平成3年11月	長期信用債券（2年）発売
平成8年11月	長銀信託銀行株式会社（現新生信託銀行株式会社、現連結子会社）を設立
平成10年10月	金融再生法に基づき特別公的管理の開始 東京証券取引所及び大阪証券取引所の株式上場廃止
平成10年12月	長期信用債券（1年）発売
平成11年9月	ニュー・エルティエーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（パートナーズ社）が当行の普通株式の一括譲渡に係わる最優先交渉先に決定
平成11年12月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で当行の普通株式の一括譲渡に係わる基本合意書締結
平成12年2月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で株式売買契約締結
平成12年3月	特別公的管理終了し、パートナーズ社が当行の経営権を取得
平成12年4月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成12年5月	長期信用債券（3年）発売
平成12年6月	行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更
平成12年10月	郵便貯金との提携開始（ATM、相互送金提携）
平成13年5月	証券子会社として新生証券株式会社（現連結子会社）を開業
平成13年6月	新生総合口座「PowerFlex」取り扱い、インターネットバンキング、ATM24時間365日稼働開始
平成13年12月	株式会社アイワイバンク銀行（現商号：株式会社セブン銀行）とのATM提携開始
平成14年3月	京浜急行電鉄株式会社とのATM提携開始
平成15年3月	初のインストア・ブランチであるららぽーと支店開設
平成16年2月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成16年4月	長期信用銀行から普通銀行へ転換
平成16年9月	株式会社アプラスを連結子会社化
平成17年3月	昭和リース株式会社を連結子会社化

（平成18年3月31日現在 国内本支店29、海外支店1、海外駐在員事務所1）

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、平成18年3月31日現在、当行、連結子会社（株式会社アプラス、昭和リース株式会社等82社）及び関連会社（持分法適用会社。シンキ株式会社、BlueBay Asset Management Limited等13社）で構成され（*）、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。当行連結決算におきましては、子会社82社を連結し、関連会社13社すべてに持分法を適用しております。

（*）他に非連結子会社79社あり

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

〔銀行業務〕

当行の本店のほか国内支店、一部の連結子会社及び一部の関連会社（持分法適用会社）において、預金業務、債券業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、証券化業務、クレジットトレーディング業務、ノンリコースファイナンス業務、M & A業務、企業再生業務、コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネス業務などを行っております。

〔証券業務〕

国内連結子会社の新生証券株式会社において、証券化業務、債券引受販売業務などを行っております。

〔信託業務〕

国内連結子会社の新生信託銀行株式会社において、金銭債権信託業務、有価証券信託業務、特定金外信託業務などを行っております。

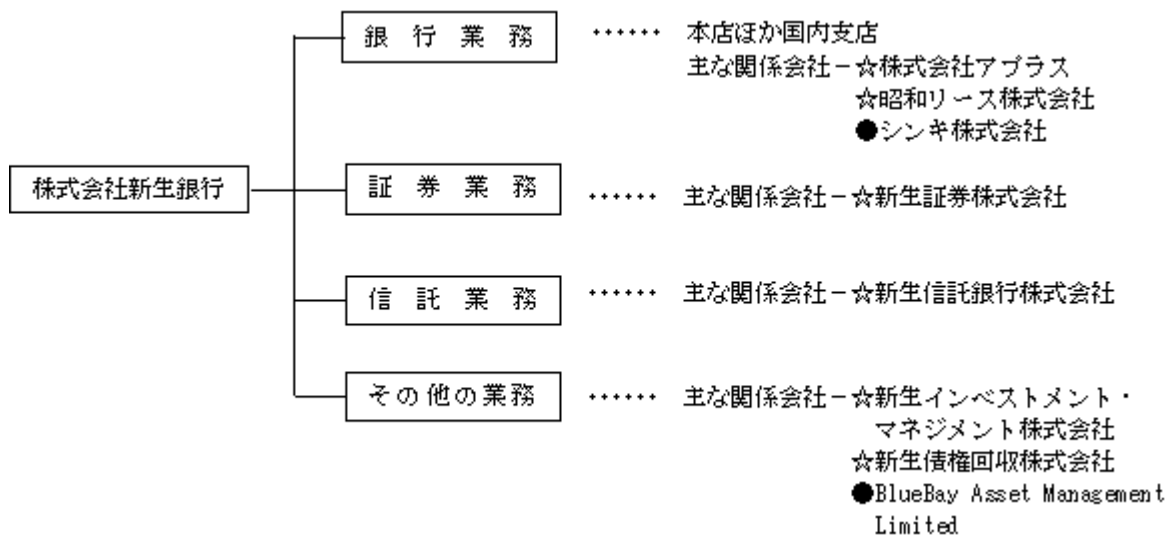
〔その他の業務〕

国内連結子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において、投資信託委託業務、投資顧問業務などを、同じく、国内連結子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

また、関連会社（持分法適用会社）のBlueBay Asset Management Limitedにおいて資産運用業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

（ ☆ は連結子会社、 ● は持分法適用会社 ）



なお、当行グループの事業を顧客別に区別すると、法人向けのインスティテューショナル・バンキング部門と、個人向けのリテール・バンキング部門に大別されます。これら両部門の業務内容につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中、「4 事業等のリスク」の「1. 当行の経営戦略について」をご参照ください。

4【関係会社の状況】

平成18年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提 携
(連結子会社) 新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	5,000	信託業	100.0	4 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生インフォメーション・テクノ ロジー株式会社	東京都品川区	100	システム 開発業	100.0	4 (2)	-	預金取引関係	-	-
新生証券株式会社	東京都千代田区	5,500	証券業	100.0	- (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-
新生インベストメント・マネジメ ント株式会社	東京都千代田区	495	資産運用業	100.0	5 (-)	-	預金取引関係	-	-
長和建物株式会社	東京都品川区	10	不動産賃貸 業	100.0	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	当行へ建 物を賃貸	-
ライフ住宅ローン株式会社	東京都中央区	1,000	金融業	100.0 (100.0)	4 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生プロパティファイナンス株式 会社	東京都港区	250	金融業	100.0	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生ビジネスファイナンス株式会 社	東京都中央区	984	金融業	75.0	5 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生銀ファイナンス株式会社 (注)5	東京都千代田区	10	金融業	100.0	6 (1)	-	預金取引関係	-	-
新生債権回収株式会社	東京都千代田区	500	債権管理回 収業	100.0 (100.0)	6 (1)	-	預金取引関係	-	-
株式会社ワイエムエス・シック ス (注)1	東京都港区	100,000	持株会社	100.0	7 (-)	-	預金取引関係	-	-
株式会社アプラス (注)2,7	大阪市中央区	15,000	総合信販業	63.5 (63.5)	6 (1)	-	預金取引関係	-	-
全日信販株式会社 (注)6	岡山県岡山市	5,550	信販業	97.2 (97.2)	5 (1)	-	-	-	-
昭利リース株式会社 (注)7	東京都新宿区	24,300	リース業	96.3	7 (-)	-	預金取引関係	-	-
Shinsei Bank Finance N.V.	オランダ領アン ティールキュラ ソー島	千米ドル 2,100	金融業	100.0	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-
Shinsei Capital (USA) ,Ltd.	米国デラウェア 州	千米ドル 0	金融業	100.0	6 (3)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei International Limited	英国ロンドン市	千英ポンド 3,000	証券業	100.0	1 (-)	-	預金取引関係	-	欧州に おける 投資情 報の紹 介
Shinsei Finance (Cayman) Limited (注)1,6	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	千米ドル 790,000	金融業	100.0	2 (-)	-	-	-	-

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Shinsei Finance (Cayman) Limited (注) 1, 6	英国領ケイマン諸島グランドケイマン	千米ドル 712,000	金融業	100.0	2 (-)	-	-	-	-
その他63社 (注) 8, 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(持分法適用関連会社) シンキ株式会社 (注) 2	東京都新宿区	12,665	金融業	36.4	2 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
株式会社ラフィアキャピタル	東京都港区	10	プライベート・エクイティ・ファンドの運営	50.0	2 (-)	-	アドバイザー・サービス	-	-
Hillcot Holdings Limited	英国領バミューダハミルトン市	千米ドル 24	保険持株会社	33.7	2 (1)	-	-	-	-
BlueBay Asset Management Limited	英国ロンドン市	千英ポンド 12	資産運用業	25.0	1 (-)	-	-	-	-
その他9社 (注) 8	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、株式会社ワイエムエス・シックス、Shinsei Finance (Cayman) Limited及びShinsei Finance (Cayman) Limitedは、特定子会社に該当します。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社アプラス及びシンキ株式会社であります。

3. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5. 株式会社ピーエムファイナンスは、当連結会計年度中に、新生銀ファイナンス株式会社に会社名を変更しております。

6. 全日信販株式会社は株式取得により、Shinsei Finance (Cayman) Limited及びShinsei Finance (Cayman) Limitedは設立により当連結会計年度から連結しております。

7. 上記関係会社のうち、株式会社アプラス及び昭和リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間取引を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

昭和リース株式会社の平成18年3月期の経常収益は153,794百万円、経常利益は6,541百万円、当期純利益は6,046百万円、純資産額は33,827百万円、総資産額は544,294百万円であります。

株式会社アプラスは有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

8. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

9. その他63社に含まれております新生セールスファイナンス株式会社(資本金350百万円)につきまして、当行は、同社の全株式を平成18年4月1日付で当行の連結子会社である株式会社アプラスに譲渡しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年3月31日現在

	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	合計
従業員数(人)	4,995 [1,511]	77 [3]	64 [1]	271 [9]	5,407 [1,524]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書で記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ394人増加したのは、主として当連結会計年度より全日信販株式会社が新たに連結子会社となったことによるものであります。
なお、当連結会計年度末における同社の従業員数は263人であります。

(2) 当行の従業員数

平成18年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,701	37.5	10.7	8,815

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者1人を含み、嘱託及び臨時従業員135人を含んでおりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与は、出向者を含んでおりません。
4. 当行の従業員組合は、新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,070人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

金融経済環境

当連結会計年度のマクロ環境を顧みますと、日本経済は一時的な踊り場局面から脱し、前々期、前期に引き続く回復基調が継続しております。特に夏場以降、個人消費の底堅さに加えて企業マインドの改善が顕著となり、雇用状況の一層の改善が進捗してきております。また、年末近くには消費者物価指数がプラスに転じました。良好なマクロ経済環境が展望できるとみられることから、日銀は平成18年3月9日の金融政策決定会合において、量的緩和政策の解除を決定いたしました。長らくデフレ環境に苦しんだ日本経済の変容を象徴する金融政策の変更であり、次の段階で想定されるゼロ金利政策からの脱却が実現されれば、名実共に金融政策の正常化が達成されることとなります。

国内外の景気の明るさを反映して企業業績は引続き好調に推移いたしました。依然潤沢な流動性状況もあり、資産価格の上昇がみられました。日経平均株価指数は、11,000円台で推移した後、夏場から上昇傾向を継続してきており、3月末には17,000円台と平成12年以来的水準を回復して年度を終えております。地価の回復も全国的なものとなり、資産価格デフレの終焉も達成されたものと言えます。

海外経済も好調で、米国は3%台後半の成長率を維持しており、日本と共に長らく回復が遅れていたユーロ圏経済も堅調ぶりが鮮明になってきております。その他地域も含めて世界的な成長が前年度から続いております。

こうした実体経済の堅調を反映する形で、主要国の金融政策はこれまでの緩和から穏やかながら引締め方向に舵取りが変化してまいりました。米国は引続き小幅の利上げを継続してきており、欧州中央銀行も年末に利上げを再開しました。過剰ともみられた世界的に潤沢な流動性は、徐々にではありますが、縮小方向に向かいつつあると思われま

す。原油を始めとする商品価格の持続的な上昇にもかかわらず、世界的には依然として投資を上回る貯蓄超過の状態にあり、中国を始めとする供給能力の余剰もあって、インフレ率、特に食品、エネルギーを除いたコア・インフレ率は極めて安定した状態が継続しております。

このため、世界的な成長にもかかわらず、インフレ率の急激な上昇や大幅な金融引締め政策が取られる可能性は低いと考えられております。

為替につきましては、主要国通貨との金利差の拡大、国内からの国際分散投資の進展もあり、年度を通じて円は弱含みで推移いたしました。対ドルでの為替レートは、105円近辺から110円台後半の水準となっております。

総括いたしますと、世界的に堅調な経済成長状況のなかで、日本経済は順調な回復が継続いたしました。エネルギー価格を始めとする一次産品の価格上昇等懸念要因はありますものの、日本経済は、引続き穏やかなペースながら、持続的な成長への道を辿っているものとみられます。

営業の経過及び成果

当行は、健全な財務体質と、インスティテューショナル・バンキング、コンシューマーアンドコマーシャルファイナンス、リテール・バンキングを3つの戦略分野とするビジネスモデルをベースに、法人及び個人のお客さまに、幅広い金融商品・サービスを提供しております。

当連結会計年度においては、インスティテューショナル・バンキング及びリテール・バンキングの両分野が、順調に推移いたしました。加えて、前連結会計年度の株式会社アプラス及び昭和リース株式会社の連結子会社化により、戦略分野の一つであるコンシューマーアンドコマーシャルファイナンスが、中核分野として大きく成長し、通期で業績に貢献いたしました。

当連結会計年度の主な営業の経過は以下のとおりであります。

<リテール・バンキング業務>

リテール・バンキング業務におきましては、総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）の新規開設が引続き好調に推移し、口座数は、平成18年3月末には従来からの口座を含め170万を超えました。また、平成17年5月に取り扱いを開始した定期預金「パワード・ワン プラス（期間延長特約付5年又は10年満期）」等の残高が順調に増加、さらに、外貨預金、投資信託や個人年金保険等の販売が順調に伸びるなど、個人預かり資産残高は4兆円を超えるとともに、手数料収入の増加につながっております。また、住宅ローンにつきましても、繰上返済手数料無料などの商品性が評価され、「パワースマート住宅ローン」の平成18年3月末の残高は約4,300億円に達しております。これらの結果、リテール部門は、前連結会計年度に続き、順調に収益を拡大しております。

当行は、当連結会計年度中に、東京都内の京橋、新宿南、表参道、及び大阪府内の心斎橋、梅田に軽量店舗「新生バンクスポット」を開設いたしました。さらに、東京メトロ駅構内へのATM設置を進めるなどサービスチャネルの拡充を図っております。

また、平成17年6月には、楽天証券株式会社との提携により、新生パワーダイレクト（インターネットバンキング）を通じて証券取引ができる証券仲介サービスを開始いたしました。さらに、日本初となるインターネットによる申込が可能な投資型年金保険「新生パワーダイレクト年金」（引受保険会社：ウインタートウル・スイス生命保険株式会社）の取扱いを平成18年4月より開始いたしました。

当行は、今後ともお客様のニーズに合った商品・サービスをタイムリーに投入することにより、お客様の利便性をより一層高めるとともに、顧客基盤の拡大を図ってまいります。

< インスティテューショナル・バンキング業務 >

インスティテューショナル・バンキング業務におきましても収益基盤の多様化を着実に図ってきております。

従来より強化している証券化業務におきましては、多様な資産に幅広く対応できる体制を整え、企業向けローン、リース、クレジットカード、割賦、消費者ローン、住宅ローン、商業用不動産などの各分野におきまして、先進的な実績をあげ、証券化のトッププレーヤーとしての地位を築いております。

平成18年1月には、楽天株式会社と、インターネットを活用した住宅ローン専門の合併会社「楽天モーゲージ」を設立することで合意しました。同社は、平成18年10月の営業開始に向けて準備を進めており、当初は住宅金融公庫と提携し“フラット35”を主力商品として取り扱う予定であります。

企業再生ビジネスの分野におきましては、これまでに培ってきたノウハウを活用することにより、企業の収益力と競争力を高めるためのソリューションの提供に取り組むなど業務拡大を図っております。

中小企業向け貸出につきましては、社長を委員長とする中小企業向け貸出取引推進委員会を定期的に開催するなど全行的に取り組み、お客様のニーズに応えております。

平成17年5月には、英国現地法人新生インターナショナル（英文社名：Shinsei International Limited）が営業を開始いたしました。また、当行は、ドイツのノルト／LB及びウェストLBと合併会社を設立し、ドイツにおける不良債権の買取・再編並びに処理などを目的とした不良債権ビジネスに参入いたしました。いずれも当行の有する経験・スキルを効果的に活用するものであります。

< コンシューマーアンドコマースシャルファイナンス業務 >

当行は、コンシューマーアンドコマースシャルファイナンス業務、いわゆるノンバンク・ビジネスを、3つの戦略分野の一つとしています。平成16年9月に株式会社アプラスを、平成17年3月に昭和リース株式会社をそれぞれ子会社とし、また、平成16年10月にシンキ株式会社を関連会社とし、これまで当行グループではご提供できなかった信販・クレジットカード、消費者向けローン並びにリース・ファイナンスなどの商品・サービスをご提供できる体制を構築いたしました。

当連結会計年度は、これらグループ会社の業績が通期で寄与した一方、当行の持つシステムやリスク管理などのノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益力・競争力の一層の向上を図りました。

< 財務体質の強化 >

金融再生法ベースの開示債権は、平成18年3月末現在で425億円となり、不良債権比率は1.0%となっております。資金調達面では、コスト削減に向けた調達構造の見直し・多様化を進めております。

格付の向上やお客様からの信任の高まりに伴い、預金・債券ともに調達コストは低下しております。預金につきましては、個人のお客様との取引も着実に増加するなど、調達基盤が拡大しております。また、今後の成長を実現するために資本構造をより柔軟にするとともに、低コストでの資本調達を実現するために、海外市場における優先出資証券及び期限付劣後社債の発行を行いました。

格付につきましては、ムーディーズ社が平成18年2月に当行長期預金格付及び無担保長期債務格付けをB a a 1 からA 3に引き上げております。

業績の概況

このような金融経済環境及び営業経過のもと、当連結会計年度における業績は以下のとおりとなりました。

(概要)

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は9兆4,050億円(前連結会計年度末比8,286億円増加)となりました。主要な勘定残高といたしましては、債券・社債が1兆3,169億円(同比140億円減少)、預金・譲渡性預金

が4兆717億円(同比6,189億円増加)で、貸出金につきましても4兆875億円(同比6,571億円増加)となりました。損益面では当連結会計年度の経常収益は5,290億円(前連結会計年度比2,804億円増加)、経常費用は4,575億円(同比2,634億円増加)となりました。この結果、連結経常利益は714億円(同比170億円増加)となり、特別利益37億円、特別損失14億円、法人税等37億円(費用)、法人税等調整額114億円(収益)等を計上後の連結当期純利益は760億円(同比86億円増加)となりました。なお、前連結会計年度に株式会社アプラス及び昭和リース株式会社を買収した影響といたしましては、前連結会計年度では株式会社アプラスについては貸借対照表と平成16年10月1日から平成17年3月31日までの損益計算書を連結し、昭和リース株式会社については貸借対照表のみを連結いたしました。当連結会計年度では株式会社アプラス及び昭和リース株式会社の全ての財務諸表を連結しております。

(預金・譲渡性預金)

当連結会計年度に預金は8,341億円増加いたしました。これは主に、総合口座「Power Flex」の利便性が好評を得たことに加え、顧客ニーズにマッチした新型預金商品を販売し、個人のお客さまからの預金が引続き増加したことによるものです。譲渡性預金は当連結会計年度に2,152億円減少し、預金・譲渡性預金合計の年度末残高は前連結会計年度末比6,189億円増加の4兆717億円となりました。

(債券・社債)

上記のような顧客戦略に加え、普通銀行への転換を踏まえて、資金調達の軸足を債券から預金へとシフトし続けており、債券発行残高は徐々に減少しております。債券は当連結会計年度に2,237億円減少し、年度末発行残高は1兆189億円となりました。一方、社債に関しましては海外での劣後社債の発行もあって当連結会計年度に2,096億円増加して年度末発行残高は2,980億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、景気の底打ち感が生じる中、企業の資金需要に様々なソリューションを提供し、とりわけ経営健全化計画に則って中小企業向け貸出に積極的に取り組みました。また個人顧客向けの住宅ローンにも注力いたしました。こうした様々な営業活動によりまして、貸出金は当連結会計年度に合計6,571億円増加し、年度末残高は4兆875億円となりました。

(有価証券・特定取引資産)

当連結会計年度の有価証券は162億円増加して、年度末残高は1兆4,944億円となり、また特定取引資産は250億円増加し、年度末残高は1,935億円となりました。

(経常損益)

収益につきましては、資金運用収益が前連結会計年度比236億円増加して1,250億円となりましたが、これは主に、貸出金残高の増加等によって貸出金利息が同比270億円増加して1,044億円となったことによるものです。また非資金運用収益におきましても、従来から戦略業務として注力してきたキャピタルマーケット業務等の投資銀行業務の収益が引続き好調だったほか、投信・変額年金の取扱いも増加しており、役務取引等収益が682億円で同比105億円増加、特定取引収益も276億円と同比36億円増加、その他経常収益は394億円で同比121億円増加と、各分野で増収となりました。さらに、その他業務収益に関しましては、前述の既往業務の好業績に加えて、買収した株式会社アプラス及び昭和リース株式会社からのリース・割賦収益の貢献があって同比2,303億円増加の2,686億円となりました。以上の結果、経常収益は同比2,804億円増加して5,290億円となりました。

一方、経常費用も4,575億円と前連結会計年度比2,634億円増加いたしました。これは収益の大幅な伸びに伴って取引関連費用等が増加した他、株式会社アプラス及び昭和リース株式会社等の買収に伴う連結調整勘定・無形資産の償却費用294億円も含まれております。また、資金調達費用につきましては、過年度発行の比較的高い金利の利付債の償還が進んだことに加え、格付向上等により資金調達費用が抑制されて、同比82億円増加となる427億円にとどま

り、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット収益は、前連結会計年度の668億円に対して当連結会計年度は822億円へと増加しております。営業経費につきましても、連結子会社が増加した影響や、リテール分野での顧客数及び取引数の増加等により同比392億円増加の1,365億円となりましたが、引続き厳しい管理に努めており、効率性に留意した運営を行なっております。

以上により、当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度比170億円増加の714億円となりました。

（当期純利益）

特別損益につきましては、前連結会計年度は多額の貸倒引当金戻入益を計上いたしましたが、当連結会計年度は既に不良債権残高が低い水準にあることもあって、特別利益は前連結会計年度比81億円減少の37億円となっております。しかし好調な経常利益の増加が特別利益の減少を上回り、税金等調整前当期純利益は同比81億円増加の737億円となり、少数株主利益・税金等調整後の当期純利益も同比86億円の増加となる760億円を計上いたしました。

また銀行単体の税引後当期純利益でも前期比67億円増加の748億円を計上して、経営健全化計画の680億円を68億円上回ることができました。

（資 本）

以上の損益状況の結果、当連結会計年度末の資本の部合計は前連結会計年度末比686億円増加して8,553億円となっております。

国内基準における連結自己資本比率は、海外特別目的会社による優先出資証券の発行や、期限付劣後社債の発行、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加等により同比3.75ポイント向上し、15.53%となっております。また、国内基準における銀行単体の自己資本比率は24.45%となり、同比2.32ポイント向上しております。

（キャッシュ・フロー）

連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等に対して貸出金の増加等により2,809億円の支出（前連結会計年度は2,320億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還が取得を上回ったこと等により1,357億円の収入（同3,007億円の支出）、また財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行等により3,237億円の収入（同737億円の収入）となりました。この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,784億円増加し、3,407億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度は、「国内」においては、資金運用収支は835億円（前連結会計年度比148億円増）、役務取引等収支は451億円（同27億円増）、特定取引収支は275億円（同35億円増）、その他業務収支は818億円（同591億円増）となりました。

「海外」においては、資金運用収支は19億円（同15億円増）、役務取引等収支は14億円（同8億円増）、その他業務収支は4億円（同4億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用収支が前連結会計年度比162億円増加し852億円、役務取引等収支は同31億円増加し484億円、特定取引収支は同35億円増加し275億円、その他業務収支は同595億円増加し823億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	68,687	319	3	69,004
	当連結会計年度	83,567	1,901	250	85,217
うち資金運用収益	前連結会計年度	101,104	1,158	866	101,396
	当連結会計年度	124,120	2,739	1,830	125,029
うち資金調達費用	前連結会計年度	32,416	838	862	32,392
	当連結会計年度	40,553	838	1,579	39,811
役務取引等収支	前連結会計年度	42,452	559	629	42,382
	当連結会計年度	45,155	1,412	1,071	45,496
うち役務取引等収益	前連結会計年度	57,709	635	655	57,690
	当連結会計年度	68,267	1,544	1,547	68,263
うち役務取引等費用	前連結会計年度	15,256	76	25	15,308
	当連結会計年度	23,111	131	476	22,767
特定取引収支	前連結会計年度	23,992	-	-	23,992
	当連結会計年度	27,513	-	-	27,513
うち特定取引収益	前連結会計年度	23,992	-	-	23,992
	当連結会計年度	27,665	-	-	27,665
うち特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	152	-	-	152
その他業務収支	前連結会計年度	22,755	4	5	22,755
	当連結会計年度	81,856	471	-	82,328
うちその他業務収益	前連結会計年度	37,967	268	5	38,231
	当連結会計年度	268,138	473	-	268,611
うちその他業務費用	前連結会計年度	15,211	264	-	15,475
	当連結会計年度	186,281	1	-	186,283

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(当連結会計年度2,918百万円、前連結会計年度2,104百万円)を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当連結会計年度は、「国内」においては、資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比15.35%の増加、利回りは同0.12ポイント上昇し2.08%、資金調達勘定平均残高は同22.84%の増加、利回りは同0.01ポイント上昇し0.68%となりました。

「海外」においては、資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比40.0%の増加、利回りは同2.51ポイント上昇し6.16%、資金調達勘定平均残高は同20.99%の減少、利回りは同0.73ポイント上昇し3.50%となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比15.36%増加し5兆9,559億円、利回りは同0.14ポイント上昇し2.10%となり、資金調達勘定平均残高は同22.53%増加し5兆9,144億円、利回りは前連結会計年度と同じ0.67%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	5,162,417	101,104	1.96
	当連結会計年度	5,954,943	124,120	2.08
うち預け金	前連結会計年度	171,079	2,832	1.66
	当連結会計年度	115,267	2,357	2.05
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	134,132	26	0.02
	当連結会計年度	100,990	22	0.02
うち買現先勘定	前連結会計年度	1,700	0	0.00
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	49,580	6	0.01
	当連結会計年度	10,311	30	0.30
うち有価証券	前連結会計年度	1,510,758	15,792	1.05
	当連結会計年度	1,720,902	15,994	0.93
うち貸出金	前連結会計年度	3,101,020	77,147	2.49
	当連結会計年度	3,731,315	104,435	2.80

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金調達勘定	前連結会計年度	4,825,737	32,416	0.67
	当連結会計年度	5,927,837	40,553	0.68
うち預金	前連結会計年度	2,686,579	13,573	0.51
	当連結会計年度	3,577,159	16,922	0.47
うち譲渡性預金	前連結会計年度	410,192	137	0.03
	当連結会計年度	199,762	62	0.03
うち債券	前連結会計年度	1,312,434	6,184	0.47
	当連結会計年度	1,152,951	4,709	0.41
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	118,704	626	0.53
	当連結会計年度	127,441	95	0.08
うち売現先勘定	前連結会計年度	121,384	6	0.01
	当連結会計年度	632	0	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	13,246	4	0.03
	当連結会計年度	4,983	27	0.55
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	6,453	93	1.45
	当連結会計年度	96,407	160	0.17
うち借入金	前連結会計年度	538,200	13,588	2.52
	当連結会計年度	1,145,455	15,387	1.34
うち社債	前連結会計年度	7,294	3	0.05
	当連結会計年度	126,608	3,052	2.41

（注）1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社について各月毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2．当連結会計年度の資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（171,066百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（503,926百万円）及び利息（2,918百万円）を、前連結会計年度の資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（210,163百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（389,036百万円）及び利息（2,104百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

3．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	31,752	1,158	3.65
	当連結会計年度	44,454	2,739	6.16
うち預け金	前連結会計年度	693	41	6.00
	当連結会計年度	1,377	62	4.50
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	1,305	130	9.97
	当連結会計年度	20,645	1,869	9.05
うち貸出金	前連結会計年度	27,077	971	3.59
	当連結会計年度	21,992	799	3.63
資金調達勘定	前連結会計年度	30,287	838	2.77
	当連結会計年度	23,931	838	3.50
うち預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	745	0	0.05
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
うち借入金	前連結会計年度	5,694	154	2.72
	当連結会計年度	604	8	1.35
うち社債	前連結会計年度	24,592	683	2.78
	当連結会計年度	22,580	829	3.67

（注）１．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社について各月毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

２．「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （％）
		小計	相殺消去額 （ ）	合計	小計	相殺消去額 （ ）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	5,194,170	31,323	5,162,846	102,262	866	101,396	1.96
	当連結会計年度	5,999,397	43,474	5,955,923	126,860	1,830	125,029	2.10
うち預け金	前連結会計年度	171,772	567	171,204	2,873	39	2,834	1.66
	当連結会計年度	116,645	810	115,835	2,419	50	2,369	2.05
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	134,132	-	134,132	26	-	26	0.02
	当連結会計年度	100,990	-	100,990	22	-	22	0.02
うち買現先勘定	前連結会計年度	1,700	-	1,700	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	49,580	-	49,580	6	-	6	0.01
	当連結会計年度	10,311	-	10,311	30	-	30	0.30
うち有価証券	前連結会計年度	1,512,064	2,566	1,509,497	15,923	60	15,862	1.05
	当連結会計年度	1,741,548	20,066	1,721,482	17,863	983	16,879	0.98
うち貸出金	前連結会計年度	3,128,097	28,189	3,099,907	78,118	765	77,353	2.50
	当連結会計年度	3,753,308	22,597	3,730,711	105,234	796	104,438	2.80
資金調達勘定	前連結会計年度	4,856,024	29,028	4,826,995	33,255	862	32,392	0.67
	当連結会計年度	5,951,768	37,268	5,914,499	41,391	1,579	39,811	0.67
うち預金	前連結会計年度	2,686,579	567	2,686,011	13,573	39	13,533	0.50
	当連結会計年度	3,577,905	810	3,577,094	16,922	50	16,872	0.47
うち譲渡性預金	前連結会計年度	410,192	-	410,192	137	-	137	0.03
	当連結会計年度	199,762	-	199,762	62	-	62	0.03
うち債券	前連結会計年度	1,312,434	-	1,312,434	6,184	-	6,184	0.47
	当連結会計年度	1,152,951	-	1,152,951	4,709	-	4,709	0.41
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	118,704	-	118,704	626	-	626	0.53
	当連結会計年度	127,441	-	127,441	95	-	95	0.08
うち売現先勘定	前連結会計年度	121,384	-	121,384	6	-	6	0.01
	当連結会計年度	632	-	632	0	-	0	0.00

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （％）
		小計	相殺消去額 （ ）	合計	小計	相殺消去額 （ ）	合計	
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	13,246	-	13,246	4	-	4	0.03
	当連結会計年度	4,983	-	4,983	27	-	27	0.55
うちコマースナル・ペ ーパー	前連結会計年度	6,453	-	6,453	93	-	93	1.45
	当連結会計年度	96,407	-	96,407	160	-	160	0.17
うち借入金	前連結会計年度	543,894	28,189	515,704	13,743	818	12,924	2.51
	当連結会計年度	1,146,060	22,597	1,123,462	15,395	796	14,598	1.30
うち社債	前連結会計年度	31,887	-	31,887	687	0	687	2.16
	当連結会計年度	149,188	13,572	135,616	3,882	732	3,149	2.32

（注）1．当連結会計年度の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（171,209百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（503,926百万円）及び利息（2,918百万円）を、前連結会計年度の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（210,163百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（389,036百万円）及び利息（2,104百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

2．相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度は、「国内」においては、役務取引等収益は682億円（前連結会計年度比105億円増）、役務取引等費用は231億円（同78億円増）となりました。

「海外」においては、役務取引等収益は15億円（同9億円増）、役務取引等費用は1億円（同0億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、役務取引等収益は前連結会計年度比105億円増加し682億円、役務取引等費用は同74億円増加し227億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	57,709	635	655	57,690
	当連結会計年度	68,267	1,544	1,547	68,263
うち債券・預金・貸出業務	前連結会計年度	2,632	-	8	2,623
	当連結会計年度	6,763	-	-	6,763
うち為替業務	前連結会計年度	706	-	0	706
	当連結会計年度	950	-	0	950
うち証券関連業務	前連結会計年度	4,001	-	-	4,001
	当連結会計年度	4,882	364	363	4,882
うち代理業務	前連結会計年度	7,112	-	-	7,112
	当連結会計年度	5,846	0	-	5,846
うち保証業務	前連結会計年度	23,458	28	-	23,486
	当連結会計年度	30,421	-	6	30,415
役務取引等費用	前連結会計年度	15,256	76	25	15,308
	当連結会計年度	23,111	131	476	22,767
うち為替業務	前連結会計年度	3,502	1	0	3,504
	当連結会計年度	6,322	2	0	6,325

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度は、「国内」においては、特定取引収益は276億円（前連結会計年度比36億円増）、特定取引費用は1億円（同1億円増）となりました。

「海外」においては、該当がありませんでした。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引収益は前連結会計年度比36億円増加し276億円、特定取引費用は同1億円増加し、1億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	23,992	-	-	23,992
	当連結会計年度	27,665	-	-	27,665
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	1,870	-	-	1,870
	当連結会計年度	7,796	-	-	7,796
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	2,197	-	-	2,197
	当連結会計年度	2,236	-	-	2,236
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	19,845	-	-	19,845
	当連結会計年度	17,632	-	-	17,632
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	77	-	-	77
	当連結会計年度	-	-	-	-
特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	152	-	-	152
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	152	-	-	152

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 内訳項目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、それぞれの純額を記載しております。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

特定取引資産・負債の内訳（末残）

当連結会計年度は、「国内」においては、特定取引資産は1,935億円（前連結会計年度比250億円増）、特定取引負債は1,499億円（同808億円増）となりました。

「海外」においては、該当がありませんでした。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引資産は前連結会計年度比250億円増加し1,935億円、特定取引負債は同808億円増加し1,499億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前連結会計年度	168,501	-	-	168,501
	当連結会計年度	193,581	-	-	193,581
うち商品有価証券	前連結会計年度	666	-	-	666
	当連結会計年度	7,609	-	-	7,609
うち商品有価証券派 生商品	前連結会計年度	799	-	-	799
	当連結会計年度	16,000	-	-	16,000
うち特定取引有価証 券	前連結会計年度	104,657	-	-	104,657
	当連結会計年度	34,768	-	-	34,768
うち特定取引有価証 券派生商品	前連結会計年度	0	-	-	0
	当連結会計年度	1,726	-	-	1,726
うち特定金融派生商 品	前連結会計年度	62,378	-	-	62,378
	当連結会計年度	133,475	-	-	133,475
うちその他の特定取 引資産	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
特定取引負債	前連結会計年度	69,101	-	-	69,101
	当連結会計年度	149,990	-	-	149,990
うち売付商品債券	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
うち商品有価証券派 生商品	前連結会計年度	2,091	-	-	2,091
	当連結会計年度	23,682	-	-	23,682
うち特定取引売付債 券	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
うち特定取引有価証 券派生商品	前連結会計年度	12	-	-	12
	当連結会計年度	494	-	-	494
うち特定金融派生商 品	前連結会計年度	66,463	-	-	66,463
	当連結会計年度	124,525	-	-	124,525
うちその他の特定取 引負債	前連結会計年度	534	-	-	534
	当連結会計年度	1,287	-	-	1,287

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	3,081,033	-	827	3,080,206
	当連結会計年度	3,914,974	-	588	3,914,385
うち流動性預金	前連結会計年度	943,352	-	0	943,352
	当連結会計年度	1,268,866	-	0	1,268,865
うち定期性預金	前連結会計年度	1,785,817	-	-	1,785,817
	当連結会計年度	2,336,231	-	-	2,336,231
うちその他	前連結会計年度	351,863	-	827	351,036
	当連結会計年度	309,876	-	587	309,288
譲渡性預金	前連結会計年度	372,607	-	-	372,607
	当連結会計年度	157,373	-	-	157,373
総合計	前連結会計年度	3,453,641	-	827	3,452,813
	当連結会計年度	4,072,347	-	588	4,071,758

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 流動性預金 = 通知預金 + 普通預金 + 当座預金
定期性預金 = 定期預金
3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(6) 国内・海外別債券残高の状況

債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
債券合計	前連結会計年度	1,242,632	-	-	1,242,632
	当連結会計年度	1,018,909	-	-	1,018,909
うち利付長期信用債券	前連結会計年度	1,198,955	-	-	1,198,955
	当連結会計年度	998,898	-	-	998,898
うち割引長期信用債券	前連結会計年度	28,260	-	-	28,260
	当連結会計年度	-	-	-	-
うちその他	前連結会計年度	15,417	-	-	15,417
	当連結会計年度	20,010	-	-	20,010

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 利付長期信用債券には、「利付長期信用債券（利子一括払）」を含んでおります。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成17年3月31日		平成18年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	3,393,438	100.00	4,003,690	100.00
製造業	193,954	5.72	165,686	4.14
農業	5	0.00	27	0.00
林業	20	0.00	16	0.00
漁業	50	0.00	17	0.00
鉱業	1,928	0.06	6,477	0.16
建設業	23,952	0.71	21,950	0.55
電気・ガス・熱供給・水道業	120,572	3.55	99,760	2.49
情報通信業	21,327	0.63	31,630	0.79
運輸業	427,406	12.60	409,226	10.22
卸売・小売業	59,759	1.76	90,234	2.26
金融・保険業	770,340	22.70	949,668	23.72
不動産業	852,564	25.12	1,030,055	25.73
各種サービス業	149,426	4.40	173,882	4.34
地方公共団体	139,824	4.12	75,229	1.88
その他	632,304	18.63	949,824	23.72
海外及び特別国際金融取引勘定分	36,983	100.00	83,870	100.00
政府等	191	0.52	472	0.56
金融機関	-	-	-	-
その他	36,792	99.48	83,397	99.44
合計	3,430,421		4,087,561	-

（注）「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成17年3月31日	ロシア連邦	61
	インドネシア共和国	46
	その他（2ヶ国）	2
	合計	111
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）
平成18年3月31日	インドネシア共和国	48
	その他（1ヶ国）	1
	合計	50
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）

（注） 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等向けの債権残高を掲げております。

[次へ](#)

(8) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	587,815	-	587,815
	当連結会計年度	478,578	-	478,578
地方債	前連結会計年度	151,634	-	151,634
	当連結会計年度	81,136	-	81,136
短期社債	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
社債	前連結会計年度	534,860	-	534,860
	当連結会計年度	516,766	-	516,766
株式	前連結会計年度	43,383	-	43,383
	当連結会計年度	50,494	-	50,494
その他の証券	前連結会計年度	156,449	4,076	160,525
	当連結会計年度	324,618	42,895	367,514
合計	前連結会計年度	1,474,143	4,076	1,478,219
	当連結会計年度	1,451,594	42,895	1,494,489

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 . 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
業務粗利益	94,478	102,931	8,453
経費 (除く臨時処理分)	68,858	73,257	4,398
人件費	28,575	29,689	1,113
物件費	36,888	39,752	2,863
税金	3,393	3,815	421
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	25,619	29,673	4,054
実質業務純益	54,981	69,182	14,200
うち債券関係損益	673	3,408	2,735
一般貸倒引当金繰入額	-	-	-
業務純益	25,619	29,673	4,054
臨時損益	23,182	33,741	10,559
株式関係損益	525	4,870	5,395
金銭の信託運用損益	29,361	39,508	10,146
不良債権処理損失	1,731	560	1,171
貸出金償却	1,731	187	1,544
個別貸倒引当金繰入額	-	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-	-
債券売却関連損失引当金繰入額	-	-	-
その他の債権売却損等	-	372	372
その他臨時損益	4,973	336	4,637
経常利益	46,697	60,497	13,799
特別損益	18,161	6,142	12,019
うち動産不動産処分損益	572	119	453
税引前当期純利益	64,859	66,639	1,780
法人税、住民税及び事業税	2,374	5,991	3,616
法人税等調整額	864	2,260	1,396
当期純利益	68,097	74,890	6,793

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2. 実質業務純益 = 業務粗利益 + 金銭の信託運用損益 - 経費 (除く臨時処理分)
 金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。
3. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却
7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
8. 前事業年度の貸倒引当金は全体で17,804百万円の取崩超のため、また当事業年度の貸倒引当金は全体で5,498百万円の取崩超のため、それぞれその金額を特別利益に計上しております。

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
給料・手当	24,623	25,752	1,128
退職給付費用	3,351	2,375	975
福利厚生費	3,335	3,248	86
減価償却費	5,770	6,791	1,020
土地建物機械賃借料	6,097	5,915	181
営繕費	1,843	1,914	71
消耗品費	975	1,205	230
給水光熱費	663	724	60
旅費	798	829	30
通信費	1,856	2,295	438
広告宣伝費	3,276	2,433	842
租税公課	3,393	3,815	421
その他	14,101	16,557	2,456
計	70,088	73,860	3,772

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度（％） （ A ）	当事業年度（％） （ B ）	増減（％） （ B ） - （ A ）
(1) 資金運用利回	1.26	1.16	0.10
貸出金利回	1.72	1.42	0.30
有価証券利回	0.49	0.68	0.19
(2) 資金調達原価	1.91	1.79	0.12
資金調達利回	0.45	0.35	0.10
預金利回	0.26	0.22	0.04
債券利回	0.47	0.40	0.07
(3) 総資金利鞘	-	0.65	0.63
(4) 資金運用利回 - 資金調達利回	-	0.81	0.81
			-

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります。

（但し特別国際金融取引勘定を除く）

2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

3. ROE（単体）

	前事業年度（％） （ A ）	当事業年度（％） （ B ）	増減（％） （ B ） - （ A ）
実質業務純益ベース	12.10	13.49	1.39
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	5.15	5.33	0.18
業務純益ベース	5.15	5.33	0.18
当期純利益ベース	15.21	14.67	0.54

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度（百万円） （ A ）	当事業年度（百万円） （ B ）	増減（百万円） （ B ） - （ A ）
預金（末残）	3,528,879	4,158,192	629,313
預金（平残）	3,239,013	3,946,318	707,305
債券（末残）	1,246,862	1,021,419	225,443
債券（平残）	1,319,239	1,158,654	160,585
貸出金（末残）	3,443,721	3,961,246	517,524
貸出金（平残）	3,186,926	3,612,352	425,425

（注） 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度(百万円) (A)	当事業年度(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,277,745	3,081,691	803,946
法人	839,669	893,531	53,861
合計	3,117,414	3,975,222	857,807

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度(百万円) (A)	当事業年度(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	289,262	454,561	165,298
住宅ローン残高	289,262	454,561	165,298
その他ローン残高	-	-	-

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	2,059,846	2,102,808	42,961
総貸出金残高	百万円	3,406,738	3,911,548	504,810
中小企業等貸出金比率	/ %	60.46	53.76	6.70
中小企業等貸出先件数	件	25,803	35,967	10,164
総貸出先件数	件	26,264	36,404	10,140
中小企業等貸出先件数比率	/ %	98.24	98.80	0.56

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	2	2	1	0
保証	188	49,894	140	30,984
計	190	49,896	141	30,985

[次へ](#)

6．内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	13,231	10,134,031	15,957	9,526,440
	各地より受けた分	5,144	17,374,976	7,704	14,617,587
代金取立	各地へ向けた分	15	49,699	12	18,758
	各地より受けた分	0	275,723	0	8,724

7．外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	6,141	6,161
	買入為替	1	0
被仕向為替	支払為替	7,804	9,180
	取立為替	253	191
合計		14,200	15,533

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号。以下「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年3月31日	平成18年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	451,296	451,296
	うち非累積的永久優先株	270,443	270,443
	新株式申込証拠金	-	-
	新株式払込金		
	資本剰余金	18,558	18,558
	利益剰余金	307,350	375,555
	連結子会社の少数株主持分	4,391	183,845
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	173,268
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	自己株式払込金		
	自己株式()	9	12
	為替換算調整勘定	2,738	3,781
	営業権相当額()	77,229	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		68,181
	連結調整勘定相当額()	244,042	226,692
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	463,053	738,150
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	-	91,039	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	41,318	44,878
	負債性資本調達手段等	297,334	374,635
	うち永久劣後債務 (注2)	246,334	100,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	51,000	274,135
	計	338,652	419,513
	うち自己資本への算入額 (B)	338,652	419,513

項目		平成17年3月31日	平成18年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目(注4) (C)	22,790	42,290
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	778,915	1,115,373
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,624,679	5,344,996
	オフ・バランス取引項目	1,986,294	1,835,500
	計 (E)	6,610,973	7,180,496
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		11.78	15.53

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年 3月31日	平成18年 3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	451,296	451,296
	うち非累積的永久優先株	270,443	270,443
	新株式申込証拠金	-	-
	新株式払込金		
	資本準備金	18,558	18,558
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	6,987	8,567
	任意積立金	-	-
	次期繰越利益	302,595	368,012
	その他	-	173,268
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	自己株式払込金		
	自己株式（ ）	4	6
	営業権相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）		-
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
	計（ A ）	779,433	1,019,696
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	91,039	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	29,815	34,337
	負債性資本調達手段等	247,834	296,635
	うち永久劣後債務（注2）	196,834	22,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	51,000	274,135
	計	277,649	330,973
	うち自己資本への算入額（ B ）	277,649	330,973
控除項目	控除項目（注4）（ C ）	1,305	7,143
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ）（ D ）	1,055,777	1,343,527

項目		平成17年 3月31日	平成18年 3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	3,884,382	4,502,078
	オフ・バランス取引項目	886,086	991,990
	計 (E)	4,770,468	5,494,069
単体自己資本比率（国内基準）= D / E × 100（%）		22.13	24.45

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

（*）優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	775百万米ドル	700百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左

配当支払に関する条件概要(続き)	<p>配当可能利益制限</p> <p>当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。</p>	同左
	<p>優先株式配当制限</p> <p>当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。</p>	同左
	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。 (2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定

更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定

清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始

民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定

支払不能事由： 債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。

債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。

2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(*) 平成18年4月に期限前償還を実施した永久劣後債務100,000百万円及び今後同年9月末日までに期限前償還を実施予定の永久劣後債務8,923百万円につきましては、同年3月31日現在の連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本額には含めておりません。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年3月31日	平成18年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	31	7
危険債権	421	207
要管理債権	65	211
正常債権	35,693	40,865

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行グループは、お客さまの満足度のさらなる向上を図るとともに、健全で収益性の高い新しいタイプの金融機関として確固たる地位を築くべく、以下のような諸課題に取り組んでおります。

お客さまのニーズに応える商品・サービスのご提供による長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、従来以上にお客さまのニーズにお応えする様々な商品・サービスのご提供を通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指していきたいと考えております。

グループ競争力・収益力の向上

当行は、銀行本体のみならずグループ会社を含めまして、先進的な手法・アプローチによるリスク管理の厳正化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営に努めるとともに、徹底した合理化に取り組むことにより、グループ全体の競争力・収益力の向上を図ってまいります。また、資本の質の向上を図ると同時に、資本を有効に活用し、健全かつ効率性・収益性の高い財務体質を確立してまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、委員会設置会社であり、経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制を確立しております。取締役会に加えて過半が社外取締役から構成される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置し、経営の監督にあてるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行は、従前以上に効率的な内部統制体制の構築と運用に努めるとともに、上場企業として投資家の目線に立った適時、適切かつ公平な情報開示に努めております。

なお、当行子会社である新生信託銀行株式会社は、平成18年4月26日に、金融庁より、銀行法第26条第1項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第8条の2に基づく行政処分（不動産管理処分信託業務の新規受託業務にかかる1年間の業務停止命令）を受けました。当行は、今回の同行に対する業務停止命令を厳粛に受け止め、当行グループにおける法令遵守の一層の徹底と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。

当行は、“新生ビジョン”である「顧客に信頼される金融のソリューションを提供することにより、顧客・株主の価値を継続的に高めて行く、日本のすぐれた金融サービス企業」でありたいと考えております。

そのために、顧客重視、誠実さ、責任、チーム・ワーク、社会性という5つの“新生バリュー”を常々実践してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社及び関連会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1．当行の経営戦略について

当行は、平成12年3月に民間銀行として再スタートして以降、資産内容を健全化し財務体質の強化を図るとともに、債券・預金・貸出・内国為替・外国為替・有価証券投資・デリバティブ等の従来からの伝統的な銀行業務に加えて、収益基盤の多様化、安定化を図るために、投資銀行業務とリテール・バンキング業務を拡充・強化してまいりました。さらに、近時は投資銀行業務、リテール・バンキング業務に次ぐ第三の柱としてコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの積極的事業展開を図っております。

当行は、財務の健全性を維持し、長期的・安定的な収益の計上を実現することを経営目標の根幹に据えておりますが、そのために当行は、以下の戦略を中心に、伝統的な預貸業務中心の運営といった過去の金融慣行・枠組みにとらわれることなく、顧客のニーズの変化に合わせ、新しく、かつ競合相手より優れた商品・サービスを提供してまいります。

- ・法人業務においては、投資銀行業務を推進する金融商品部門と顧客担当の法人部門を「インスティテューショナル・バンキング部門」として有機的に融合し、顧客の有する事業・財務上の様々なニーズに最適なソリューションを迅速に提供する体制を整えました。同部門では、伝統的な融資業務に加え、手数料収入を中心とする非金利収入を継続的に増やすべく、証券化、クレジットトレーディング、ノンリコースファイナンス、M&A、企業再生などの投資銀行業務を積極的に推進しております。

証券化：顧客又は当行の保有する資産を裏付けとする証券を発行し、資金を調達する業務であります。当行は、債券引受販売業務などを行う新生証券株式会社や、金銭債権信託業務などを行う新生信託銀行株式会社、債権の管理回収業務を行う新生債権回収株式会社などの子会社と共に、当該業務を推進しております。

クレジットトレーディング：貸出債権やリース料債権等の売買業務であります。当行は、当該業務の事務管理などを行う新生銀ファイナンス株式会社（旧商号：株式会社ピーエムファイナンス）や新生債権回収株式会社などの子会社と共に当該業務を推進しております。当該業務で購入した資産を証券化するなど、当該業務と証券化業務は密接な関係にあります。

ノンリコースファイナンス：貸出の対象となる資産（主として不動産）から生じるキャッシュ・フローを元利払いの原資とする貸出業務であります。

M&A：企業（あるいはその一部の事業部門）の売却、買収、合併、提携等に係るアドバイザー業務であります。

企業再生：リストラクチャリングに取り組む企業に対して、財務体質の強化や資産の効率化、事業再編など、企業の収益力と競争力を高めるためのソリューションを提供する業務であります。

さらに、今後の豊富なビジネス機会が期待できるコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを、投資銀行業務、リテール・バンキング業務に次ぐ第三の戦略の柱と位置付け、積極的な事業展開を図っております。

コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネス：中小企業及び個人顧客の資金ニーズに対応するサービスを提供する業務であります。平成16年9月に子会社化した大手信販会社である株式会社アプラス（以下「アプラス」という。）及び平成17年3月に子会社化した大手リース会社である昭和リース株式会社（以下「昭和リース」という。）をはじめ、新生ビジネスファイナンス株式会社や、新生プロパティファイナンス株式会社、ライフ住宅ローン株式会社などのコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを営む子会社と共に当該業務を推進しております。

今後は、これら連結子会社が有する事業ノウハウ・顧客基盤と、当行の金融・IT技術を組み合わせることにより、収益性・効率性が高いコンシューマーアンドコマースファイナンス事業基盤を構築してまいります。

- ・平成13年6月にスタートした新しいリテール・バンキング業務においては、低コストで利便性の高いインターネット、ATM、コールセンター及びフィナンシャルセンターなどのサービス・チャネルの展開をベースに、富裕層顧客へのコンサルティングや資産運用サービス、仕組み預金等の新型定期預金をはじめ、顧客ニーズに合った金融商品・サービスを拡充してまいります。投資信託委託業務・投資顧問業務などを営む子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社などと共に当該業務を推進しております。また、平成17年6月には、楽天証券株式会社との提携による証券仲介業務につきましても、サービスを開始いたしました。
- ・当行は、先進的なリスク管理手法・アプローチにより、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務関連リスク、法務・コンプライアンスリスク等、多様なリスクの管理厳正化・高度化を図っております。これにより、不良資産の発生を最小限に抑え、財務の健全性を維持すると共に、安定的な収益拡大を目指します。
- ・IT分野においては、インスティテューショナル・バンキング、リテール・バンキングにおける新しい金融商品・サービスの提供、並びに収益、リスク管理の厳正化・高度化を実現するため、大型機中心ではないオープン系のシステムを採用するなど、従来の金融機関の常識にとらわれない最新の技術による情報システムの構築と事務の合理化・効率化を推進しております。今後とも、当行の収益力・競争力の向上を実現するため、効果的なITの活用を進めてまいります。

なお、当行としては上記施策を推進していく意向ではありますが、これらの施策が顧客にどのように受け入れられるかによって、当行の業績が影響を受ける可能性があります。

2. インスティテューショナル・バンキング業務の戦略的拡充について

当行は、インスティテューショナル・バンキング業務の拡充のため企業向け貸出及び貸出以外の業務を強化する戦略を掲げております。当行がかかる戦略を実行するに際しては、わが国経済全体の景気動向に加えて、下記のような重要なリスク及び課題に直面しております。

- ・法人顧客ベースの規模が、国内大手銀行グループより小さいため、既存の顧客に対する貸出増強には限界がある可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における過当競争により、他行の貸出利率が当行が考えるリスク見合いより低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠けることがあります。
- ・当行が経営資源を投入しているノンリコースローンやレバレッジドファイナンス等の新しい貸出形態は、わが国市場において伸びてはいますが、更なる成長やその収益性の維持・拡大が保証されているわけではありません。
- ・政府並びに政府系金融機関が企業再生を主導・関与することにより、企業再生に対する融資及びアドバイザー業務の機会が縮小したり、収益性が低下する可能性があります。

3. コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの事業統合・拡大について

平成16年9月に当行はアプラス（大阪証券取引所市場第一部上場）を子会社化（発行済普通株式数の約67%を取得）したことにより、当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを大きく拡大しました。この買収が成功するか否かは、一部には、アプラスの効率性と収益性を向上させるため同社の業務運営や提供する商品を改善することができるか否かに拠っております。当行及びアプラスがこれらの目標を達成できない場合には、当行は本買収から得ることを期待していた利益を充分には、或いは全く実現できない可能性があり、また当行が当初期待していたほど速やかに実現できない可能性があります。このような事態により、コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの収益性を高めることにより収益源を多様化しようとする当行の努力が妨げられ、当行の収益が減少する可能性があります。

また、当行は、アプラスに対する当行の長期的なサポートの一環として、当行の子会社が保有するアプラス発行の優先株式のうち平成14年8月発行のA種優先株式について、平成18年8月31日までに普通株式に転換する方針であります。当該転換後に当行の子会社が保有するアプラスの普通株式が発行済普通株式に占める比率は、平成18年3月末時点の63.4%から68.9%へ増加することとなります。なお、当該転換により、大阪証券取引所が上場廃止基準に定める少数特定者持株数の発行済普通株式に占める比率が80%を越え、上場廃止基準に抵触する可能性がありますので、アプラスの普通株式の大阪証券取引所市場第一部への上場を維持するため、当行の子会社は平成17年9月にアプラスの普通株式7百万株（現在の発行済普通株式数の3.6%）を売却しております。

当行は、コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスにおける戦略的な提携もしくは買収を引き続き検討しています。これまでも、上記のアプラスのほか、例えば、新生プロパティファイナンス株式会社（旧商号：株式会社エクイオン）及びアポロファイナンス株式会社の買収、帝人ファイナンス株式会社からの個品割賦事業の譲受、株式会社ニッシンとの合併事業並びにシンキ株式会社に対する資本・業務提携を通じて、中小企業向け融資、消費者金融及び個品割賦市場に参入してきました。また、平成17年3月には昭和リースを子会社化し、リース業務を当行グループで提供できる体制を整えました。しかしながら、当行が引き続き魅力的なビジネスチャンスを得られる保証はありませんし、また、当行が行った取引が当初期待した程度の収益性を実現する保証もありません。

さらに当行は、コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの拡大においてさらなる課題に直面しています。例えば、クレジットカード業務における取引高を増加させ、ローンカードの普及を進めるというアプラスの戦略は、取引先との緊密な関係を維持できるかにかかっており、また、オートローン・オートリース業務におけるシェア拡大の取組みは、市場規模の緩やかな縮小に直面しています。加えて、アプラスの業務の効率性を向上させるために当行のIT技術を用いることが、当初想定していたよりも困難である可能性もあります。当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスが直面しているこれらのリスク及びその他のリスクにより、当行によるコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの収益性向上努力が阻害される可能性があります。

4．フルサービス型のリテール・バンキング業務への参入について

当行は、平成13年6月に、フルサービス型のリテール・バンキング業務を開始しました。これ以前の同業務は、主に債券の販売に限定されてきました。当行は、リテール・バンキング業務に必要な人員及び情報システムに多大な経営資源を投入していますが、以下のような具体的なリスク及び課題に直面しており、当行のリテール・バンキング業務を拡大していくという計画が成功する保証はありません。リテール・バンキング業務の発展が妨げられると、収益及び資金調達方法の多様化を目標とする当行の取組みが阻害されることとなります。

- ・当行は、参入後順調に顧客基盤を拡大してきましたが、メガバンクと呼ばれる他の大手銀行と比較した場合には、相対的にリテール顧客基盤の規模がまだ小さいため、当行が企図する収益性を実現できない可能性があります。
- ・ATMやテレフォンバンキング、インターネットバンキングで24時間365日いつでもお取引頂けるといった当行が提供するサービスに匹敵するサービスを、競合他社も提供し、或いは提供しようとしており、これにより、他社との差別化が困難となる可能性があります。
- ・通行量の多い商業地区・オフィス街及び主要交通拠点に「バンクスポット」と称するミニ支店を設置することにより当行のネットワークを拡大するというこれまでにない新しい戦略が、新規個人顧客の集客力という点で成功を収めることができない可能性があります。

5．金融商品及びサービスの範囲の拡大について

当行の主要な事業戦略は、金融商品、サービス及び投資活動の範囲を拡大することであり、今後もそのような事業戦略を実施していきます。アプラス、昭和リースその他のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの買収もまた事業多様化の一環です。インスティテューショナル・バンキング部門は業務活動を拡大しており、海外市場への投資も含め、様々な資産への投資を検討しております。フルサービス型のリテール・バンキング業務開始もあり、当行は提供する業務内容を着実に拡大させております。また、平成17年6月には楽天証券株式会社との提携により、顧客に株式取引サービスの提供も開始いたしました。当行は、その事業活動を拡充するにあたり、以下を含むリスク及び課題に直面いたします。

- ・新規の業務活動は、見込みどおりとは限らず、また、収益を生むものとなる保証もありません。
- ・当行は、新規事業活動を監督し、指導することのできる人材を獲得し、継続的に雇用することが必要となります。
- ・情報システム、特に顧客が直接にアクセスできるサービスをさらに拡充する必要があります。

6．マーケットの変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による収益は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動します。例えば、金利の上昇は、一般的に、債券ポートフォリオに悪影響を与えます。さらに、当行のポートフォリオ中の債券に対する信用格付けの格下げもしくはデフォルトは、当行業績に悪影響を与える可能性があります。当行は、米国社債投資における一部銘柄の信用度の低下により平成14年度に約200億円の損失を計上しました。当行が、こうしたポートフォリオ、又はその他の取引・投資に関連して、将来において投資による損失を計上しない保証はありません。

7．ローン及びその他の資産への投資に関するリスクについて

当行は、クレジットトレーディングや証券化業務において、住宅ローン、不良債権、売掛債権、リース資産等の多様な資産に対する投資をおこなっており、最終的には、これを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。また、特定の資産又は特定の格付けもしくは種類の有価証券を集中的に保有する場合があります。かかる営業資産から得られる当行収益が予想より少ない場合（当行により証券化された資産のプールにおいて、当行グループ自身がその残余持分を保有している場合におけるその残余持分の価値の下落を含む）には、当行及び当行グループの損益及び財政面が悪影響を受ける可能性があります。こうした当行が取得できる資産の市場規模及びその価格は常に変動していることから、当行が魅力的な投資機会を常に得られるとは限らず、市場環境により投資活動の結果が大きく変動する場合があります。

8．海外業務の拡大による新たなリスクについて

当行の業務の大部分は日本国内におけるものですが、その他の市場（とりわけ、不良債権に対する投資）における事業・投資の可能性について積極的に検討しております。たとえば、平成17年5月には、当行は新設の在英子会社であるShinsei International Limitedを通じて、ユーロ債の引受け及び資本市場のアドバイザー業務を開始いたしました。また、平成17年6月に、当行はドイツにおいて、ドイツの銀行等と共同で不良債権の買取・再編並びに処理を専門に行う合併会社を設立することに合意し、額面価額で約4.3億ユーロ（平成18年3月末円換算額：約615億円）の不良債権を取得しました。平成18年5月には、当行は台湾の金融持ち株会社である日盛金融控股股份有限公司との間で、当行が同社に対し合計113.4億台湾ドル（合意時円換算額約402億円）の戦略的投資（普通株式及び優先株式の取得）を行うことで合意いたしました。当行が海外において行う業務活動は、下記のような一般的に国際的な業務及び投資に関連するリスク及び課題に直面する可能性があります。

- ・外貨建資産及び負債に関連する金利及び為替リスク
- ・金融サービスの提供及び直接投資に関連する税務及び規制環境の相違
- ・社会的、政治的及び経済的な状況の変化
- ・能力があり、地域市場の知識の豊富な従業員の雇用の必要性

このようなリスクは、当行の投資経験の浅い資産及び地域に投資する場合に高まる可能性があります。

9．リスクマネジメントポリシーの有効性について

当行は、リスクマネジメントポリシー及びそのための手続の確立に向け、注力してきており、今後もその予定であります。しかしながら、当行は急速に事業を発展させているため、かかるポリシー及び手続が、リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行のリスク管理方法には、過去の市場動向の観測を基準にしているものがあるため、将来のリスク・エクスポージャーを必ずしも正確に予測できない可能性があります。業務上の諸リスク及び法規制に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、ポリシー及び手続を適切に制定、改廃する必要

があり、そうした調整が充分におこなわれるまではこのようなポリシー及び手続は、効果が十分でない可能性があります。また、アプラス等の近時買収した事業については、より広範な統合手続の中の一環として行わなければならないため、リスクマネジメントポリシーの実施及び管理が特に困難なものとなる可能性があります。

10．訴訟及び預金保険機構によるこれに関する補償について

当行は、平成12年3月より前の当行の行為に関連する訴訟の当事者となっております。預金保険機構、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ及び当行の間の平成12年2月9日付株式売買契約書（以下「株式売買契約書」という。）のもとで、当行は、平成12年3月1日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟に関連して一定の補償を受けることが可能となっております。かかる補償は、当該費用を含め特定の損失について当初の50億円を超える部分について行なわれます（株式売買契約書の詳細については、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中の「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください）。当行は、50億円全額の引当金を平成13年3月期に計上しております。個々に又は総額で当行の営業成績に重大な悪影響を及ぼすと予想される平成12年3月より前の当行の行為に関連する継続中又は提起されるおそれのある訴訟又はその他の裁判手続は存在しないと考えております。但し、預金保険機構による補償の範囲又は補償金額の支払手続に関して、今後紛争が発生しない保証はありません。

なお、株式会社イ・アイ・イーインターナショナル（以下「E I E I」という。）が北マリアナ諸島連邦サイパンの裁判所において再開していた当行に対する損害賠償請求訴訟に関しましては、当行は、平成16年5月23日、E I E I及びその関係者との間で、当該訴訟その他日本国内外で同日現在係属中であった訴訟にかかる全ての紛争について和解の合意に達しました。当行は、同年6月16日に和解金218億円をE I E Iの破産管財人に対して支払い、また、和解条項の履行として、当該訴訟その他当行とE I E I及びその関係者との間に存在する全ての訴訟の取下げが行われました。

当行は、平成16年12月27日、E I E I関連訴訟により当行に生じた損失、費用及び経費について、預金保険機構に対して、約134億円の補償請求を行いました。平成17年4月28日、当行は預金保険機構から、上記補償は株式売買契約書に基づく補償対象にならないものを含んでおり、請求には応じることが出来ない旨の通知を受領しました。

当行といたしましては、当行が行った上記補償請求には理由があり、これを拒絶した預金保険機構の通知には理由がないと考えております。

当行としましては、公正かつ透明性のある法的手続きにて解決することが望ましいと判断し、平成17年7月19日、預金保険機構に対して上記約134億円の支払を求める訴えを東京地方裁判所に提起いたしました。

但し、上記訴訟において、当行の主張が認められる保証があるわけではありません。

11．貸倒引当金の十分性について

当行は、顧客の状況、当行が保有する担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、貸倒引当金の額を決定しています。当行の実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回る可能性があり、そのような場合には、当行の貸倒引当金が不十分となる可能性があります。経済状況の悪化により当行が前提及び見通しを変更したり、担保価値が下落したり、又はその他の要因により当行の予測を上回る悪影響が生じた場合には、当行は、貸倒損失に備えて引当金を増やす必要があります。

当行は、一定の貸付金の購入・回収を目的として設立された基金に関する出資について引当金を計上するなど、貸出金以外の資産項目についても、それらの資産項目に関連する潜在的な信用リスクからの損失に備えるため、貸倒引当金を計上しております。当行は、現状の貸倒引当金計上額で、当行が認識する信用リスクからの損失を充分にカバーしていると考えておりますが、今後、これら以外に信用リスクからの損失が発生しない保証はありません。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中の、「7 財政状態及び経営成績の分析」の「2．財政状態の分析 (2) 不良債権の状況」欄もご参照ください。

12. ローン・ポートフォリオにおける大口貸出先への集中について

平成18年3月31日付で、当行の上位10位までの貸出先は、当行の単体ベースの貸出金残高の約30.4%を占めており、このうち、公的セクター（その大半が高い信用格付けを有する）が、約56.7%を占めております。かかる主要な取引先の業績悪化又は当行との関係の著しい変化により、当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。また、公的セクターに関しては、これらの民営化もしくはリストラクチャリングにより信用力が低下したり、貸出需要が減少する可能性があります。

平成18年3月31日現在、当行グループの有する貸出金にかかる債務者のうち、連結ベースで不動産業分野の占める割合は25.2%になりますが、その半分程度はノンリコースローンであります。同日現在において次に高い集中度を示しているのが23.2%を占めている金融・保険業分野であります。当行の貸出先である公的セクターのいくつかは、当行の業種別貸出分類では金融・保険業に含まれております。

13. 資金調達について

近年、資金調達方法を多様化させていますが、下記のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・ 今後、リテール・バンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤の拡大のテンポが伸び悩む可能性があります。
- ・ 国内の公社債市場の変化や市況動向により、金融債もしくはその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。
- ・ 平成18年3月に日本銀行が発表した政策変更（量的緩和政策解除、またそれに続き近い将来に予想される短期金利に係る金融市場調節方針の変更）により、金融市場における資金需給が変化し、当行の資金調達に何らかの影響を受ける可能性があります。

14. 普通銀行への転換について

当行は、平成15年12月25日に、金融庁より長期信用銀行から普通銀行への転換並びに向こう10年間の債券発行の特例に係る、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年6月1日法律第86号）に基づく認可を受け、平成16年4月1日をもって普通銀行へ転換いたしました。これは長期信用銀行が、その設立根拠法により預金等受入れ先の制限や短期資金に関する貸付等の金額上限、長期資金に関する貸付等に基づく債権については確実な担保を徴することが必須といった業務上の諸制限を受けていることから、これらの解消を目指すものです。これにより預金の受入れや融資等の業務の柔軟性が増すものと考えております。

上記のとおり転換日以降10年間は引き続き金融債の発行が可能ですが、10年後の平成26年4月には当行は金融債を発行できなくなります。その場合に、金融債以外の債券もしくはその他の資金調達方法を代替手段として十分に整備できない可能性があります。

15. 信用格付けの影響について

格付機関により信用格付けが下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、又は一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当行の資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当行及び当行グループの損益・財務面が悪影響を受ける可能性があります。

16. 有能な従業員の雇用について

既存の市場における当行の地位及び顧客基盤を最大限活かすために、卓越した商品知識・技術及び専門的で豊富な経験や実績を有した従業員を採用し、活用することが事業戦略上重要であります。当行は、投資銀行業務、リテール・バンキング業務や財務会計などの分野において、豊富な実績と経験を有する従業員を必要としております。さらに、情報システムにおけるインフラを維持し、向上させるためには、熟練した技術者を雇用し、訓練し、かつ定着させる必要があります。当行は、他の銀行のみならず、証券会社及びその他の金融機関との間で、このような従業員の採用において競合関係にありますので、当行が有能な人材を採用し、定着させられる保証はありません。

17. 重要な経営陣の退社による事業への影響について

事業を引き続き成功させることは、当行の代表執行役社長であるティエリー・ポルテを含む執行役等、経営陣の業務能力にかかっています。これら経営陣の将来における退社が、当行の業務遂行上、或いは事業管理能力に悪影響を与える可能性があります。

18. 情報システムへの依存について

当行の業務の中でも、とりわけリテール・バンキング業務においては、その業務戦略の一つとして、当行の情報システム及びインターネットにより顧客にサービスを提供しております。この方法は、各店舗を通じたサービス提供よりも費用効率がよいものではありませんが、当行の業務はシステムの容量及び信頼性に大きく依存しております。これまでのところ、広範囲な顧客へのサービスの停止が生じたことはありませんが、顧客数及び取引数の増加もしくはその他の理由により、今後ともサービスの停止が生じない保証はありません。また、当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的なミス、地震等の自然災害、停電、妨害行為、コンピューターウィルス等の事故もしくはインターネットプロバイダー等の第三者からのサポートサービスの中断により、損害を受け、又は機能しなくなる可能性があります。

当行の情報システムは、バックアップ機能をあらゆる場面で備えており、東京もしくは大阪において、データ及び機能を回復することができるように設計されておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。さらに、当行のバックアップ・プランは、サービスの大規模な中断時に生じるおそれのあるあらゆる偶発事象に対処できない可能性があります。

当行の情報システムやノウハウについては、楽天証券株式会社との合併事業による個人顧客向け株式取引業務の提供等の新規サービスやアプラスのコンシューマーアンドコマースファイナンス事業等の新規事業にも適用するなど、それらの活用に努めています。こうした新規のサービスや事業の当行の情報システムへの統合にあたっては、その時期が遅れることや別の問題に直面する可能性があり、当行がこうした情報システム統合から期待するような業務効率の向上やその他の恩恵を実現できる保証はありません。

19. 年金制度及び年金資産に関するリスクについて

当行の年金資産の時価が下落した場合や、将来の退職給付債務の予測計算の基礎に関する事項が変動した場合（年金資産の期待運用収益率が低下するなど）には、年金費用計上額が増加する可能性があります。当行は、平成15年度においては期待運用収益率を2.2%に引き下げて計算（平成14年度は3.1%）しており、退職給付費用計上額は2億円増加いたしました。今後も当該期待運用収益率を2.2%からさらに引き下げた場合、今以上に退職給付費用計上額が増加する可能性があります。

さらに、退職給付制度が変更された場合、当行は未認識の過去勤務債務に関する費用を認識しなければならない可能性があります。また、利子率を巡る環境の変化や他の要因が未積立退職給付債務額や毎年の費用処理額に悪影響を及ぼす可能性があります。

20. 金融サービス市場における競合について

規制緩和、当行を含む国内銀行による収益源の多様化に対する取組み並びに外国企業及び外人投資家の台頭により、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。当行は、数多くの金融サービス企業と競争関係にあり、当行より優位に立つ企業もあります。当行の主要な競争相手は以下のとおりです。

- ・都市銀行：わが国における都市銀行グループは、資産、顧客ベース、支店数、及び従業員数の観点から見ても、当行より規模が大きく、また、これらの銀行グループは、様々な投資銀行業務を行っており、かつ、子会社もしくは関係会社として証券会社を有しているうえ、当行同様その収益源を多様化する戦略を採っています。さらに、都市銀行グループ同士の経営統合が成功した場合には、日本の金融市場における競争がより激しくなる可能性があります。
- ・証券会社／投資銀行：国内の証券会社及び主要な外国投資銀行の日本における関連会社を含み、当行は、コーポレート・アドバイザー及び投資活動を含む様々な事業領域において、このような企業との競争関係にあります。

- ・その他の銀行：信託銀行、地方銀行、一部の海外商業銀行の日本支店及びリテール専門のオンライン・バンク等とは、これらのその他の銀行が営むそれぞれの分野において競争関係にあります。
- ・政府系金融機関：日本のリテール・バンキング部門においては、日本郵政公社が運営する郵便貯金が依然として最大の預貯金総額を有しております（なお、平成17年10月14日に「郵政民営化法」等の郵政民営化に関連する一連の法律が成立し、平成19年に日本郵政公社を民営化し移行期を経て遅くとも平成29年までに最終的な民営化を実現することが決定されました）。また、住宅ローン貸付においては、住宅金融公庫が主要な市場参加者であります。日本政策投資銀行のような専門的な政府系金融機関は、インスティテューショナル・バンキング業務の一部において引き続き当行と競争関係にあります。政府系金融機関については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が平成18年5月26日に成立し、平成20年度に、国民生活金融公庫等の4つの機関を1つに統合し、また、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫を民営化（政府全額出資の株式会社に転換）し、その後、概ね5年から7年を目途として完全民営化することなどが予定されています。日本政策投資銀行等の民営化後の経営のあり方等については、今後さらに検討される予定であります。民営化後も政府関与が依然として強く残る可能性もあります。
- ・消費者金融会社及びノンバンク：当行が子会社を通じて行っている業務において競争関係にあります。
- ・その他の金融サービス提供者：当行もしくは当行の子会社、関連会社は、債権回収会社及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに他の投資家と競争関係にあります。

21．金融機関に対する監督官庁による広範な規制について

近年、わが国の金融サービス市場においては大幅な規制緩和が実施されていますが、当行は依然として、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けます。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追求できないことがあります。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁もしくはその他の政府機関により検査を受けております。関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、当行又は当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分を受けることなどにより、当行又は当行のそれらの関係会社の業務に制限を受けたり、評価が悪化することがあります。検査の結果、当行の証券子会社である新生証券株式会社は、「顧客に関する非公開情報を親法人等から受領する行為」があったとして、平成18年1月27日に金融庁から業務改善命令を受け、金融庁に対し、再発防止策等について書面により報告しました。また、当行の信託銀行子会社である新生信託銀行株式会社は、不動産管理信託業務において、引き受けを行おうとする不動産の受託審査・査定を適正に行わないなど信託法第20条及び信託業法第28条第2項（いわゆる善管注意義務）違反などの法令違反行為が認められたこと、並びに法令等遵守（コンプライアンス）及び経営管理（ガバナンス）態勢などに重大な不備が認められたことを理由として、平成18年4月26日に、不動産管理処分信託業務の新規受託業務にかかる業務停止等の命令を受けました。かかる業務停止命令により、新生信託銀行株式会社は、平成18年5月11日から平成19年5月10日までの間、不動産管理処分信託の新規受託業務を行うことができません。当行は、新生証券株式会社に対する業務改善命令及び新生信託銀行株式会社に対する業務停止命令を厳粛に受け止め、当行グループにおける法令遵守の一層の徹底と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止に努める所存です。

22．自己資本比率規制について

当行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しています。当行は、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられていますが、最近の各事業年度においては、海外に支店等の営業拠点を有する銀行の基準である8.0%を優に上回る自己資本比率を維持しています。自己資本比率規制については、バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関する新バーゼル合意（「バーゼル」）に沿った新しい自己資本比率規制が平成19年3月末から実施される予定です。新しい自己資本比率規制においては、各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクを反映する内部格付的手法の採用が選択可能となり、自己資本比率の算定にオペレーショナルリスクの計測が新たに導入される等の措置がとられるほか、銀行は、自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持することが求められ、監督当局は銀行が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行うこととなる予定です。かかる新しい自己資本比率規制による自己資本比率の算定方法の変更や、当行による大規模な事業若しくは資産の取得又は政府が保有する優先株式の償還（現金を対価として当行が行う取得）等の理由により、当行が追加的な資本の増強を行う必要が生じる可能性があります。当行が、かかる理由に対処す

るため又はその他の理由により、追加的な資本増強を適切な時期に行えず、又は資本増強が困難な状況に直面した場合、当行によるビジネスチャンスの追及や事業戦略の遂行は制約される可能性があります。

23. コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスにかかる法的規制等について

当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスにおけるカード・ローン等の融資業務事業（以下「貸金業事業」という。）は、「貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）」の適用を受けております。

現在、「出資法」の貸付上限金利は年29.2%ですが、平成16年1月1日に施行された「貸金業規制法」及び「出資法」を改正する法律の附則において、「出資法」の上限金利については、同法施行後3年を目途として、資金需要の状況その他の経済・金融情勢、資金需要者の資力又は信用に応じた貸付利率設定の状況その他貸金業者の業務実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行う、とされております。出資法上の上限金利が現行の金利より低い水準に引き下げられた場合、当行の貸金業事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、「利息制限法」第1条第1項で、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、利息の最高限度（元本金額により年利15%乃至20%）の超過部分について無効とするとされておりますが、「貸金業規制法」第43条で、同法所定の書面が金銭貸付時及び弁済時に債務者等に交付され、かつ、当該超過部分について債務者が利息として任意に支払った場合、その支払が同法に規定する書面が交付された契約に基づく支払に該当するときは、「利息制限法」第1条第1項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすとされております。

しかし、貸金業業界において、「貸金業規制法」に定める契約書記載事項等の不備を理由に、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額の超過部分について返還を求める訴訟がこれまでに複数提起され、これを認める判決も幾つか下されております。また、最高裁判所は、平成18年1月、貸付けに関する契約書に、債務者が最高限度額の超過部分を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該利息は任意に支払われたとは認められないとする判断を下しました。金融庁も、かかる最高裁判所の判断に従った貸金業法の施行規則の改正を行い、かかる改正は平成18年7月から全面施行されます。当行の貸金業事業も含め、多くの貸金業者が用いる貸付けに関する契約書には、このような期限の利益喪失特約条項が設けられていることから、最高裁判所の判断及び金融庁による貸金業法の施行規則改正は、当行の貸金業事業を含む貸金業一般に対して重大な悪影響を与える可能性があります。かかる最高裁判所の判断等の結果、最高限度額の超過部分について支払いを拒む債務者や、既に支払った超過部分の返還を求める債務者が増加した場合、当行の貸金業事業に悪影響を与える可能性があります。

さらに、金融庁や与党においては、最高限度額の設定や最高限度額超過部分の扱いに関連した出資法や利息制限法の規定についての議論が行われており、近い将来、貸金業者が受け取る利息にかかる金利の上限やその他の貸金業の業務について、新たな規制が課される可能性もあります。

平成12年2月17日に施行された「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」により、支払不能に陥るおそれのある債務者は、裁判官と当該債務者の営む事業の性質に応じて必要な法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する民事調停委員とで構成される調停委員会による調停を通じて、債権者と交渉の上、支払期日の変更等の債務等の調整を行うことができるようになりました。

平成13年4月1日に施行された改正民事再生法により、経済的破綻状態にある個人ローンについて、破産手続開始決定を受けることなくローン返済を繰り延べることができる幾つかの選択的な手続が導入されました。

また、平成17年1月1日に施行された改正破産法の施行により破産手続きの簡素化・迅速化が図られました。

これらの法制度導入の結果、貸主から法律上の保護を求める個人（当行グループの顧客を含む。）の数が増加し、そのために、返済計画の長期化及び未回収ローンの増加という事態を招くおそれがあり、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスにおける総合あっせん事業及び個品あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限、割賦購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役務に関する消費者トラブルの防止等）を受けております。特に割賦購入あっせん業者に対する抗弁に関連し、顧客が指定商品又は指定権利につき販売業者に対し抗弁を有する場合、それをもって割賦購入あっせん業者への支払を停止し又は支払を免れることが可能となる場合があります。このような事態が多数生じた場合、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

24．個人情報等の保護について

近年、企業や金融機関等が保有する個人に関する情報や記録の漏洩又は不正アクセスに関する事件が多発しています。平成17年4月より「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が全面的に施行されたことに伴い、当行としても、個人情報を保有する金融機関として、個人情報保護法に従い個人情報の保護に努めております。しかしながら、万一事故があった場合、それによる損害に対し賠償を行わなければならない事態が発生し、又は監督機関の処分を受ける可能性があります。さらに、そうした事故が発生することにより、当行の営業やブランドに対する一般の認識に悪影響が及ぶおそれがあり、その結果として顧客や市場の当行に対する信用が低下し、当行の事業、営業成績及び財政状態に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

25．わが国の金融システム全般の不振に伴うリスクについて

わが国の金融システムの健全性に懸念が持たれた場合、当行を含む銀行の業務及び財政状態に、以下のような影響を与える可能性があります。

- ・わが国の金融市場に関する否定的な報道により、預金者からの信頼が損なわれ、当行の企業イメージ又は当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。
- ・国際金融市場において、当行を含む国内金融機関がリスク・プレミアムの要求もしくは信用規制を受ける可能性があります。それにより、当行の海外での資金運用・調達が影響を受ける可能性があります。
- ・政府は、社会経済全体の利益を保護する政策を導入する可能性があります。それは個々の銀行の株主の利益とは反する場合がある可能性があります。
- ・株式会社りそな銀行の資本増強や地方銀行である株式会社足利銀行の一時国有化のような、政府による金融機関への直接的又は間接的関与により、政府管轄下にある金融機関の競争力が高まる可能性があります。政府が他の金融機関のために、資本の増強、業務の円滑化等に資する有利な規制上、課税上、資金調達上その他の救済策を講じた場合、当行は、競争面で不利になります。
- ・金融庁は、当行を含む銀行に対する定期検査又は特別検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

26．政府が現在保有する当行の優先株式の売却、普通株式への転換及びその売却の可能性について

預金保険機構及び整理回収機構は、当行の2種の優先株式全てを保有しております。預金保険機構が保有する第二回甲種優先株式は、平成18年6月27日現在、360円の転換価額で優先株主の請求により当行の普通株式に転換（当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいいます。以下同様。）することができます（転換期間は平成10年10月1日から平成20年3月31日まで。但し、転換価額は株式分割等により調整されます）。整理回収機構が保有する第三回乙種優先株式は、平成18年6月27日現在、599円90銭の転換価額で当行の普通株式に転換することができます（転換期間は平成17年8月1日から平成19年7月31日まで。但し、転換価額は平成18年8月1日に修正されるほか、株式分割等により調整されます）。さらに、第二回甲種優先株式及び第三回乙種優先株式の転換価額は、普通株式の時価を下回る価額で新株を発行する場合その他一定の場合にも調整されます。第二回甲種優先株式は平成20年4月1日に、また第三回乙種優先株式は平成19年8月1日に、それぞれ普通株式に一斉転換されます。なお、第二回甲種優先株式及び第三回乙種優先株式の発行条件の詳細については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「1．株式等の状況」の「(1)株式の総数等 発行済株式」をご参照ください。

当行は、優先株式を償還する法的義務を負っておりません。また、預金保険機構及び整理回収機構は、当行の優先株式を売却するかもしくは転換期間中に、優先株式を普通株式に転換し、公開市場等で売却することができます。現在の転換条件に基づき転換された場合、第二回甲種優先株式は、当行の潜在株式調整後の普通株式の約13.3%に相当し、第三回乙種優先株式は、当行の潜在株式調整後の普通株式の約19.7%に相当します。転換による普通株式は政府により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

27．当行の経営に対する政府の影響力について

当行の第二回甲種及び第三回乙種優先株式の保有者である政府は、当行の経営に影響力を有します。定款の変更もしくは合併等により優先株主に損害を及ぼすおそれがある場合には、優先株主による種類株主総会での承認が必要になり

ます。また、優先配当額の支払がない場合には、優先株主は、普通株主と共に議決権を行使できます。かかる優先株式は政府が希望すれば現在でも普通株式に転換することが可能であり、また、前述のとおり平成20年4月1日及び平成19年8月1日に、それぞれ普通株式に一斉転換されます。金融庁は、平成17年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするとの考えを示しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるようしておくよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。しかし、政府が当行の優先株式をいつまで保有するかは明らかではありません。

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられました。平成17年8月には、監督当局である金融庁に対して、最新の経営健全化計画を提出しております。この計画目標を達成できない場合には、金融庁から金融庁が監督上必要と考える措置を取るよう命令される可能性があります。当行は、平成13年10月に、中小企業に対する貸出に関連し、計画目標を達成するよう業務改善命令を受けました。当行は、これに対し中小企業に対する貸出に関しては計画目標を達成することができましたが、今後も、政府が当行経営に必要なに応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

28．当行による募集株式の発行・自己株式の処分による影響について

当行の取締役会は、通常は株主総会決議を経ずに、発行可能株式総数の範囲内で募集株式を発行することができます。将来当行が新規に募集株式を発行し、又は自己株式を処分した場合、株式が希薄化するおそれがあります。募集株式の発行等及びその可能性があることが、当行の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

29．普通株式の配当に関する制約について

当行の普通株式の配当につきましては、下記のとおり経営健全化計画等に基づく制約を受けております。

- 1．原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。
- 2．普通株式の配当利回りは、優先株式の配当率以下とすることを原則とします（平成11年3月12日付金融再生委員会「申請金融機関に対する資本増強の基本的考え方及び審査結果について」に基づくもの）。

かかる制約により、当該年度の当行の利益に照らして十分な配当が行われないおそれがあります。

30．将来における規制変更の影響について

当行は現時点の規制に従って業務を遂行していますが、将来における法律、規則、政策、実務慣行、法解釈、財政及びその他の政策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

なお、税制改正により、資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人に対して、付加価値額及び資本等の金額を課税標準とする外形標準課税が、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、平成17年度においては、当該外形標準課税による税負担は約10億円でありました。

5【経営上の重要な契約等】

預金保険機構、当行及びニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィは、当行の普通株式の売却に関して、平成12年2月9日、株式売買契約書を締結しました。この売却は、平成12年3月1日に完了しました。同売却取引の主要な条件には、以下のような内容が含まれていました。

- ・ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィは、当行の既発行普通株式の全部（単位未満株式212株を除く）を10億円で、及び当行の新規発行普通株式3億株を1,200億円で取得する。
- ・預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式7,452万8千株を引き続き保有するが、他の発行済優先株式はすべて消却される。
- ・整理回収機構は、新たに発行される第三回乙種優先株式6億株を発行価額2,400億円で引き受ける。
- ・当行株式の売却直前に、預金保険機構は、金融再生法に基づき、当行の債務超過を解消すべく資金を注入する。

政府が保有する第二回甲種優先株式及び第三回乙種優先株式の発行条件の詳細については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載されています。

同契約書に基づき、預金保険機構は、一定の損失について50億円を超える部分を当行に補償することに同意しましたが、その損失には以下のような内容が含まれます。

- ・平成12年3月1日から3年間について、表明及び保証の違反から生じた損失
- ・平成12年3月1日現在発生又は存在していた行為等から生じた偶発的な債務から生じた損失
- ・平成12年3月1日以前に提起され同日現在継続していた訴訟手続及び同日以降に当行に関連して提起された訴訟のうち、同日以前に発生した事項に関するものから生じた損失

本補償に係る実際の当行による請求、預金保険機構による審査、支払等の手続は今後も継続することとなります。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」の「4. 事業等のリスク」中の「10. 訴訟及び預金保険機構によるこれに関する補償について」もご参照ください。

その他、同契約書に基づく以下の権利・義務は既に終了しております。

金融再生委員会は、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィに当行普通株式を売却するのに先立ち、金融再生法第72条第4項の規定に基づき、当行の貸出債権その他の資産が当行の特別公的管理が終了した後当行が引き続き保有する資産として適当であるか否かの判定を行いました。預金保険機構は、他の表明及び保証のほか、売却時に当行が保有していた貸出関連資産について期間3年の解除権を認めました。解除権は、1債務者につき1億円を超える債権（平成12年3月以降に更新、借換え又はロールオーバーされた貸出関連資産を含む）に適用され、所定の条件が充足される場合、当行は、解除権行使により、当該債務者に対する貸出関連資産のすべてを当該資産の残存額から平成12年2月29日現在の貸倒引当金を控除した金額の受取りと引き換えに預金保険機構に譲渡することができました。かかる解除権行使のための所定の条件には、以下のような内容が含まれていました。

- ・正常先の債権等について、元本・利息の3ヶ月以上の延滞が生じたこと、実質債務超過又は繰越損失が発生していること等により、瑕疵の存在が推定されること、かつ、
- ・貸出関連資産が2割以上減価すること。

なお、解除権の行使に関して預金保険機構との間に存在した紛争につきましては、同機構との間で全て解決済みです。

当行が保有していた国内株式約2.3兆円（時価ベース）の株式ポートフォリオを、原則として平成12年1月31日現在の時価に基づき預金保険機構に譲渡する旨定められていました。これらの株式の大部分は、顧客との株式の持ち合いによるものでした。当行の銀行取引上の混乱を避けるため、預金保険機構は、これらの株式を当行の信託銀行子会社に信託し、5年間当行の同意なくこれらの株式を売却しないことに同意しましたことから、当行はまた、

これらの株式の議決権とこれらの株式を買い戻す権利（但し、かかる買戻しによって預金保険機構に損失が生じる場合には、預金保険機構は、これらの株式の当行への売却を拒否できる）を留保していました。これらの取決めの継続期間は平成17年3月1日までであり、また、同契約書に定める条件に従って延長可能な株式につきましては最も遅い場合で平成18年2月末まで延長されましたが、これらの取決めはいずれも期間満了に伴い解消しております。

預金保険機構が所有する当行優先株式の時価総額が5,000億円を超えている場合に、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィが預金保険機構に対しその一部の売却を求めることができる権利が定められておりましたが、平成17年2月にニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ等による当行普通株式の現物分配が実施されたことから、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィはそれ以降かかる権利を行使しないことが預金保険機構との間で合意されています。

6【研究開発活動】

該当ありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

1．経営成績の分析

(1) 連結損益の状況

資金運用収益は、貸出金残高の増加等によって貸出金利息が前連結会計年度比270億円増の1,044億円となったこと等により、同比236億円増加して1,250億円となりました。一方、資金調達費用につきましては、過年度発行の比較的高い金利の利付債の償還が進んだことに加え、格付向上等により資金調達費用が抑制されて、同比82億円増の427億円にとどまったことから、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット収益は、前連結会計年度の668億円に対して当連結会計年度は822億円へと増加しております。

また非金利収益におきましても、従来から戦略業務として注力してきたキャピタルマーケット業務等の投資銀行業務の収益が引き続き好調だったほか、投信・変額年金の取扱いも増加していること、買収した株式会社アプラス（以下、「アプラス」という。）及び昭和リース株式会社（以下、「昭和リース」という。）からの収益貢献があったこと等から、役務取引等収益が前連結会計年度比105億円増の682億円、特定取引収益が同比36億円増の276億円、その他業務収益が同比2,303億円増の2,686億円、その他経常収益が同比121億円増の394億円となりました。特に、その他業務収益につきましては、昭和リースのリース収益及びアプラスの割賦収益の貢献があり、大幅な増加となりました。

一方、役務取引等費用、特定取引費用、その他業務費用、その他経常費用も合計で同比2,158億円増加し2,782億円となりましたが、これは収益の大幅な伸びに伴って取引関連費用等が増加したほか、アプラス及び昭和リースの買収に伴う連結調整勘定・無形資産の償却費用が294億円含まれております（なお、無形資産及び連結調整勘定の償却につきましては、後掲の「2 財政状態の分析」の項もご参照ください）。営業経費につきましても、連結子会社が増加した影響や、リテール分野での顧客数及び取引数の増加等により同比392億円増の1,365億円となりましたが、引き続き厳しい管理に努めており、効率性に留意した運営を行なってまいります。

以上の結果、経常利益は同比170億円増の714億円となりました。

特別損益につきましては、前連結会計年度に多額に計上しました貸倒引当金戻入益が、当連結会計年度は既に不良債権残高が低い水準にあることもあってなくなったこと等から、前連結会計年度比89億円減の22億の利益計上となりましたが、経常利益の増加により、税金等調整前当期純利益は同比81億円増の737億円となっております。

法人税、住民税及び事業税37億円（費用）（前連結会計年度は14億円（費用））、法人税等調整額114億円（収益）（同34億円（収益））、少数株主利益52億円（費用）（同1億円（費用））を計上し、当期純利益は前連結会計年度比86億円の増加となる760億円となりました。

< 連結 >

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)	増減(億円)
経常収益	2,486	5,290	2,804
資金運用収益	1,013	1,250	236
役務取引等収益	576	682	105
特定取引収益	239	276	36
その他業務収益	382	2,686	2,303
その他経常収益	273	394	121
経常費用	1,941	4,575	2,634
資金調達費用	344	427	82
役務取引等費用	153	227	74
特定取引費用	-	1	1
その他業務費用	154	1,862	1,708
営業経費	973	1,365	392
その他経常費用	315	690	374
うち貸倒引当金繰入額	-	259	259
うち連結調整勘定償却額	49	203	154
うち無形資産償却額	39	90	51
経常利益	544	714	170
特別損益	111	22	89
うち動産不動産処分損益	6	2	4
うち貸倒引当金取崩益	107	-	107
税金等調整前当期純利益	655	737	81
法人税、住民税及び事業税	14	37	22
法人税等調整額	34	114	79
少数株主利益	1	52	51
当期純利益	674	760	86
当期純利益(キャッシュベース)(注1)	747	1,019	271

1株当たり当期純利益	46円78銭	53円16銭	6円38銭
同上(キャッシュベース)	52円15銭	72円16銭	20円01銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	34円98銭	37円75銭	2円77銭
同上(キャッシュベース)	38円76銭	50円55銭	11円79銭
1株当たり株主資本	329円65銭	380円20銭	50円55銭
潜在株式調整後 1株当たり株主資本	390円06銭	421円62銭	31円56銭

(注)1. キャッシュベースの当期純利益とは、プラス及び昭和リースの連結に伴う連結調整勘定に係る償却額、及び無形資産償却とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたベースであり、以下のとおりであります。

当期純利益(億円、以下同様)	760
連結調整勘定償却(+)	+204
無形資産償却(+)	+90
無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩()	36
当期純利益(キャッシュベース)	1,019

なお、無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩とは、無形資産の会計上の認識時に対応する繰延税金負債も計上することになっており、このため、事後の無形資産の償却にあたって、対応する繰延税金負債も逐次、

償却に比例して取り崩すものであります。

2. 連結ベースのビジネスライン別の業務粗利益・経費・実質業務純益は、以下のとおりであります。なお、業務粗利益・経費・実質業務純益は当行の経営管理上の区分であり、基本的に当行単体（経営健全化計画ベース）と同様の基準で作成しております。あくまで、当行の経営管理上の計数であり、連結財務諸表記載の計数ではありません。

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)
インスティテューショナル・バンキング		
業務粗利益	970	1,166
外国為替、デリバティブ、株式関連	167	314
不動産ノンリコースファイナンス	189	202
コーポレートローン	146	179
クレジットトレーディング	158	152
証券化	126	147
プリンシパルインベストメンツ	78	60
その他キャピタルマーケット	77	71
その他	26	38
経費	378	391
実質業務純益	591	775
コンシューマーアンドコマースシャルファイナンス		
業務粗利益	432	1,197
アプラス	362	851
昭和リース	-	228
その他子会社等	70	117
経費	261	604
アプラス	203	430
昭和リース	-	105
その他子会社等	57	68
実質業務純益	171	593
アプラス	158	420
昭和リース	-	122
その他子会社等	12	49
リテール・バンキング		
業務粗利益	375	424
預金・債券関連非金利収益	165	183
預金・債券関連ネット金利収益	129	133
アセットマネージメント	60	74
貸出	19	32
経費	316	348
実質業務純益	59	76
A L M / 経営勘定 / その他		
業務粗利益	1	51
経費	4	16
実質業務純益	2	67
合計		
業務粗利益	1,780	2,737
経費	960	1,359
実質業務純益	819	1,377

(なお、アプラスは平成16年9月に当行の連結子会社となったため、同社の前連結会計年度の計数は、実質6ヶ月間の計数であります。)

3. 指標算式は以下をご参照ください。

指標算式

1株当たりの当期純利益

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益 - 普通株主に帰属しない金額}^{*1}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2}}$$

潜在株式調整後^{*3}1株当たり当期純利益

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益 - 普通株主に帰属しない金額}^{*1} + \text{当期純利益調整額}^{*4}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数}}$$

1株当たり株主資本

$$\frac{\text{連結貸借対照表の資本の部の合計額 - 控除する金額}^{*5}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2}}$$

潜在株式調整後^{*3}1株当たり株主資本

$$\frac{\text{連結貸借対照表の資本の部の合計額}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数}}$$

*1 優先株式の配当金総額

*2 自己株式を除く

*3 潜在株式調整後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 1,927,660,001株 当連結会計年度 2,015,832,613株

潜在株式調整後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 2,016,758,396株 当連結会計年度末 2,028,676,851株

*4 当行の優先株は転換型であることから、優先株式の配当金総額

*5 優先株式発行金額及び利益処分による優先株式配当額

なお、1株当たり当期純利益（キャッシュベース）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益（キャッシュベース）につきましても、上記算式に準じて算出しております。

(2) 単体損益の状況

資金利益は、貸出金の平均残高は増加したものの貸出金利回りが低下した一方で、調達利回りは低位安定していることから、前事業年度比16億円減の531億円となりました。

非金利収益である役務取引等利益・特定取引利益・その他業務利益は、当行が注力している投資銀行業務部門の損益である金銭の信託運用益や、外貨預金に係る外国為替売買益、投資信託関連手数料の増加等により、合計で同比202億円増の891億円となりました。

経費（除く臨時処理分）は、リテール部門の業容拡大等に伴い同43億円増の732億円となっております。

以上の結果、実質業務純益は、同比142億円増の691億円となりました。

臨時損益は、株式関係損失の計上や不良債権処理損失の減少、退職給付関連費用の減少等により57億円の損失（前事業年度は61億円の損失）となったこと等により、経常利益は同比137億円増の604億円となっております。

貸倒引当金取崩益54億円（前事業年度は178億円）の特別利益への計上、法人税、住民税及び事業税59億円（収益）（同23億円（収益））、法人税等調整額22億円（収益）（同8億円（収益））の計上等により、当期純利益は同比67億円増の748億円となり、経営健全化計画における当事業年度の純利益計画680億円を上回ることができました。

< 単体 >

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)	増減(億円)
業務粗利益 (注1)	1,238	1,424	185
資金利益	548	531	16
役務取引等利益 (注1)	410	509	99
うち金銭の信託運用損益	293	395	101
特定取引利益	221	202	19
その他業務利益	57	180	122
うち債券関係損益	6	34	27
経費(除く臨時処理分)	688	732	43
人件費	285	296	11
物件費	368	397	28
税金	33	38	4
実質業務純益 (注1) (一般貸倒引当金繰入前・ 金銭の信託運用損益加算後)	549	691	142
臨時損益	61	57	4
株式関係損益	5	48	53
不良債権処理損失	17	5	11
貸出金償却	17	1	15
個別貸倒引当金繰入額	-	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-	-
その他の債権売却損・処分損等	-	3	3
退職給付関連費用	42	9	33
その他臨時損益	7	5	13
経常利益	466	604	137
特別損益	181	61	120
うち動産不動産処分損益	5	1	4
うち貸倒引当金取崩益(注2)	178	54	123
税引前当期純利益	648	666	17
法人税、住民税及び事業税	23	59	36
法人税等調整額	8	22	13
当期純利益	680	748	67

(注)1. 金銭の信託運用損益は、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから本来業務にかかる損益ととらえており、業務粗利益・役務取引等利益・実質業務純益に加えて報告しております。

2. 貸倒引当金は全体で取崩超のため、取崩額を特別利益に計上しております。

(3) ROA、ROE

< 連結 >

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) (%)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (%)	増減 (%)
ROA (注1)	当期純利益ベース	0.9	0.8	0.1
	同上 (キャッシュベース)	1.0	1.2	0.2
ROE (注2)	当期純利益ベース	15.1	14.9	0.2
	同上 (キャッシュベース)	16.7	20.3	3.6
潜在株式調整後 ROE (注3)	当期純利益ベース	8.9	9.3	0.4
	同上 (キャッシュベース)	9.8	12.4	2.6
修正ROE (注4)	キャッシュベース当期純利益	12.1	18.8	6.7

< 単体 >

		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) (%)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (%)	増減 (%)
ROE (注2)	実質業務純益ベース	12.10	13.49	1.39
	当期純利益ベース	15.21	14.67	0.54

(注)1～(期首総資産+期末総資産)/2を計算上、分母として用いております。なおキャッシュベース当期純利益を用いて算出する際の分母は、連結調整勘定及び無形資産を除いた総資産の期首・期末平均であります。

当期純利益 - 優先株式配当額

2～算出式：
$$\frac{\text{当期純利益 - 優先株式配当額}}{\{(\text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} / 2}$$

3～算出式：
$$\frac{\text{当期純利益}}{(\text{期首株主資本} + \text{期末株主資本}) / 2}$$

4～算出式：
$$\frac{\text{キャッシュベース当期純利益}}{[\{(\text{期首株主資本} - \text{期首連結調整勘定} - \text{期首無形資産} \times (1 - \text{実効税率})) + (\text{期末株主資本} - \text{期末連結調整勘定} - \text{期首無形資産} \times (1 - \text{実効税率}))\} / 2]}$$

(分子) 当期純利益から、アプラス・昭和リースの連結調整勘定に係る償却額及び無形資産償却とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたもの。

(分母) 資本から、連結調整勘定及び無形資産とそれに伴う繰延税金負債を除いたものの期首・期末平均。

(4) 不良債権処理額

不良債権処理額の推移は以下のとおりであります。

連結ベースの前連結会計年度、単体ベースの前事業年度及び当事業年度につきましては、貸倒引当金（一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定）全体で取崩超のため、取崩額を特別利益に計上しております。

連結ベースでの当連結会計年度では、貸倒引当金繰入となる等、単体比不良債権処理額が多くなっておりますのは、アプラス及び昭和リースの経常的な信用コストが加わっているためであります。また、前連結会計年度比、不良債権処理額が増加しておりますのは、アプラスは平成16年9月に、昭和リースは平成17年3月に当行の連結子会社となったことから、前連結会計年度は、アプラスの6ヶ月分の経常的な信用コストのみが加わっており、さらに昭和リースの信用コストは加わっていないためであります。

< 連結 >

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)	増減(億円)
貸倒引当金繰入額(取崩額)	107	286	394
一般貸倒引当金繰入額 (取崩額)	27	300	327
個別貸倒引当金繰入額 (取崩額)	79	40	39
特定海外債権引当勘定繰入額 (取崩額)	0	0	0
小計	107	259	367
リース原価に含まれる引当金繰入等 (注1)	-	26	26
貸出金償却・債権処分損	100	15	85
債券売却関連損失引当金繰入額 (取崩額)	2	-	2
合計	9	301	311

(注) 1. リース原価に含まれる引当金繰入相当額等であり、連結財務諸表の貸倒引当金繰入額には含まれませんが、参考のため記載しております。

< 単体 >

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (億円)	増減(億円)
貸倒引当金繰入額(取崩額)	178	54	123
一般貸倒引当金繰入額 (取崩額)	52	41	94
個別貸倒引当金繰入額 (取崩額)	125	96	28
特定海外債権引当勘定繰入額 (取崩額)	0	0	0
貸出金償却・債権処分損	17	5	11
債券売却関連損失引当金繰入額 (取崩額)	2	-	2
合計	163	49	114

2. 財政状態の分析

(1) 連結貸借対照表

連結貸借対照表の主要勘定の推移は、以下のとおりであります。

< 連結 >

	平成17年3月末(億円)	平成18年3月末(億円)	増減(億円)
資産の部合計	85,763	94,050	8,286
うち貸出金	34,304	40,875	6,571
うち有価証券	14,782	14,944	162
うち無形資産(注)	772	681	90
うち連結調整勘定	2,440	2,266	173
うち支払承諾見返	10,581	8,134	2,446
負債の部合計	77,357	82,878	5,520
うち預金・譲渡性預金	34,528	40,717	6,189
うち債券・社債	13,309	13,169	140
うち借入金	11,602	12,057	455
うち支払承諾	10,581	8,134	2,446
少数株主持分	538	2,618	2,079
資本の部合計	7,866	8,553	686

(注) 企業結合により計上される無形固定資産を記載しております。なお、無形資産は、連結貸借対照表上は、「その他資産」に含まれております。

総資産.....貸出金の増加等により、前連結会計年度末(平成17年3月末)比8,286億円増となりました。

貸出金.....企業の資金需要に様々なソリューションを提供し応えたこと、中小企業向け貸出に積極的に取り組んだこと、住宅ローンに注力したこと等に伴い、同比6,571億円増となりました。

有価証券...バランスシートの効率的運営により国債残高の圧縮を進めた一方で、リスクリターンを十分に吟味した上で外国証券への投資を増やした等の結果、連結ベースでは同比微増となりました。

なお、その他有価証券で時価のあるものの評価差額は以下のとおりであります。

< 連結 >

	平成17年3月末 評価差額(億円)	平成18年3月末 評価差額(億円)	増減(億円)
株式	17	55	37
債券	7	46	54
国債	8	45	53
地方債	0	0	0
社債	0	0	1
その他	26	26	0
合計	52	35	17

上記評価差額について、実効税率や少数株主持分相当額等を勘案後の金額(平成17年3月末30億円、同18年3月末22億円)を、連結貸借対照表の資本の部にその他有価証券評価差額金として計上しております。

無形資産・連結調整勘定.....アプラス、昭和リース及びそれらの連結子会社に対する全面時価評価法の適用により、両社の資産・負債の時価評価を行った結果、当連結会計年度末(平成18年3月末)現在で、以下のとおり無形資産及び連結調整勘定を連結貸借対照表に計上しております。

	償却方法・期間	平成18年3月末 残高(億円)	平成17年度償却額 (億円)
アプラス			
無形資産		594	76
商標価値	定額法(10年)	57	6
商権価値(顧客関係)	級数法(10年)	90	21
商権価値(加盟店関係)	級数法(20年)	446	48
連結調整勘定	定額法(20年)	1,827	178
昭和リース			
無形資産		87	14
商標価値	定額法(10年)	17	1
商権価値(顧客関係)	級数法(20年)	55	5
契約価値(保守契約関係)	定額法(契約残存年数による)	6	5
契約価値(サブリース契約関係)	定額法(契約残存年数による)	7	0
連結調整勘定	定額法(20年)	447	25
合計			
無形資産		681	90
連結調整勘定		2,275	204

(注)1.アプラスの連結調整勘定残高には、全日信販株式会社買収に係る残高85億円を含めております。

2.両社の連結調整勘定については、別途両社の税効果見合いの追加償却を行う予定です。

3.連結調整勘定については、上記以外で別途、所謂「逆のれん」が平成18年3月末現在で8億円あります。

支払承諾見返.....主として、アプラスの信用保証業に係る保証残高を当行連結貸借対照表上の支払承諾見返に計上しているものであり、当該保証残高の減少に伴い当勘定も前連結会計年度末比2,446億円減となりました。

預金・譲渡性預金.....総合口座「PowerFlex」の利便性が好評を得たことに加え、「パワード・ワン プラス」等の顧客ニーズにマッチした新型預金商品を販売し個人預金が増加したこと等から、同比6,189億円増となりました。

債券・社債.....普通銀行への転換を踏まえて、資金調達の軸足を債券から預金へ移しつつあること等から、債券は同比2,237億円減少いたしました。また、劣後特約付社債の発行等により社債が同比2,096億円増加したことから、債券・社債合計では同比微減となりました。

借入金.....アプラス及び昭和リース等の当行子会社の、当行以外の第三者からの借入金が含まれております。

少数株主持分.....海外特別目的会社による優先出資証券の発行や、アプラスが発行し当行の子会社が保有していた優先株式の当行グループ以外の第三者への売却等により、同比2,079億円増となりました。

なお、当行単体の貸借対照表の推移は、以下のとおりであります。

< 単体 >

	平成17年3月末(億円)	平成18年3月末(億円)	増減(億円)
資産の部合計	63,963	72,086	8,123
うち貸出金	34,437	39,612	5,175
うち有価証券	18,207	18,097	109
負債の部合計	56,073	63,556	7,482
うち預金・譲渡性預金	35,288	41,581	6,293
うち個人預金	22,777	30,816	8,039
うち債券・社債	12,968	14,684	1,715
資本の部合計	7,889	8,530	641

(2) 不良債権の状況

リスク管理債権

リスク管理債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

リスク管理債権とは、銀行法に基づく開示債権であり、貸出金を元本及び利息の返済状況等に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に区分したものであります。開示対象資産は貸出金のみであり、この点、金融再生法の開示基準に基づく債権と異なります。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中、「4 事業等のリスク」の「11.貸倒引当金の十分性について」もご参照ください。

<連結>

債権区分	平成17年3月末 (億円)	平成18年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	26	18	7
延滞債権額	481	363	118
3カ月以上延滞債権額	55	31	24
貸出条件緩和債権額	236	428	192
合計 (A)	800	841	41
貸出金残高(末残)	34,304	40,875	6,571
貸出金残高比 (%)	2.3	2.1	0.2
貸倒引当金 (B)	1,497	1,448	49
引当率(B/A×100)(%)	187.2	172.1	15.1

(注) 1. 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

2. 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、平成17年3月末現在で、破綻先債権額は14億円、延滞債権額は42億円、3カ月以上延滞債権額は10億円、貸出条件緩和債権額は182億円、平成18年3月末現在で、破綻先債権額は13億円、延滞債権額は36億円、3カ月以上延滞債権額は13億円、貸出条件緩和債権額は162億円であります。なお、これらは、上表の各債権額には含まれておりません。

<単体>

債権区分	平成17年3月末 (億円)	平成18年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	23	5	17
延滞債権額	412	204	208
3カ月以上延滞債権額	31	0	31
貸出条件緩和債権額	33	210	177
合計 (A)	500	421	79
貸出金残高(末残)	34,437	39,612	5,175
貸出金残高比 (%)	1.5	1.1	0.4
貸倒引当金 (B)	1,244	1,114	130
引当率(B/A×100)(%)	248.6	264.5	15.9

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

金融再生法の開示基準に基づく債権

金融再生法の開示基準に基づく債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

金融再生法の開示基準に基づく債権とは、金融再生法に基づく開示債権であり、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金等について(但し、要管理債権は貸出金のみ)、債務者の財政状態や経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に区分したものであります。

< 単体 >

債権区分	平成17年3月末 (億円)	平成18年3月末 (億円)	増減(億円)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	31	7	24
危険債権	421	207	214
要管理債権	65	211	146
合計 (A)	518	425	92
(参考) 要注意債権以下	1,237	1,193	43
総与信残高(未残)	36,211	41,290	5,079
総与信残高比 (%)	1.4	1.0	0.4
保全額 (B)	488	329	158
貸倒引当金	330	254	76
担保保証等	157	74	82
保全率 (B / A × 100) (%)	94.3	77.4	16.9

当行単体の不良債権額は約400億円程度であり、総与信残高に対する金融再生法開示債権額の割合は1.0%となっております。なお、連結ベースでは、アプラス等の子会社における貸出金があることから、不良債権額は約850億円程度となっておりますが、貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合は2.1%に留まっております。

なお、正常先を含めた債務者区分毎の引当率は以下のとおりであります。

		平成16年度 (%)	平成17年度 (%)	増減 (%)
実質破綻・破綻先	無担保部分の	100.00	100.00	-
破綻懸念先	無担保部分の	92.98	89.91	3.07
要管理先	無担保部分の	83.92	51.32	32.60
その他要注意先	債権額の	11.37	9.43	1.94
	無担保部分の	30.29	29.99	0.30
正常先	債権額の	0.73	0.40	0.33

(3) 自己資本比率

自己資本比率の推移は以下のとおりであります。

海外特別目的会社による優先出資証券の発行や、期限付劣後社債の発行、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末比3.75ポイント増の15.53%となっております。なお、優先出資証券の概要につきましては、「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「1. 業績等の概要」中の「自己資本比率の状況」をご参照ください。

連結自己資本比率（国内基準）

項目	平成17年3月31日 （億円）	平成18年3月31日 （億円）	増減（億円）
(1) 自己資本比率（％）	11.78	15.53	3.75
Tier 1比率（％）	7.00	10.27	3.27
(2) 基本的項目（Tier 1）			
資本金	4,512	4,512	-
うち非累積的永久優先株	2,704	2,704	-
資本剰余金	185	185	-
利益剰余金	3,073	3,755	682
連結子会社の少数株主持分	43	1,838	1,794
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	1,732	1,732
自己株式（ ）	0	0	0
為替換算調整勘定	27	37	10
営業権相当額（ ） / 企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	772	681	90
連結調整勘定相当額（ ）	2,440	2,266	173
計	4,630	7,381	2,750
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	-	910	910
(3) 補完的項目（Tier 2）			
一般貸倒引当金	413	448	35
負債性資本調達手段等	2,973	3,746	773
うち永久劣後債務	2,463	1,005	1,458
うち期限付劣後債務	510	2,741	2,231
計	3,386	4,195	808
(4) 控除項目	227	422	195
(5) 自己資本額 (2)+(3)-(4)	7,789	11,153	3,364
(6) リスク・アセット			
資産（オン・バランス）項目	46,246	53,449	7,203
オフ・バランス取引項目	19,862	18,355	1,507
計	66,109	71,804	5,695
(7) 繰延税金資産計上額（注）	43	163	119
(8) (7) / (2) （％）	0.9	2.2	1.3

（注）連結貸借対照表に計上された繰延税金資産から繰延税金負債を控除した額であります。

営業権相当額、企業結合により計上される無形固定資産相当額及び連結調整勘定相当額……アプラス及び昭和リース等の子会社化に伴い発生した所謂「のれん代」であります。

リスク・アセット……貸出金の増加等により前連結会年度末比7,203億円増となっております。また、オフ・バランス取引項目には、アプラスの信用保証業に係る保証残高を中心とする支払承諾見返勘定が含まれております。支払承諾見返（所謂、保証取引）は、銀行経理においては貸借対照表に計上されておりますが、現金を伴わない取引であることや一般事業会社の経理においては貸借対照表に計上されないこと等を勘案し、リスク・アセットの分類上はオフ・バランス取引項目として分類されております。

また、税効果会計に関して当行は今後1年間の収益見込みに基づき繰延税金資産を計上しており、繰延税金資産（繰延税金負債とのネット後）が基本的項目に占める比率も約2.2%にとどまっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主要な設備投資は、当行においては事務効率化等のためのシステム投資や、リテール業務の強化を目的とする店舗の開設等を中心に実施いたしました。店舗につきましては、本店京橋出張所や難波支店心斎橋出張所の開設等であります。この結果、当年度の総投資額は77億円（当行実績）となりました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行部門

平成18年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	-	本店	東京都千代田区ほか	-	-	3,195	896	4,092	976
	-	大阪支店	大阪市中央区	-	-	467	55	523	54
	-	札幌支店	札幌市中央区	-	-	362	39	401	23
	-	名古屋支店	名古屋市中区ほか	-	-	396	59	456	31
	-	福岡支店	福岡市中央区	-	-	393	45	438	23
	-	仙台支店	仙台市青葉区	-	-	615	57	673	23
	-	金沢支店	石川県金沢市	-	-	394	34	428	17
	-	高松支店	香川県高松市	-	-	232	34	266	21
	-	広島支店	広島市中区	-	-	293	35	328	22
	-	横浜支店	横浜市西区	-	-	417	37	454	18
	-	新宿支店	東京都新宿区ほか	-	-	332	64	396	18
	-	池袋支店	東京都豊島区	-	-	206	33	240	15
	-	渋谷支店	東京都渋谷区	-	-	303	42	345	17
	-	梅田支店	大阪市北区ほか	-	-	1,287	192	1,480	25
	-	上野支店	東京都台東区	-	-	237	30	267	13
	-	東京支店	東京都中央区	-	-	349	32	382	12
	-	神戸支店	神戸市中央区	-	-	277	29	306	14
	-	大宮支店	さいたま市大宮区	-	-	168	27	195	14
	-	難波支店	大阪市中央区	-	-	283	51	335	22
	-	京都支店	京都市下京区	-	-	366	40	407	14
	-	吉祥寺支店	東京都武蔵野市	-	-	363	35	398	9
	-	藤沢支店	神奈川県藤沢市	-	-	193	20	214	12
	-	汐留シオサイト支店	東京都港区	-	-	157	29	186	8
	-	八王子支店	東京都八王子市	-	-	177	20	198	9
	-	六本木ヒルズ支店	東京都港区	-	-	214	34	248	8
	-	目黒支店	東京都品川区	-	-	199	19	219	8
	-	広尾支店	東京都渋谷区	-	-	222	28	250	6
	-	ららぽーと支店	千葉県船橋市	-	-	100	18	118	8
	-	二子玉川支店	東京都世田谷区	-	-	233	45	279	7
	-	ケイマン支店	英国領ケイマン諸島 グランド・ケイマン 島	-	-	-	-	-	-
-	駐在員事務所	ニューヨーク	-	-	7	6	13	2	
-	事務センター	東京都品川区ほか	-	-	2,222	4,071	6,294	252	
-	その他の施設	東京都新宿区ほか	1,186	80	359	3	444	-	

その他

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
国内連結 子会社	長和建物株 式会社	当行目黒プロ ダクションセ ンター	東京都品川区	賃貸用オフ イス	3,833	6,315	2,369	0	8,684	- [-]
	有限会社ド ルフィン・ ジャパン・ インベス トメント	当行本店	東京都千代田区	賃貸用オフ イス	5,998	32,438	20,787	23	53,249	- [-]
	昭和リース 株式会社	本社	東京都新宿区	オフィス	1,474	1,658	699	108	2,465	240 [24]

- (注) 1. 当行の主要な設備の大部分は、店舗、事務センターであるため、銀行部門に一括計上しております。
 2. 当行の連結子会社からの賃借分を除いた本表記載の建物の年間賃借料は2,603百万円であります。
 3. 動産は、事務機械3,196百万円、その他3,111百万円であります。
 4. 上記にはソフトウェア11,385百万円は含まれておりません。
 5. 従業員数欄の[]内は、嘱託及び臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外書で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

	会社名	事業 (部門) の別	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内 容	投資予定金額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
							総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	-	銀行部門	渋谷支店表参道 ヒルズ出張所ほ か	東京都渋谷区ほか	新設又は 改修	店舗	477	-	自己資金	平成18年2 月ほか	平成18年4 月ほか

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

	会社名	事業(部門) の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
国内連結子会社	昭和リース株式 会社	リース部門	本社	東京都新宿区	オフィス	2,465	平成18年5月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	2,500,000,000
優先株式	674,528,000
計	3,174,528,000

(注) 本有価証券報告書提出日現在、当行定款第6条には、次のとおり規定しております。

当銀行の発行可能株式総数は、31億7,452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7,452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式(以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。)とする。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成18年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成18年6月27日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	1,358,537,606	1,358,537,606	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第二回甲種優先株式	74,528,000	74,528,000	-	(注)1
第三回乙種優先株式	600,000,000	600,000,000	-	(注)2
計	2,033,065,606	2,033,065,606	-	-

(注) 1. 第二回甲種優先株式(平成10年3月31日発行)の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

期末配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき年13円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、6円50銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき1,300円を支払う。これを超えて、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先株主の請求による普通株式への転換(当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいう。以下同様。)

転換を請求し得べき期間

平成10年10月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終了の日までの期間を除く。

当初転換価額

優先株式1株につき326円とする（なお、平成15年7月29日付の普通株式2株を1株とする株式併合に伴う影響を加味すると652円）。

転換価額

平成11年9月16日以降平成19年9月16日まで、毎年9月16日に終了する30連続取引日に東京証券取引所における普通株式の毎日の終値の平均値が、転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、その直後の10月1日に当該平均値に修正される。ただし、当該平均値が360円未満となる場合は、修正後転換価額は360円とする（なお、上記に基づき平成11年10月1日より転換価額は360円に修正済み）。

転換価額の調整

普通株式の時価を下回る価額で発行する場合その他一定の場合には、転換価額の調整をマーケットプライス方式により行う。

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年3月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年4月1日をもって、優先株式1株の払込金相当額を定款第11条の9に定める当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式に転換される。ただし、優先株式1株に対して普通株式2株を上限とし、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、2株に普通株式1株の併合又は分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。

(6) 新株予約権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。優先株主には、新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 平成11年6月29日開催の定時株主総会より平成13年6月29日開催の定時株主総会まで、旧商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有しておりました。

2. 第三回乙種優先株式（平成12年4月1日発行）の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

期末配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち本優先株式1株につき、年4円84銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。なお、第一回優先配当金は平成12年4月1日から平成13年3月31日までの1年間に対応する4円84銭を支払うものとする。

非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、2円42銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、本優先株式1株につき400円を支払う。これを超えて、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先株主の請求による普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成17年8月1日から平成19年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

優先株式1株につき599円90銭とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日にその時点の時価に修正される。ただし、当該時価が599円90銭を下回る場合は599円90銭、また799円90銭を上回る場合は799円90銭とする。本優先株式において「時価」とは、当該時点に先立つ45取引日目時点で普通株式が上場又は店頭登録されている場合は（複数の市場に上場又は店頭登録されている場合には、当該45取引日の間の出来高の合計額が最も多い市場による。）、当該時点に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該取引所又は当該店頭市場における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、それ以外の場合は直近期末における発行済本優先株式の発行価額総額控除後の連結貸借対照表資本の部合計金額を、発行済普通株式数及び発行済甲種優先株式を発行条件に従い普通株式に転換したと仮定した場合の普通株式数の合計数で除した、1株当たりの純資産額とする。

転換価額の調整

普通株式の時価を下回る価額で発行する場合その他一定の場合には、転換価額の調整をマーケットプライス方式により行う。

上記においては、平成16年7月1日付の新株予約権（ストックオプション）の発行により、上限転換価額については800円から799円90銭に、下限転換価額については600円から599円90銭に調整されているため、その調整を反映させている。

(4) 普通株式への一斉転換

平成19年7月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成19年8月1日をもって、優先株式1株の払込金相当額を当行定款第11条の9に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式に転換される。ただし本優先株式1株に対して3分の2株を上限とし2分の1株を下限とするとともに、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、当該併合又は分割前の上限株数又は下限株数に普通株式1株の併合又は分割後の株数を乗じた株数を、当該併合又は分割後の上限株数又は下限株数とする。

(5) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。

(6) 新株予約権等

法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。優先株主には、新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 本優先株式は、残余財産分配権及び配当請求権において甲種優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
 なお、新株予約権の数は、商業登記簿に合わせて記載しております。

イ 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	9,455 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	9,455,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

□ 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	161 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	161,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

- (注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

八 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

- (注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

二 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当て時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

ホ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,922 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,922,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

- (注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \quad (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

へ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,856 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,856,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

ト 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,287 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,287,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

- (注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

チ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	561 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	561,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

リ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	157 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	157,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

又 平成17年 6 月24日第 5 期定時株主総会決議及び平成17年 9 月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	53 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	53,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1 株につき697円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年 7 月 1 日 至 平成27年 6 月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は 1 株につき697円とし、そのうち 1 株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年 7 月 1 日以降とし、さらに平成20年 7 月 1 日から平成22年 6 月30日までの間は、付与された新株予約権の数の 2 分の 1 以内(1 個に満たない数が生じる場合は、1 個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年 6 月24日開催の第 5 期定時株主総会及び平成17年 9 月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

ル 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	50 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第11回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第11回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

ヲ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	17 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第12回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第12回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

ワ その他

平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、平成18年5月25日付にて第13～16回新株予約権(新株予約権の数/合計10,139個、新株予約権の目的となる株式の数/合計10,139,000株、新株予約権の行使時の払込金額/新株予約権の目的となる株式1株につき825円)を発行しております。なお、新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の行使期間等の発行条件につきましては、前記ホ～ヲに準じた形となっております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成15年7月29日 (注)	1,358,537	2,033,065	-	451,296,960	-	18,558,337

(注) 普通株式2株を1株とする株式併合

株式併合後の発行済普通株式数 1,358,537千株

(4) 【所有者別状況】

普通株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	118	57	869	483	54	57,225	58,806	-
所有株式数 (単元)	-	181,512	12,082	14,043	905,832	89,942	155,047	1,358,458	79,606
所有株式数の割合(%)	-	13.36	0.89	1.03	66.68	6.62	11.41	100.00	-

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. 自己株式9,772株は「個人その他」に9単元、「単元未満株式の状況」に772株含まれております。

3. 当行の関連会社であるシンキ株式会社が保有している株式20,000株は「その他の法人」に20単元含まれております。

4. 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が56単元含まれております。

第二回甲種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	74,528	-	-	-	74,528	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

第三回乙種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	600,000	-	-	-	600,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ステートストリートバンクアンドトラ ストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行 兜町証券決済業務室)	米国マサチューセッツ州ボストン市 私書箱351号 02101 (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	131,124	9.65
J. クリストファー フラワーズ	英国ロンドン市 コールマン ストリート ウォールゲート ハウス EC2P 2HD ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロ ンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行 兜町証券決済業務室 東京都中央 区日本橋兜町6番7号 気付)	88,283	6.49
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行 兜町証券決済業務室)	英国ロンドン市 コールマン ストリート ウォールゲート ハウス EC2P 2HD (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	69,161	5.09
サンタンデールインベストメントエスエ ーシーセントラルヴァローレ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	スペインマドリッド市 ボアディラ デル モンテ ADVA カンタブリア S/N 28660 (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 カストディ業務部)	63,766	4.69
ステートストリートバンクアンドトラ ストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行 兜町証券決済業務室)	米国マサチューセッツ州ボストン市 私書箱351号 02101 (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	57,294	4.21
モルガンスタンレーアンドカンパニーイ ンク (常任代理人 モルガン・スタンレー証 券会社東京支店)	米国ニューヨーク州ニューヨーク市 ブロードウェイ1585 10036 (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	46,897	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	41,807	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	38,252	2.81
メロンバンクエヌエアーズエージェント フォーイッククライアントメロンオムニ バスユーエスペンション (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	米国マサチューセッツ州ボストン市 ワン ボストン プレイス 02108 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	34,742	2.55
ザバンクオブニューヨークトリートイー ジヤスデックアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	ベルギー - ブリュッセル市 1040 AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 カストディ業務部)	31,486	2.31
計	-	602,815	44.37

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

3. モルガン・スタンレー証券株式会社及びその共同保有者である下記6社が平成18年4月11日付で同年3月31日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No.1)を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)(*2)
モルガン・スタンレー証券株式会社(*1)	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	4,056,400	0.20
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY 10036	960,020	0.05
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	6,871,981	0.34
モルガン・スタンレー・キャピタル(ルクセンブルク)エス・エー	8-10 rue Mathias Hardt, L-1717 Luxembourg	772,718	0.04
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	23,691,000	1.17
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	1221 Avenue of the Americas, New York, NY 10020, USA	55,050,000	2.71
モルガン・スタンレー・インベストメント・アドバイザーズ・インク	1221 Avenue of the Americas, New York, NY 10020, USA	1,896,000	0.09

(*1) 平成18年4月1日にモルガン・スタンレー証券準備株式会社から名称変更。

(*2) 甲種優先株式・乙種優先株式も含めた発行済株式総数に対する割合。

4. ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー及びウェリントン・インターナショナル・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッドが平成18年4月14日付で同年3月31日を報告義務発生日とする大量保有報告書並びに同年4月17日付で訂正報告書を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)(*1)
ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー	75 State Street, Boston, Massachusetts 02109 U.S.A.	99,499,566	4.89
ウェリントン・インターナショナル・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	東京都千代田区大手町1-1-2 りそな・マルハビル17階	78,000	0.00

(*1) 甲種優先株式・乙種優先株式も含めた発行済株式総数に対する割合。

第二回甲種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	74,528	100.00
計	-	74,528	100.00

第三回乙種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	600,000	100.00
計	-	600,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二回 甲種優先株式 74,528,000 第三回 乙種優先株式 600,000,000	-	優先株式の内容は「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 29,000	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,358,429,000	1,358,429	(注)2
単元未満株式	普通株式 79,606	-	(注)3
発行済株式総数	2,033,065,606	-	-
総株主の議決権	-	1,358,429	-

(注)1. 自己保有株式が9,000株、当行の関連会社であるシンキ株式会社が保有している株式が20,000株含まれております。

2. 証券保管振替機構名義の株式が56,000株(議決権56個)含まれております。

3. 当行所有の自己株式が772株含まれております。

【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	9,000	-	9,000	0.00
シンキ株式会社	東京都新宿区西新宿一丁 目6番1号 (新宿エルタワー28F)	20,000	-	20,000	0.00
計	-	29,000	-	29,000	0.00

(注) 上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の内訳であります。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当行は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会において特別決議されたもの、及び会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員 平成16年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役10名、当行従業員2,182名及び当行完全子会社の取締役3名 平成16年9月17日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員3名 平成16年12月2日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員1名 平成17年5月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	<p>当行取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員の一部</p> <p>平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役8名、当行従業員437名</p> <p>平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役4名、当行従業員35名</p> <p>平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役8名、当行従業員127名</p> <p>平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員34名</p> <p>平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名</p> <p>平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名</p> <p>平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名</p> <p>平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名</p> <p>平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役12名、当行従業員559名</p> <p>平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役2名、当行執行役1名、当行従業員28名</p> <p>平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役12名、当行従業員159名</p> <p>平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員19名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
株式の数(株)	合計12,000,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	本新株予約権割当日から平成29年6月23日までの範囲で、当行取締役会が決定する。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。

(注)1. 発行する新株予約権の数は12,000個(新株予約権1個につき当行普通株式1,000株)を上限とする。

なお、当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設合併若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産(金銭に限る。)の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額(以下、「行使価額」という)に上記1.に定める本新株予約権1個につき交付される当行普通株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}} \quad (\text{株式の併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 代用払込みに関する事項～該当事項なし。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 普通株式

イ【定時総会決議による買受けの状況】

平成18年6月27日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (平成17年6月24日決議)	25,000,000	17,500,000,000
前決議期間における取得自己株式	6,154,000	4,544,084,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	18,846,000	12,955,916,000
未行使割合(%)	75.38	74.03

(注) 1. 上記授権株式数の平成17年6月24日開催の定時株主総会の終結した日現在の発行済普通株式総数に対する割合は、1.84%でした。

2. 株式数及び価額の総額について未行使割合が5割以上である理由

前決議期間においては、経済情勢や市場動向等の経営環境を総合的に勘案し自己株式の取得を実施した結果、未行使割合が5割以上となっております。

ロ【子会社からの買受けの状況】

該当事項はありません。

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

該当事項はありません。

ニ【取得自己株式の処理状況】

該当事項はありません。

ホ【自己株式の保有状況】

平成18年6月27日現在

区分	株式数(株)
保有自己株式数	6,154,000

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

平成18年6月27日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議	普通株式	30,000,000	30,000,000,000

(注) 上記授権株式数の当定時株主総会の終結した日現在の発行済普通株式総数に対する割合は、2.21%であります。

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3【配当政策】

第6期の配当につきましては、経営成績等に鑑み、期末配当といたしまして、普通株式につきましては1株当たり1円48銭、第二回甲種優先株式につきましては1株当たり6円50銭、第三回乙種優先株式につきましては1株当たり2円42銭の配当といたしました。この結果、中間配当金を合わせた年間配当金は、普通株式につきましては1株当たり2円96銭（前期比38銭（14.7%）の増配）、優先株式につきましては所定の配当（第二回甲種優先株式：1株当たり13円、第三回乙種優先株式：1株当たり4円84銭）となりました。

中長期的な今後の配当方針といたしましては、優先株式については所定の配当を支払うほか、普通株式の配当につきましては収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえ、グローバルスタンダードに基づき株主の皆様へ収益配分を図っていくことを基本方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランスにも留意して決定していく必要があると考えており、また、当行の普通株式の配当につきましては、下記のとおり経営健全化計画等に基づく制約を受けております。

1. 原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。
2. 普通株式の配当利回りは、優先株式の配当率以下とすることを原則とします（平成11年3月12日付金融再生委員会「申請金融機関に対する資本増強の基本的考え方及び審査結果について」に基づくもの）。

（注）当事業年度の中間配当に関する取締役会決議日 平成17年11月30日

なお、平成18年5月の会社法施行により、今後配当（剰余金の分配）の時期については機動的な運用が可能となりましたので、年間の配当回数の弾力化についても検討していきたいと考えております。

4【株価の推移】

(1)【普通株式】

【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高（円）	-	-	904	832	826
最低（円）	-	-	731	580	511

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、平成16年2月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年10月	11月	12月	平成18年1月	2月	3月
最高（円）	721	728	704	792	800	826
最低（円）	647	657	660	663	719	745

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【第二回甲種優先株式・第三回乙種優先株式】

当株式は証券取引所に上場されておられません。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役	代表執行役 社長	ティエリー ポルテ	昭和32年6月28日生	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年1月 同社マネージング ディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン 社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成17年6月 当行取締役代表執行役社長(現職)	472
取締役	代表執行役 会長	杉山 淳二	昭和21年4月15日生	昭和45年5月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱 東京UFJ銀行)入行 平成8年6月 同行取締役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス (現株式会社三菱UFJフィナンシ ャル・グループ)常務執行役員 平成14年1月 同社専務執行役員 平成14年4月 株式会社アプラス顧問 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成17年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成18年6月 当行取締役代表執行役会長(現職)	-
取締役		マイケル J. ポスキン	昭和20年9月23日生	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーバー研究所 T.M. フリードマン経済学教授上級 研究員(現職) 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取締役 (現職) 平成8年1月 エクソン・コーポレーション(現エ クソン・モービル・コーポレーショ ン)取締役 平成11年6月 ボーダフォン・グループ取締役 (現職) 平成12年3月 当行取締役(現職)	105
取締役		エミリオ ポティン	昭和9年10月1日生	昭和33年10月 サンタンデール銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 パンコ・サンタンデール・セントラ ル・イスパノ会長(現職) 平成12年4月 当行取締役(現職) 平成15年7月 サンタンデールグループ会長(現職)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役		ティモシー C. コリンズ	昭和31年10月8日生	昭和49年1月 カミンス・エンジン社入社 昭和56年9月 ブーズ・アレン・ハミルトン社入社 昭和59年8月 ラザード・フレール社入社 平成2年1月 オネックス社入社 平成7年10月 リップルウッド・ホールディングス 最高経営責任者(現職) 平成12年3月 当行取締役(現職) 平成17年3月 R H J インターナショナル 最高経 営責任者(現職)	1,088
取締役		J. クリストファー フラワーズ	昭和32年10月27日生	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスター・グループ社取締役(現 職) 平成12年3月 当行取締役(現職) 平成14年11月 J. C. フラワーズ社会長(現職) 平成17年12月 N I B C ホールディング スーパー バイザリーボード(現職) 平成17年12月 N I B C 銀行スーパーバイザリーボ ード(現職)	88,283
取締役		可児 滋	昭和18年9月20日生	昭和41年4月 日本銀行入行 昭和63年10月 同行岡山支店長 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現職) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現職)	-
取締役		フレッド H. ラングハマー	昭和19年1月13日生	昭和45年9月 ドットウェルジャパン株式会社輸入 部門ゼネラルマネージャー 昭和50年1月 エスティローダー・ジャパン社長 昭和60年9月 エスティローダー株式会社最高執行 責任者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社社長兼最高経営責任者 平成16年7月 同社海外事業専属会長(現職) 平成17年1月 ウォルト・ディズニー社取締役 (現職) 平成17年6月 当行取締役(現職) 平成18年1月 アメリカン・インターナショナル・ グループ社取締役(現職)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役		榎原 稔	昭和5年1月12日生	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和46年4月 米国三菱商事会社ワシントン駐在員 首席 昭和61年6月 三菱商事株式会社取締役(米国在 勤) 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役(現職) 平成12年5月 社団法人経済団体連合会(現社団法 人日本経済団体連合会)副会長 平成16年4月 三菱商事株式会社取締役相談役 平成16年6月 同社相談役(現職) 平成16年9月 米IBM社取締役(現職)	-
取締役		長島 安治	大正15年6月22日生	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所 (現長島・大野・常松法律事務所) パートナー 平成9年1月 同事務所顧問(現職) 平成15年4月 東京大学法科大学院 運営諮問委員会委員(現職) 平成16年6月 当行取締役(現職)	-
取締役		ルシオ A.ノト	昭和13年4月24日生	昭和37年6月 モービル・コーポレーション入社 平成6年3月 同社会長兼最高経営責任者 平成7年2月 米IBM社取締役(現職) 平成10年1月 アルトリア・グループ取締役 (現職) 平成11年12月 エクソン・モービル・コーポレーシ ョン副会長 平成13年3月 ミッドストリーム・パートナーズ マネージングパートナー(現職) 平成13年5月 ユナイテッド・オート・グループ取 締役(現職) 平成17年6月 当行取締役(現職) 平成18年2月 コマーシャル・インターナショナル 銀行取締役(現職)	13
取締役		小川 信明	昭和14年3月13日生	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所(現小川・友野法律 事務所)パートナー(現職) 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行監査役 平成12年3月 当行取締役(現職)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役		高橋 弘幸	昭和12年3月1日生	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役(現職)	-
取締役		ジョン S . ワズワース Jr .	昭和14年9月12日生	昭和38年8月 ファースト・ポストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アドバイザリーディレクター(現職) 平成13年8月 マニトゥ・ベンチャー パートナー(現職) 平成17年5月 シーユアン・ベンチャー スペシャルディレクター(現職) 平成17年6月 当行取締役(現職)	20
取締役		山本 輝明	昭和23年11月24日生	昭和46年4月 当行入行 平成12年6月 当行執行役員 平成13年6月 当行常務取締役 平成14年6月 当行専務取締役 平成16年6月 当行代表執行役専務執行役 平成17年6月 当行取締役(現職) 平成17年6月 株式会社アプラス代表取締役社長(現職) 平成18年3月 全日信販株式会社取締役会長(現職)	3
計					89,986

(注) 1. マイケル J. ボスキン、エミリオ ボティン、ティモシー C. コリンズ、J. クリストファー フラワーズ、可児 滋、フレッド H. ラングハマー、榎原 稔、長島 安治、ルシオ A. ノト、小川 信明、高橋 弘幸及びジョン S. ワズワース Jr. の各取締役は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当行の委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会 委員長；榎原 稔

委員；マイケル J. ボスキン、ティモシー C. コリンズ、
J. クリストファー フラワーズ、ルシオ A. ノト、
ティエリー ポルテ

監査委員会 委員長；高橋 弘幸

委員；可児 滋、長島 安治、小川 信明

報酬委員会 委員長；J. クリストファー フラワーズ

委員；エミリオ ボティン、ティモシー C. コリンズ、フレッド H. ラングハマー、
榎原 稔、ジョン S. ワズワース Jr.

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
代表 執行役	社長	ティエリー ポルテ	昭和32年6月28日生	「(1) 取締役の状況」参照	同左
代表 執行役	会長	杉山 淳二	昭和21年4月15日生	「(1) 取締役の状況」参照	同左
執行役 副社長	インスティテューショナル バンキング部 門長兼 I B 業 務管理部長	クラーク グラニンジャー	昭和43年1月27日生	平成9年7月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社 平成12年6月 当行マーチャントバンキング部次長 平成14年1月 当行ストラクチャード商品部長 平成15年3月 当行事業法人本部長 平成15年7月 当行インスティテューショナルバン キング部門長兼事業法人本部長 平成15年9月 当行執行役員インスティテューシ ョナルバンキング部門長兼事業法人本部長 平成16年4月 当行執行役員インスティテューシ ョナルバンキング部門長 平成16年6月 当行専務執行役員インスティテューシ ョナルバンキング部門長 平成17年9月 当行執行役副社長インスティテューシ ョナルバンキング部門長 平成18年1月 当行執行役副社長インスティテューシ ョナルバンキング部門長兼 I B 業務管 理部長 (現職)	170
専務 執行役	グループ最高 情報責任者金 融インフラ部 門長	ダナンジャヤ デュイベディ	昭和21年9月7日生	昭和49年 シティバンク・エヌ・エイ入社 平成8年 同社グローバル コンシューマー バ ンク テクノロジー ユニット 平成10年 同社リージョナル オペレーション ズ アンドテクノロジー マネジメント 平成12年5月 当行執行役員金融インフラ部門長兼シ ステム企画部長兼システム企画部シ ステム運営室長 平成13年7月 当行執行役員金融インフラ部門長兼シ ステム企画部長兼システム企画部シ ステム運営室長兼リテールサービス本部 長 平成15年5月 当行執行役員金融インフラ部門長兼シ ステム企画部長兼リテールサービ ス本部長 平成16年6月 当行専務執行役員金融インフラ部門長兼 システム企画部長兼リテールサー ビス本部長 平成17年9月 当行アドバイザー 平成18年6月 当行専務執行役員グループ最高情報責任 者金融インフラ部門長 (現職)	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
専務 執行役	最高財務責任 者財務部門長 兼キャピタル マーケット プロダクト コントロール部長	ラフル グプタ	昭和34年8月13日生	昭和61年12月 ソシエテジェネラル(インド)ヘッド・オブ・ファイナンス 平成元年12月 香港上海銀行(インド)ファイナンシャルコントロールマネージャー 平成8年9月 ドイツ銀行(インド)ディレクター・アンド・チーフコントローラー 平成10年10月 同社(シンガポール) アジアパシフィックヘッドオフィスディレクター・アンド・チーフコントローラー 平成13年3月 D B S 銀行(シンガポール) マネージングディレクター・アンド・グループファイナンシャルコントローラー 平成17年9月 当行入行、専務執行役最高財務責任者財務部門長兼キャピタルマーケットプロダクトコントロール部長(現職)	-
専務 執行役	リテール 部門長	片山 悟	昭和24年10月10日生	昭和47年4月 当行入行 平成5年9月 当行債券部長 平成7年12月 当行横浜支店長 平成10年9月 当行個人業務部長兼お客さまサービス室長 平成10年10月 当行参与個人業務部長兼お客さまサービス室長 平成11年4月 当行参与個人業務部長 平成12年3月 当行執行役員個人部門長兼個人本部長 平成12年5月 当行執行役員個人部門長兼個人本部長兼リテール商品開発部長 平成13年7月 当行執行役員リテール営業本部長 平成16年4月 当行執行役員リテール部門副部門長 平成16年6月 当行常務執行役員リテール部門副部門長 平成17年9月 当行専務執行役員リテール部門長(現職)	4
専務 執行役	金融法人・キャピタル マーケット 本部長	加藤 正純	昭和27年1月29日生	昭和49年4月 当行入行 平成10年10月 当行金融法人営業部長 平成11年3月 当行金融法人営業部長兼公共法人部長 平成12年1月 当行金融法人部長 平成12年3月 当行執行役員金融法人部門長兼金融法人本部長 平成12年5月 当行執行役員金融法人部門長兼金融法人本部長兼金融法人第一部長 平成14年1月 当行執行役員金融法人本部長兼金融法人第一部長 平成15年12月 当行執行役員金融法人・キャピタルマーケット本部長 平成16年6月 当行執行役員金融法人・キャピタルマーケット本部長兼金融法人第二部長 平成16年6月 当行常務執行役員金融法人・キャピタルマーケット本部長 平成17年9月 当行専務執行役員金融法人・キャピタルマーケット本部長(現職)	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
専務 執行役	事業法人本部 長	富井 順三	昭和26年11月1日生	昭和50年4月 当行入行 平成10年9月 当行事業推進部部長 平成10年10月 当行営業第七部長 平成12年5月 当行事業法人本部副部長兼法務・コン プライアンス統轄部参事役 平成12年12月 当行法人戦略部長 平成15年3月 当行企業再生本部長 平成15年6月 当行執行役員企業再生本部長 平成16年6月 当行常務執行役企業再生本部長 平成16年10月 当行常務執行役企業再生本部長兼ビジ ネスソリューション第二部長 平成17年1月 当行常務執行役事業法人本部長兼企業 再生本部長兼ビジネスソリューション 第二部長 平成17年5月 当行常務執行役事業法人本部長 平成17年9月 当行専務執行役事業法人本部長 (現職)	10
常務 執行役	コーポレート アフェアーズ 部門長兼広報 部長兼広報部 社会文化貢献 推進室長	小島 一美	昭和32年11月11日生	昭和55年4月 当行入行 平成5年8月 当行日本橋支店次長 平成8年10月 当行情報システムグループ副参事役 平成10年12月 当行池袋支店長 平成12年3月 当行広報部長 平成17年6月 当行執行役コーポレートアフェアーズ 部門長兼広報部長兼広報部社会文化貢 献推進室長 平成17年9月 当行常務執行役コーポレートアフェ アーズ部門長兼広報部長兼広報部社会文 化貢献推進室長(現職)	1
執行役	公共金融本部 長	藤本 和也	昭和28年5月19日生	昭和51年4月 当行入行 平成11年6月 当行営業第五部長 平成14年3月 当行営業第十部長 平成16年4月 当行第四営業統轄部長兼営業第十部長 平成17年5月 当行公共金融本部長 平成17年9月 当行執行役公共金融本部長(現職)	1
執行役	企業戦略部長	船山 範雄	昭和32年4月28日生	昭和56年4月 当行入行 平成6年12月 アジア長銀(香港)出向 平成10年7月 アジア長銀(香港)出向兼当行香港支店 次長 平成11年9月 当行総合企画部副参事役 平成14年1月 当行企業戦略部長 平成17年9月 当行執行役企業戦略部長(現職)	-
執行役	金融法人第三 部長	本多 道昌	昭和32年11月4日生	昭和55年4月 当行入行 平成7年4月 当行広島支店次長 平成10年4月 当行営業第一部次長 平成12年3月 当行吉祥寺支店長 平成13年11月 当行東京支店長 平成14年9月 当行金融法人第三部長 平成17年9月 当行執行役金融法人第三部長(現職)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
執行役	金融インフラ 部門チーフオ ペレーティン グオフィサー 兼リテールサ ービス本部長 兼事務管理部 長兼プロセス コントロール 部長兼チャン ネルサービス 部長	岡野 道征	昭和35年12月31日生	<p>昭和59年4月 長銀システム開発株式会社入社</p> <p>平成13年5月 当行入行、システム企画部コンサルタ ント</p> <p>平成16年5月 当行金融インフラ部門チーフオペレー ティングオフィサー兼システム企画部 部長</p> <p>平成17年3月 当行金融インフラ部門チーフオペレー ティングオフィサー兼プロセスコント ロール部長兼システム企画部部長</p> <p>平成17年5月 当行金融インフラ部門チーフオペレー ティングオフィサー兼事務管理部長兼 プロセスコントロール部長兼システム 企画部部長</p> <p>平成17年9月 当行執行役金融インフラ部門長兼金融 インフラ部門チーフオペレーティング オフィサー兼システム企画部長兼リテ ールサービス本部長兼事務管理部長兼 プロセスコントロール部長</p> <p>平成18年5月 当行執行役金融インフラ部門長兼金融 インフラ部門チーフオペレーティング オフィサー兼リテールサービス本部長 兼事務管理部長兼プロセスコントロー ル部長兼チャンネルサービス部長</p> <p>平成18年6月 当行執行役金融インフラ部門チーフオ ペレーティングオフィサー兼リテール サービス本部長兼事務管理部長兼プロ セスコントロール部長兼チャンネルサ ービス部長(現職)</p>	-
執行役	システム企画 部長兼リテール サービス本 部長	佐藤 芳和	昭和33年1月14日生	<p>昭和55年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社</p> <p>昭和63年9月 シティバンク・エヌ・エイ入社</p> <p>平成12年7月 当行入行、システム企画部</p> <p>平成14年7月 当行システム企画部部長</p> <p>平成16年7月 当行システム企画部部長兼事務管理部 部長</p> <p>平成17年9月 当行執行役金融インフラ部門長兼シス テム企画部長兼リテールサービス本部 長兼事務管理部部長</p> <p>平成17年11月 当行執行役金融インフラ部門長兼シス テム企画部長兼リテールサービス本部 長</p> <p>平成18年6月 当行執行役システム企画部長兼リテ ールサービス本部長(現職)</p>	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
執行役	大阪支店長兼 事業法人本部 部長	土屋 貴	昭和27年 5月22日生	昭和51年 4月 当行入行 平成 7年 7月 当行新宿営業第一部次長 平成 9年10月 当行法人業務部参事役 平成10年 9月 当行営業第三部長 平成16年 4月 当行第二営業統轄部長兼営業第四部長 平成17年 5月 当行ストラテジービジネスユニット1 ユニット長 平成17年 9月 当行執行役ストラテジービジネスユニ ット1ユニット長 平成17年11月 当行執行役ストラテジービジネスユニ ット1ユニット長兼事業法人本部部長 平成18年 5月 当行執行役大阪支店長兼事業法人本部 部長(現職)	3
計					227

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当行は、透明、厳正かつ効率的なガバナンス体制を確立し、事業活動を通じて長期的・安定的に利益を計上し、健全に存続し続けることにより、株主の負託に応えるよう努めております。

当行は新銀行として発足以後、取締役会と業務執行陣の責任と役割を明確にすることにより、長期的な経営戦略に関する基本的な方針の決定を行いつつ、環境変化や顧客ニーズに柔軟かつ迅速に 대응していくという体制を確立し、業務を進めてまいりました。この考え方を一層確固たるものとするために、平成16年6月の定時株主総会終了時をもって、委員会等設置会社に移行し、2期が終了いたしました。会社法施行後も引き続き委員会設置会社として、これまでの体制を維持・進化させてまいります。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の内容

当行は委員会等設置会社（現在は委員会設置会社）であり、取締役会は経営方針など重要事項の決定・業務執行の監督に専念する一方、日常の業務執行を行う執行役は、取締役会から業務執行に関する権限を委譲されることにより迅速な業務執行・意思決定を行っております。

[取締役会及び指名・監査・報酬の各委員会]

取締役会につきましては、これを構成する取締役15人のうち12人が国内外の経済界で豊富な経験を有する経営者や法律専門家などの社外取締役であり、専門的かつグローバルな視点からの経営の監督や戦略方針の策定を行っております。

法令に基づき設置される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、指名委員1名を除きいずれも社外取締役により構成され、各委員会の規則に従って、客観的かつ高度な観点から議論を行うことが可能な体制を確保しております。なお、この3委員会は委員会等設置会社移行に伴い設置されたものではありませんが、監査委員会は当行が従前に自主的に設置・運営しておりました監査委員会と監査役会の機能の一部を移行したものであり、取締役・執行役の職務の執行状況を監査しております。また指名委員会と報酬委員会は、従前に同じく設置しておりました人事委員会の取締役候補者指名及び取締役・執行役の報酬決定の機能をそれぞれ移行したのとなっております。各委員会とも迅速かつ円滑に活動を開始しており、経営の透明性の向上と経営の妥当性・効率性の確保に注力しております。

[業務執行]

取締役会から業務執行権限の移譲を受ける執行役は、取締役会により選任されており、各部門の部門長、サブグループ長等として、業務執行に当たっております。業務執行に関する重要事項については、執行役社長が業務執行に関する決定を行う機関として設けられた経営委員会にて、協議や意思決定が行われています。また、個別の業務運営において重要な事項については、部門を跨ぐ各種の委員会を設置し、担当執行役を中心に審議・検討を経て意思決定をする体制としております。

内部統制システムの整備とリスク管理体制の状況

日常の業務執行のための内部統制システムの概略は、取締役会で規定された「内部統制規程」に定められており、執行役が自らの所管業務に関する内部統制システムを構築・運用する義務を負うとともに、全執行役・職員がこれに従うことが義務付けられております。内部統制規程は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の7第1項2号及び旧商法施行規則第193条に基づき必要な体制を定めたものであり、情報セキュリティポリシー、新生銀行リスクマネジメントポリシー、新生銀行行動規範及び内部監査規程を基礎となる規程として定め、連結企業グループ全体を通じた透明性・効率性の確保に努めるものとなっております。なお、会社法の施行に伴い、子会社・関連会社の経営指導・管理に関する「子会社・関連会社ポリシー」及び「子会社・関連会社経営管理ガイドライン」を、また執行役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するために「執行役規程」を内部統制の基礎となる規程に追加いたしました。

前述の新生銀行リスクマネジメントポリシーは、金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するために当行及び当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針として定められているものです。このポリシーの下で、信用リスク、ALM・流動性・市場リスク、リーガル・事務・システムのオペレーショナルリスクなど、各種リスクの内容に応じてリスク・投資委員会、ALM委員会、新規事業・商品委員会等の各種委員会を設置し、一元的に管理する体制が構築されております。中でもコンプライアンスについては、新銀行の発足当時よりリスク管理と並んで経営の最重要課題と

位置づけており、執行役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、2名の弁護士を外部委員として招聘し、第三者によるチェックの体制も備えております。

(なお、当行及び当行グループに関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項の詳細については、「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「4 事業等のリスク」の項をご参照ください。)

内部監査及び監査委員会監査の状況

[内部監査体制]

内部監査については、公認内部監査人などの資格保有者を多く擁し、執行役社長に直属する監査部が担当しております。監査部は41名から構成され、前述の内部監査規程に則り、社内及び主要子会社に対する定期的な内部監査を行っております。また、必要に応じて定期的な内部監査のほか個別の目的にて監査活動を行うこともあります。

内部監査にあたっては全監査対象のリスクアセスメント等に基づき監査プログラムを策定し、課題の発見・指摘に加え指摘事項の解決方法も含めた指導を行っており、執行役社長のほかに監査委員会に対しても直接報告しています。

[監査委員会の体制及び会計監査人等との相互連携]

監査委員会は社外取締役4名により構成されており、月1回程度の頻度で開催されております。取締役が承認した当行及び当行グループに必要な内部統制のフレームワークを、執行役が的確に構築し、業務の推進に当たって有効かつ効率的に実施しているかを監査・検証し、執行役に対して必要な勧告等を行っております。

監査委員会の職務を補佐するため監査委員会事務局(3名)が設置され、監査委員会事務局部長は執行役の指揮命令に属さない監査委員会の職務を補助すべき使用人となっております。監査委員会の監査は、取締役会で定めた監査委員会規則に従うほか、監査委員会が定めた監査規程及び事業年度毎に策定する監査計画に基づいて遂行されています。

なお監査委員会は、監査部をはじめとする内部統制に関連する各部署(リスク管理部門、法務部・コンプライアンス統轄部・与信管理部・企業戦略部を含むコーポレートアフェアーズ部門等)から報告を受け連携を保っております。また会計監査人については、監査委員会毎に招請し、会計監査人の立場での当行及びグループ会社に関する内部統制の検証状況や会計についての重要事項の説明を受け、意見交換を行い、効率的な監査の実施に努めております。

会計監査の状況

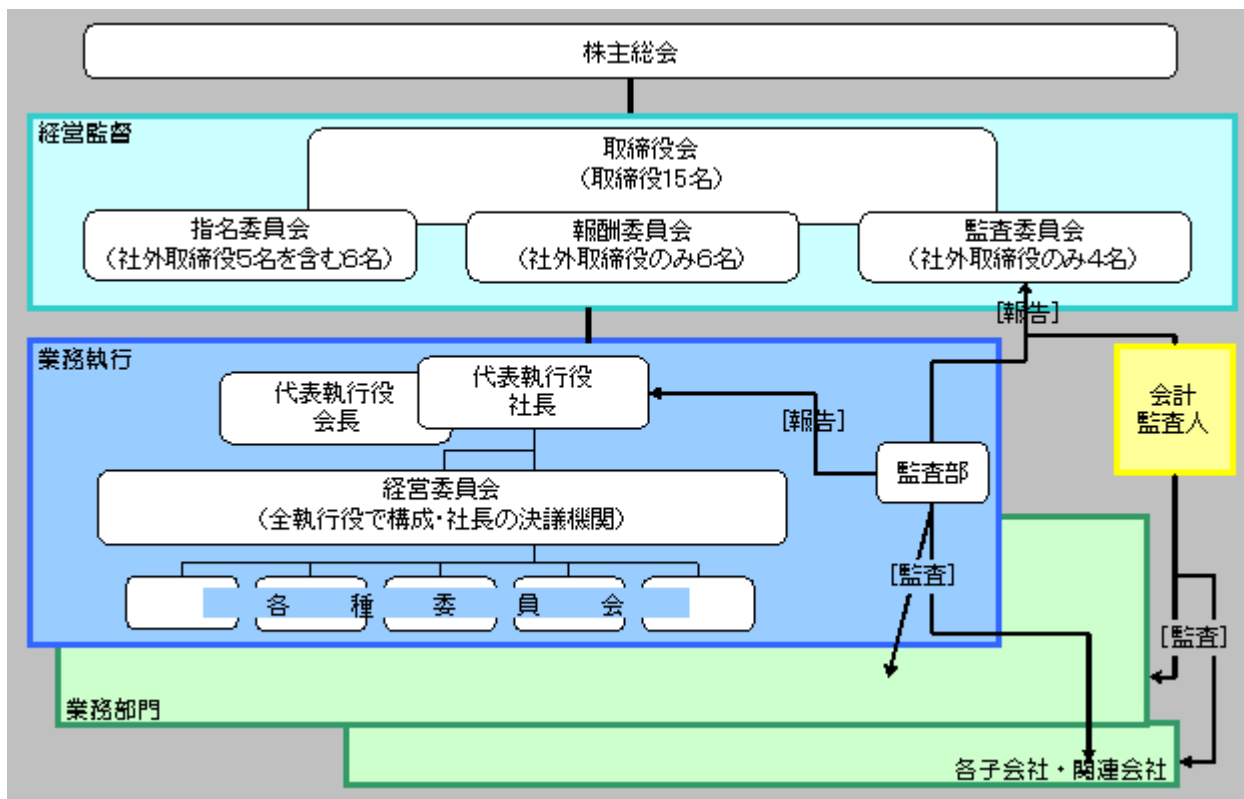
当行は監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士(指定社員)は、古澤茂氏(継続監査年数(*)7年)、後藤順子氏(同4年)、宮崎茂氏(同5年)です。

(*)継続年数は、商法監査の継続年数を記載しております。証券取引法監査の継続監査年数については、古澤氏及び宮崎氏が5年、後藤氏が4年となります(なお、監査対象年度を基準にした年数です)。

補助者は、税務、デリバティブリスク評価、年金数理、不動産評価、システムなどの専門家も含め計39名となっております。

業務執行・監督・監査の仕組み

以下の図のとおりであります。



(2) 役員報酬の状況

当事業年度における当行の取締役・執行役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役（18名）に対する報酬	180百万円
うち社内取締役（2名）に対する報酬	15百万円
うち社外取締役（16名）に対する報酬	165百万円
執行役（21名）に対する報酬	1,798百万円
合計	1,978百万円

なお、退職慰労金が、上記の社外取締役に対する報酬には20百万円、執行役に対する報酬には244百万円、それぞれ含まれております。当行は、執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておらず、また、当事業年度中に執行役を退任した取締役2名は、取締役及び執行役各々の支給人員に含まれております。

執行役に対する業績連動報酬については、平成18年5月開催の報酬委員会において決議されましたが、一定の基準に基づき、693百万円を当事業年度末に見積計上しております。

(3) 監査報酬

当連結会計年度における、当行及び当行連結子会社の監査法人トーマツ及び同法人が所属する国際的会計事務所デロイト トウシュ トーマツのメンバーファームに対する公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬及びその他の報酬は以下のとおりであります。なお、括弧内は監査法人トーマツに対する報酬で内書きであります。

第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	489百万円（453百万円）
うち監査契約に基づく監査証明に係る報酬	423百万円（387百万円）
その他の報酬	525百万円（89百万円）

(4) 社外取締役と提出会社の人的・資本的または取引上の関係

社外取締役であるマイケル J. ボスキン、ティモシー C. コリンズ、J. クリストファー フラワーズ、ルシオ A. ノト及びジョン S. ワズワース Jr. は、当行の株式を保有(*)しております。

(*)実質的に保有している株式を含んでおります。

社外取締役であるJ. クリストファー フラワーズは、当行との間で取引があり、その内容は、「第一部 企業情報」「第5 経理の状況」「1. 連結財務諸表等」「関連当事者との取引」に記載のとおりであります。なお、それ以外の社外取締役は、当行のその他の取締役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

(2) 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

2. 監査証明について

前連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)及び当連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)及び当事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツより監査証明を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)		当連結会計年度末 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	8	277,593	3.24	488,601	5.20
コールローン及び買入手形		70,000	0.82	50,000	0.53
債券貸借取引支払保証金		3,744	0.04	33,107	0.35
買入金銭債権		320,379	3.73	273,937	2.91
特定取引資産		168,501	1.96	193,581	2.06
金銭の信託		372,224	4.34	456,167	4.85
有価証券	8, 10,11	1,478,219	17.24	1,494,489	15.89
貸出金	1,2, 3,4,5, 6,7,8,9	3,430,421	40.00	4,087,561	43.46
外国為替	7	8,550	0.10	12,140	0.13
その他資産	1,2, 3,4,8, 12,13	850,440	9.92	974,398	10.36
動産不動産	8,14, 15,16	418,938	4.88	415,522	4.42
債券繰延資産		284	0.00	177	0.00
繰延税金資産		24,623	0.29	30,022	0.32
連結調整勘定		244,042	2.85	226,692	2.41
支払承諾見返		1,058,161	12.34	813,480	8.65
貸倒引当金		149,799	1.75	144,868	1.54
資産の部合計		8,576,328	100.00	9,405,013	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)		当連結会計年度末 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	8	3,080,206	35.91	3,914,385	41.62
譲渡性預金		372,607	4.34	157,373	1.67
債券		1,242,632	14.49	1,018,909	10.83
コールマネー及び売渡手形		204,295	2.38	30,000	0.32
コマーシャル・ペーパー		13,300	0.16	133,200	1.42
特定取引負債		69,101	0.81	149,990	1.59
借入金	8,17	1,160,265	13.53	1,205,765	12.82
外国為替		20	0.00	39	0.00
社債	18	88,344	1.03	298,002	3.17
その他負債	8,12	412,763	4.81	535,753	5.70
賞与引当金		10,276	0.12	13,886	0.15
役員賞与引当金		-	-	13	0.00
退職給付引当金		3,376	0.04	3,309	0.04
動産不動産処分損失引当金		153	0.00	-	-
特別法上の引当金		2	0.00	2	0.00
繰延税金負債		20,262	0.24	13,718	0.15
支払承諾		1,058,161	12.34	813,480	8.65
負債の部合計		7,735,769	90.20	8,287,832	88.13
(少数株主持分)					
少数株主持分		53,891	0.63	261,845	2.78
(資本の部)					
資本金	19	451,296	5.26	451,296	4.80
資本剰余金		18,558	0.22	18,558	0.20
利益剰余金		311,039	3.62	379,502	4.03
その他有価証券評価差額金		3,043	0.04	2,208	0.02
為替換算調整勘定		2,738	0.03	3,781	0.04
自己株式	20	9	0.00	12	0.00
資本の部合計		786,667	9.17	855,335	9.09
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		8,576,328	100.00	9,405,013	100.00

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		248,641	100.00	529,057	100.00
資金運用収益		101,396		125,029	
貸出金利息		77,353		104,438	
有価証券利息配当金		15,862		16,879	
コールローン利息及び買 入手形利息		26		22	
買現先利息		0		-	
債券貸借取引受入利息		6		30	
預け金利息		2,834		2,369	
その他の受入利息		5,314		1,288	
役務取引等収益		57,690		68,263	
特定取引収益		23,992		27,665	
その他業務収益	1	38,231		268,611	
その他経常収益	2	27,330		39,487	
経常費用		194,186	78.10	457,586	86.49
資金調達費用		34,497		42,729	
預金利息		13,533		16,872	
譲渡性預金利息		137		62	
債券利息		6,184		4,709	
コールマネー利息及び売 渡手形利息		626		95	
売現先利息		6		0	
債券貸借取引支払利息		4		27	
コマーシャル・ペーパー 利息		93		160	
借入金利息		12,924		14,598	
社債利息		687		3,149	
その他の支払利息		299		3,053	
役務取引等費用		15,308		22,767	
特定取引費用		-		152	
その他業務費用	3	15,475		186,283	
営業経費		97,317		136,596	
その他経常費用		31,588		69,057	
貸倒引当金繰入額		-		25,962	
連結調整勘定償却額		4,918		20,397	
無形資産償却額	4	3,919		9,047	

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
その他の経常費用	5	22,751		13,649	
経常利益		54,454	21.90	71,471	13.51
特別利益		11,845	4.76	3,703	0.70
動産不動産処分益		-		25	
償却債権取立益		779		989	
貸倒引当金戻入益		10,774		-	
その他の特別利益		292		2,688	
特別損失		702	0.28	1,463	0.28
動産不動産処分損		517		228	
動産不動産処分損失引当金 繰入額		153		-	
証券取引責任準備金繰入額		1		0	
その他の特別損失		31		1,234	
税金等調整前当期純利益		65,597	26.38	73,711	13.93
法人税、住民税及び事業税		1,438	0.58	3,733	0.71
法人税等調整額		3,444	1.39	11,414	2.16
少数株主利益		168	0.07	5,293	1.00
当期純利益		67,435	27.12	76,099	14.38

【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		18,558	18,558
資本剰余金期末残高		18,558	18,558
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		250,737	311,039
利益剰余金増加高		67,435	76,099
当期純利益		67,435	76,099
利益剰余金減少高		7,133	7,636
配当金		7,133	7,635
役員賞与		-	0
利益剰余金期末残高		311,039	379,502

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		65,597	73,711
減価償却費(リース資産を除く)		3,706	4,198
リース資産減価償却費		-	138,104
連結調整勘定償却額		4,918	20,397
無形資産償却額		3,919	9,047
持分法による投資損益()		1,762	4,114
貸倒引当金の増減()額		28,083	4,940
賞与引当金の増減()額		319	3,483
退職給付引当金の増減()額		576	654
動産不動産処分損失引当金の増減 ()額		153	153
債券売却関連損失引当金の増減 ()額		1,918	-
資金運用収益		101,396	125,029
資金調達費用		34,497	42,729
有価証券関係損益()		11,752	5,788
金銭の信託の運用損益()		2,431	6,648
為替差損益()		4,850	779
動産不動産処分損益()		517	203
リース資産処分損益()		-	1,761
特定取引資産の純増()減		466,594	25,079
特定取引負債の純増減()		23,130	80,889
貸出金の純増()減		506,571	698,761
預金の純増減()		816,785	834,179
譲渡性預金の純増減()		98,461	215,234
債券の純増減()		115,388	223,723
借入金(劣後特約付借入金を除く) の純増減()		56,030	76,499
社債(劣後特約付社債を除く)の純 増減()		9,357	18,001
預け金(無利息預け金を除く)の純 増()減		136,664	28,707
コールローン等の純増()減		70,000	20,000
買入金銭債権の純増()減		72,774	48,179
債券貸借取引支払保証金の純増 ()減		14,377	29,363
売現先勘定の純増減()		445,634	-

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
コールマネー等の純増減()		91,735	174,295
コマーシャル・ペーパーの純増減 ()		3,786	119,900
債券貸借取引受入担保金の純増減 ()		29,275	-
外国為替(資産)の純増()減		939	3,589
外国為替(負債)の純増減()		16	18
信託勘定借の純増減()		24,422	936
資金運用による収入		122,569	142,198
資金調達による支出		33,534	41,464
売買目的有価証券の純増()減		24,381	114,114
運用目的の金銭の信託の純増() 減		12,454	59,176
リース資産の取得・売却等による純 支出		-	125,396
その他		106,335	22,844
小計		233,446	278,941
法人税等の支払額		1,397	2,056
営業活動によるキャッシュ・フロー		232,048	280,998
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		4,378,272	3,380,505
有価証券の売却による収入		634,712	688,041
有価証券の償還による収入		3,589,334	2,825,196
金銭の信託の設定による支出		92,867	38,803
金銭の信託の解約・配当による収入		17,475	20,685
動産不動産(リース資産を除く)の 取得による支出		7,301	6,488
動産不動産(リース資産を除く)の 売却による収入		595	2,136
新規連結子会社株式の取得による支 出		75,875	10,239
新規連結子会社株式の取得による収 入		10,020	-
連結子会社株式の売却による収入		-	32,616
その他		1,380	3,103
投資活動によるキャッシュ・フロー		300,798	135,741
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		-	46,000
劣後特約付借入金返済による支出		19,000	77,000
劣後特約付社債の発行による収入		50,000	199,870

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
劣後特約付社債の償還による支出		2,570	11,166
少数株主からの払込による収入		52,500	174,958
配当金支払額		7,133	7,635
少数株主への配当金支払額		-	1,310
自己株式取得による支出		3	1
財務活動によるキャッシュ・フロー		73,793	323,713
現金及び現金同等物に係る換算差額		3	31
現金及び現金同等物の増加額		5,047	178,487
現金及び現金同等物の期首残高		157,178	162,226
現金及び現金同等物の期末残高		162,226	340,713

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 76社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 株式会社アプラス、昭和リース株式会社他10社(注)は株式取得により、Shinsei International Limited他6社は設立により、YMS FUNDING他7社は支配権の獲得により、当連結会計年度から連結しております。 また、アポロファイナンス株式会社及び株式会社東京モーゲージは、新生プロパティファイナンス株式会社との合併により消滅しております。 (注)株式会社アプラス及びその子会社6社は、平成16年9月28日付で当行の子会社となったことから、損益計算書については同年10月1日以降の分を連結しております。昭和リース株式会社及びその子会社4社は、平成17年3月23日付で当行の子会社となったことから、当連結会計年度は、貸借対照表のみを連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 75社 主要な会社名 Showa Leasing (Hong Kong) LIMITED 非連結子会社は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 82社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 株式会社ビーエムファイナンスは、当連結会計年度中に、新生銀ファイナンス株式会社に会社名を変更していません。 なお、全日信販株式会社(注)は株式取得により、Shinsei Finance (Cayman) Limited、Shinsei Finance (Cayman) Limited他5社は設立により、Bronwyn Investments (Ireland) Limitedは支配権の獲得により、当連結会計年度から連結しております。 また、新生カード株式会社及び有限責任中間法人WAHOOアセットファンディングは解散により、連結の範囲から除外しております。株式会社エス・エル・エスは昭和リース株式会社との合併により消滅しております。 (注)全日信販株式会社は、平成18年3月24日付で当行の子会社となったことから、当連結会計年度は、貸借対照表のみを連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 79社 主要な会社名 華和国際租賃有限公司 非連結子会社は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 9社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited BlueBay Asset Management Limited なお、シンキ株式会社他4社は株式取得により、当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 75社 主要な会社名 Showa Leasing (Hong Kong) LIMITED 持分法非適用の非連結子会社は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 13社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited BlueBay Asset Management Limited なお、Woori-SB Asset Management Co.,Ltd.及びTerwin Holdings LLCは株式取得により、Consus SB First Securitization Speciality Co.,Ltd.他3社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。 また、昭和オートリース山形株式会社及びNorthern Halk Maritime S.A.は株式売却により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 79社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司 持分法非適用の非連結子会社は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 14社 1月末日 3社 3月末日 59社</p> <p>(2) 12月末日を決算日とする連結子会社のうち1社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、他の13社はそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 1月末日を決算日とする連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 23社 1月末日 3社 3月末日 56社</p> <p>(2) 12月末日を決算日とする連結子会社のうち3社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、他の20社はそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 1月末日を決算日とする連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみな</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同 左</p> <p>(ロ) 同 左</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>し決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>
	<p>(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法</p> <p>売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法によるおります。</p>	<p>(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>
	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行及び連結子会社の動産不動産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～15年</p> <p>(会計処理の変更)</p> <p>当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機の減価償却は、従来、定率法によるおりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。この変更は、リテール業務の更なる強化を目的に店舗外ATMの投資を拡大していく等の今後の方針を踏まえ、ATMを含む電子計算機(パソコン以外)の償却方法を見直した結果、減価償却費を每期均分化して計上する定額法に変更することにより、より収益との合理的な対応を図ることができると判断したことによるものであります。</p> <p>この結果、従来と同一の方法による場合と比べ、営業経費が374百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額増加しております。</p>	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行及び連結子会社の動産不動産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～15年</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																																		
	<p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年または8年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>無形資産 株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却方法及び償却期間は次のとおりであります。なお、無形資産は「その他資産」に含めて計上しております。</p> <table border="0" data-bbox="478 851 877 1523"> <tr> <td colspan="3">(株式会社アプラス)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却方法</td> <td>償却期間</td> </tr> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(顧客関係)</td> </tr> <tr> <td>商権価値</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(加盟店関係)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(昭和リース株式会社)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却方法</td> <td>償却期間</td> </tr> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(顧客関係)</td> </tr> <tr> <td>契約価値</td> <td>定額法</td> <td>契約残存</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(保守契約関係)</td> </tr> <tr> <td>契約価値</td> <td>定額法</td> <td>契約残存</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(サブリース</td> </tr> <tr> <td colspan="3">契約関係)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3">連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。</td> </tr> </table>	(株式会社アプラス)				償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値	級数法	10年	(顧客関係)			商権価値	級数法	20年	(加盟店関係)			(昭和リース株式会社)				償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値	級数法	20年	(顧客関係)			契約価値	定額法	契約残存	(保守契約関係)			契約価値	定額法	契約残存	(サブリース			契約関係)			その他			連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。			<p>ソフトウェア 同 左</p> <p>無形資産 株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却方法及び償却期間は次のとおりであります。なお、当該無形資産の償却額は「その他経常費用」に計上しております。また、無形資産は「その他資産」に含めて計上しております。</p> <table border="0" data-bbox="957 851 1356 1523"> <tr> <td colspan="3">(株式会社アプラス)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却方法</td> <td>償却期間</td> </tr> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(顧客関係)</td> </tr> <tr> <td>商権価値</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(加盟店関係)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(昭和リース株式会社)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却方法</td> <td>償却期間</td> </tr> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(顧客関係)</td> </tr> <tr> <td>契約価値</td> <td>定額法</td> <td>契約残存</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(保守契約関係)</td> </tr> <tr> <td>契約価値</td> <td>定額法</td> <td>契約残存</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(サブリース</td> </tr> <tr> <td colspan="3">契約関係)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3">同 左</td> </tr> </table>	(株式会社アプラス)				償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値	級数法	10年	(顧客関係)			商権価値	級数法	20年	(加盟店関係)			(昭和リース株式会社)				償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値	級数法	20年	(顧客関係)			契約価値	定額法	契約残存	(保守契約関係)			契約価値	定額法	契約残存	(サブリース			契約関係)			その他			同 左		
(株式会社アプラス)																																																																																																																				
	償却方法	償却期間																																																																																																																		
商標価値	定額法	10年																																																																																																																		
商権価値	級数法	10年																																																																																																																		
(顧客関係)																																																																																																																				
商権価値	級数法	20年																																																																																																																		
(加盟店関係)																																																																																																																				
(昭和リース株式会社)																																																																																																																				
	償却方法	償却期間																																																																																																																		
商標価値	定額法	10年																																																																																																																		
商権価値	級数法	20年																																																																																																																		
(顧客関係)																																																																																																																				
契約価値	定額法	契約残存																																																																																																																		
(保守契約関係)																																																																																																																				
契約価値	定額法	契約残存																																																																																																																		
(サブリース																																																																																																																				
契約関係)																																																																																																																				
その他																																																																																																																				
連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。																																																																																																																				
(株式会社アプラス)																																																																																																																				
	償却方法	償却期間																																																																																																																		
商標価値	定額法	10年																																																																																																																		
商権価値	級数法	10年																																																																																																																		
(顧客関係)																																																																																																																				
商権価値	級数法	20年																																																																																																																		
(加盟店関係)																																																																																																																				
(昭和リース株式会社)																																																																																																																				
	償却方法	償却期間																																																																																																																		
商標価値	定額法	10年																																																																																																																		
商権価値	級数法	20年																																																																																																																		
(顧客関係)																																																																																																																				
契約価値	定額法	契約残存																																																																																																																		
(保守契約関係)																																																																																																																				
契約価値	定額法	契約残存																																																																																																																		
(サブリース																																																																																																																				
契約関係)																																																																																																																				
その他																																																																																																																				
同 左																																																																																																																				
	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) その他資産のうち社債発行費は、商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(ロ) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) その他資産のうち社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(ロ) その他資産のうち社債発行費は、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期</p>																																																																																																																		

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(八) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>連結子会社の社債発行費は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>間に対応して償却しております。</p> <p>(八) 債券繰延資産(債券発行費用)は、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>連結子会社の社債発行費は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>
	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,401百万円であります。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,106百万円であります。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
		<p>(9) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、当行の会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(11) 動産不動産処分損失引当金の計上基準</p> <p>動産不動産処分損失引当金は、当行支店等の移転に伴う原状回復費用等について、合理的に算出した損失見込額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。</p>	
	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、証券取引責任準備金であり、以下のとおり計上しております。</p> <p>証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(14) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(14) リース取引の処理方法 同 左
	(15) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分してしております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は391百万円、繰延ヘッジ利益は261百万円であります。 一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会	(15) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分してしております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は72百万円であります。 一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>業種別監査委員会報告第19号)に規定する繰延ヘッジを適用しております。 (口) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(八) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>業種別監査委員会報告第19号)に規定する繰延ヘッジを適用しております。 (口) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(八) 内部取引等 同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(16) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(16) 消費税等の会計処理 同 左
	(17) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ) 連結納税制度の適用 当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 (ロ) 信販業務の収益計上方法 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。 (アドオン方式契約) 総合・個品あっせん 7・8分法 信用保証(保証料契約 時一括受領) 7・8分法 信用保証(保証料分割 受領) 定額法 (残債方式契約) 総合・個品あっせん 残債方式 信用保証(保証料分 割受領) 残債方式 (注)計上方法の内容は次のとおりであります。 (1)7・8分法とは、手数料総額を分割回数×積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。 (2)残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。	(17) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ) 連結納税制度の適用 同 左 (ロ) 信販業務の収益計上方法 同 左 (ハ) リース業務の収益計上方法 リース業務の収益の計上はリース契約上収受すべきリース料総額をリース期間に相当する月数で均等割した月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応する額を計上しております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同 左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。	同 左

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
7. 利益処分項目等の取扱い に関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間 において確定した利益処分に基づいて 作成しております。	同 左
8. 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書にお ける資金の範囲は、連結貸借対照表上 の「現金預け金」のうち現金及び無利 息預け金であります。	同 左

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表・連結損益計算書関係)</p> <p>1. 従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」中のその他の資産に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当連結会計年度から「有価証券」中のその他の証券に含めて表示しております(当連結会計年度末16,426百万円)。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「その他経常収益」に含めて表示しておりましたが、同法の施行日以降は「有価証券利息配当金」に含めて表示しております(当連結会計年度1,259百万円)。</p> <p>2. 連結貸借対照表及び連結損益計算書は、従来、長期信用銀行法施行規則別紙様式第3号の2に準拠して作成しておりましたが、平成16年4月1日をもって普通銀行へ転換したことに伴い、当連結会計年度からは銀行法施行規則別紙様式第5号の2に準拠して作成しております。</p> <p>この変更に伴い、従来、「債券」に含めて表示していた連結子会社の社債(前連結会計年度末30,675百万円)は当連結会計年度からは「社債」として表示しており、「債券繰延資産」に含めて表示していた連結子会社の社債発行費(前連結会計年度末13百万円)は、当連結会計年度からは「その他資産」に含めて表示しております。また、「債券利息」に含めて表示していた連結子会社の社債利息(前連結会計年度759百万円)は、当連結会計年度からは「社債利息」として表示しております。</p>	<p>(連結貸借対照表・連結損益計算書関係)</p>
<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において、「その他の経常費用」に含めていた「連結調整勘定償却額」(前連結会計年度5百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度からは区分掲記しております。</p>	<p>(連結損益計算書関係)</p>
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「債券(劣後特約付債券を除く)の純増減」に含めていた「社債(劣後特約付社債を除く)の純増減」(前連結会計年度4,869百万円)は、連結貸借対照表の様式の変更に伴い、当連結会計年度からは区分掲記しております。</p>	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p>

追加情報

<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,622百万円、延滞債権額は48,181百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,442百万円、延滞債権額は4,256百万円であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,599百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金に係る3カ月以上延滞債権は1,041百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,614百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金に係る貸出条件緩和債権は18,270百万円であります。</p> <p>4. 貸出金に係る破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,018百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金に係る破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,011百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,889百万円、延滞債権額は36,347百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,301百万円、延滞債権額は3,631百万円であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,125百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,337百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,832百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は16,265百万円であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は84,195百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,536百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)																																		
<p>5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、118,143百万円であります。</p> <p>6. 貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を98,091百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,904百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="177 1010 708 1361"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>103百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>376,310百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>280百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>82,077百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>321百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>11,059百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>128,764百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>921百万円</td></tr> </table> <p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権38,669百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券128,356百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は16,634百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,540百万円であります。</p>	担保に供している資産		現金預け金	103百万円	有価証券	376,310百万円	貸出金	280百万円	その他資産	82,077百万円	動産不動産	321百万円	担保資産に対応する債務		預金	11,059百万円	借入金	128,764百万円	その他負債	921百万円	<p>5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、124,475百万円であります。</p> <p>6. 貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を97,622百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,434百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は401百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="823 1010 1355 1256"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>284,378百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>2,500百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>602百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>910百万円</td></tr> </table> <p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権455百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,124百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は14,663百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は15,322百万円であります。</p>	担保に供している資産		現金預け金	70百万円	有価証券	284,378百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,500百万円	借入金	602百万円	その他負債	910百万円
担保に供している資産																																			
現金預け金	103百万円																																		
有価証券	376,310百万円																																		
貸出金	280百万円																																		
その他資産	82,077百万円																																		
動産不動産	321百万円																																		
担保資産に対応する債務																																			
預金	11,059百万円																																		
借入金	128,764百万円																																		
その他負債	921百万円																																		
担保に供している資産																																			
現金預け金	70百万円																																		
有価証券	284,378百万円																																		
担保資産に対応する債務																																			
預金	2,500百万円																																		
借入金	602百万円																																		
その他負債	910百万円																																		

前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,277,644百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,095,283百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式23,097百万円を含んでおります。</p> <p>11. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは13,749百万円であります。</p> <p>12. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,486百万円、繰延ヘッジ利益の総額は3,726百万円であります。</p> <p>13. その他資産には、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する全面時価評価法の適用により計上された無形資産77,229百万円が含まれております。</p> <p>15. 動産不動産の減価償却累計額 15,397百万円</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,092,758百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,922,148百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式35,505百万円を含んでおります。</p> <p>11. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは59,797百万円であります。</p> <p>12. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は15,654百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,143百万円であります。</p> <p>13. その他資産には、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産68,181百万円が含まれております。また、無形リース資産43,694百万円及び割賦売掛金472,901百万円が含まれております。</p> <p>14. 動産不動産には、有形リース資産308,432百万円が含まれております。</p> <p>15. 動産不動産の減価償却累計額 134,847百万円</p> <p>16. 動産不動産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>

前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)
17. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金175,000百万円が含まれております。	17. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金144,000百万円が含まれております。
18. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債72,834百万円が含まれております。	18. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債262,293百万円が含まれております。
19. 当行の発行済株式の総数 普通株式 1,358,537千株 優先株式 674,528千株	19. 当行の発行済株式の総数 普通株式 1,358,537千株 優先株式 674,528千株
20. 連結会社及び持分法を適用した関連会社が保有する当行の株式の数 普通株式 14,415株	20. 連結会社及び持分法を適用した関連会社が保有する当行の株式の数 普通株式 17,059株

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>2 . その他経常収益には、金銭の信託運用益16,879百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 無形資産償却額は、株式会社アプラス及びその連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産に係る当連結会計年度の償却額であります。</p>	<p>1 . その他業務収益には、リース収入168,352百万円を含んでおります。</p> <p>2 . その他経常収益には、金銭の信託運用益23,505百万円を含んでおります。</p> <p>3 . その他業務費用には、リース原価152,163百万円を含んでおります。</p> <p>5 . その他の特別利益には、子会社株式売却益2,570百万円を含んでおります。</p>

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																						
<p>(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成17年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">277,593百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">115,367百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">162,226百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	277,593百万円	有利息預け金	115,367百万円	現金及び現金同等物	162,226百万円	<p>(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成18年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">488,601百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">147,887百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">340,713百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	488,601百万円	有利息預け金	147,887百万円	現金及び現金同等物	340,713百万円																										
現金預け金勘定	277,593百万円																																						
有利息預け金	115,367百万円																																						
現金及び現金同等物	162,226百万円																																						
現金預け金勘定	488,601百万円																																						
有利息預け金	147,887百万円																																						
現金及び現金同等物	340,713百万円																																						
<p>(2) 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの子会社の一部を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに両社株式の取得価額と両社取得による収入・支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p>(株式会社アプラス及びその連結子会社)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">資産</td> <td style="text-align: right;">1,912,465百万円</td> </tr> <tr> <td> (うち割賦売掛金)</td> <td style="text-align: right;">178,704百万円)</td> </tr> <tr> <td> (うち支払承諾見返)</td> <td style="text-align: right;">1,200,739百万円)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">2,048,963百万円</td> </tr> <tr> <td> (うち借入金)</td> <td style="text-align: right;">577,257百万円)</td> </tr> <tr> <td> (うち支払承諾)</td> <td style="text-align: right;">1,200,739百万円)</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定 (*1)</td> <td style="text-align: right;">201,504百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">新規連結子会社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">65,006百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">75,027百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：新規連結子会社株式の取得による収入(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,020百万円</td> </tr> </table> <p>(昭和リース株式会社及びその連結子会社)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">資産</td> <td style="text-align: right;">551,185百万円</td> </tr> <tr> <td> (うちリース資産)</td> <td style="text-align: right;">352,725百万円)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">525,516百万円</td> </tr> <tr> <td> (うち借入金)</td> <td style="text-align: right;">458,809百万円)</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">944百万円</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定</td> <td style="text-align: right;">51,265百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">新規連結子会社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">75,989百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">113百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：新規連結子会社株式の取得による支出(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">75,875百万円</td> </tr> </table>	資産	1,912,465百万円	(うち割賦売掛金)	178,704百万円)	(うち支払承諾見返)	1,200,739百万円)	負債	2,048,963百万円	(うち借入金)	577,257百万円)	(うち支払承諾)	1,200,739百万円)	連結調整勘定 (*1)	201,504百万円	新規連結子会社株式の取得価額	65,006百万円	新規連結子会社の現金及び現金同等物	75,027百万円	差引：新規連結子会社株式の取得による収入(純額)	10,020百万円	資産	551,185百万円	(うちリース資産)	352,725百万円)	負債	525,516百万円	(うち借入金)	458,809百万円)	少数株主持分	944百万円	連結調整勘定	51,265百万円	新規連結子会社株式の取得価額	75,989百万円	新規連結子会社の現金及び現金同等物	113百万円	差引：新規連結子会社株式の取得による支出(純額)	75,875百万円	
資産	1,912,465百万円																																						
(うち割賦売掛金)	178,704百万円)																																						
(うち支払承諾見返)	1,200,739百万円)																																						
負債	2,048,963百万円																																						
(うち借入金)	577,257百万円)																																						
(うち支払承諾)	1,200,739百万円)																																						
連結調整勘定 (*1)	201,504百万円																																						
新規連結子会社株式の取得価額	65,006百万円																																						
新規連結子会社の現金及び現金同等物	75,027百万円																																						
差引：新規連結子会社株式の取得による収入(純額)	10,020百万円																																						
資産	551,185百万円																																						
(うちリース資産)	352,725百万円)																																						
負債	525,516百万円																																						
(うち借入金)	458,809百万円)																																						
少数株主持分	944百万円																																						
連結調整勘定	51,265百万円																																						
新規連結子会社株式の取得価額	75,989百万円																																						
新規連結子会社の現金及び現金同等物	113百万円																																						
差引：新規連結子会社株式の取得による支出(純額)	75,875百万円																																						
<p>(*1)時価評価項目のうち、事後確定となるものについての一部事後的調整後。</p>																																							

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																								
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">2,799百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">248百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,048百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">285百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">126百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">411百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">2,513百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">122百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,636百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">759百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">1,957百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,717百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">444百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">410百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">45百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">取得価額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">283,416百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">50,318百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">333,735百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">898百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">116百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,014百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	2,799百万円	その他	248百万円	合計	3,048百万円	減価償却累計額相当額		動産	285百万円	その他	126百万円	合計	411百万円	年度末残高相当額		動産	2,513百万円	その他	122百万円	合計	2,636百万円	1年内	759百万円	1年超	1,957百万円	合計	2,717百万円	支払リース料	444百万円	減価償却費相当額	410百万円	支払利息相当額	45百万円	取得価額		動産	283,416百万円	その他	50,318百万円	合計	333,735百万円	減価償却累計額		動産	898百万円	その他	116百万円	合計	1,014百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">2,983百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">267百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,250百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">1,029百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">141百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,171百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">1,953百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">126百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,079百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">796百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">1,365百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,161百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">835百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">768百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">77百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">取得価額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">383,009百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">67,011百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">450,020百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">102,461百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">16,685百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">119,147百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	2,983百万円	その他	267百万円	合計	3,250百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,029百万円	その他	141百万円	合計	1,171百万円	年度末残高相当額		動産	1,953百万円	その他	126百万円	合計	2,079百万円	1年内	796百万円	1年超	1,365百万円	合計	2,161百万円	支払リース料	835百万円	減価償却費相当額	768百万円	支払利息相当額	77百万円	取得価額		動産	383,009百万円	その他	67,011百万円	合計	450,020百万円	減価償却累計額		動産	102,461百万円	その他	16,685百万円	合計	119,147百万円
取得価額相当額																																																																																																									
動産	2,799百万円																																																																																																								
その他	248百万円																																																																																																								
合計	3,048百万円																																																																																																								
減価償却累計額相当額																																																																																																									
動産	285百万円																																																																																																								
その他	126百万円																																																																																																								
合計	411百万円																																																																																																								
年度末残高相当額																																																																																																									
動産	2,513百万円																																																																																																								
その他	122百万円																																																																																																								
合計	2,636百万円																																																																																																								
1年内	759百万円																																																																																																								
1年超	1,957百万円																																																																																																								
合計	2,717百万円																																																																																																								
支払リース料	444百万円																																																																																																								
減価償却費相当額	410百万円																																																																																																								
支払利息相当額	45百万円																																																																																																								
取得価額																																																																																																									
動産	283,416百万円																																																																																																								
その他	50,318百万円																																																																																																								
合計	333,735百万円																																																																																																								
減価償却累計額																																																																																																									
動産	898百万円																																																																																																								
その他	116百万円																																																																																																								
合計	1,014百万円																																																																																																								
取得価額相当額																																																																																																									
動産	2,983百万円																																																																																																								
その他	267百万円																																																																																																								
合計	3,250百万円																																																																																																								
減価償却累計額相当額																																																																																																									
動産	1,029百万円																																																																																																								
その他	141百万円																																																																																																								
合計	1,171百万円																																																																																																								
年度末残高相当額																																																																																																									
動産	1,953百万円																																																																																																								
その他	126百万円																																																																																																								
合計	2,079百万円																																																																																																								
1年内	796百万円																																																																																																								
1年超	1,365百万円																																																																																																								
合計	2,161百万円																																																																																																								
支払リース料	835百万円																																																																																																								
減価償却費相当額	768百万円																																																																																																								
支払利息相当額	77百万円																																																																																																								
取得価額																																																																																																									
動産	383,009百万円																																																																																																								
その他	67,011百万円																																																																																																								
合計	450,020百万円																																																																																																								
減価償却累計額																																																																																																									
動産	102,461百万円																																																																																																								
その他	16,685百万円																																																																																																								
合計	119,147百万円																																																																																																								

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
年度末残高 動産 282,518百万円 その他 50,202百万円 合計 <u>332,720百万円</u>	年度末残高 動産 280,548百万円 その他 50,325百万円 合計 <u>330,873百万円</u>
・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 120,555百万円 1年超 226,576百万円 合計 <u>347,131百万円</u>	・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 113,478百万円 1年超 226,059百万円 合計 <u>339,538百万円</u>
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 1,256百万円 減価償却費 1,017百万円 受取利息相当額 193百万円	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 144,213百万円 減価償却費 120,067百万円 受取利息相当額 14,832百万円
・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 (借手側)	2. オペレーティング・リース取引 (借手側)
・未経過リース料 1年内 1,367百万円 1年超 5,728百万円 合計 <u>7,096百万円</u>	・未経過リース料 1年内 1,374百万円 1年超 4,934百万円 合計 <u>6,308百万円</u>
(貸手側)	(貸手側)
・未経過リース料 1年内 163百万円 1年超 765百万円 合計 <u>928百万円</u>	・未経過リース料 1年内 7,814百万円 1年超 7,437百万円 合計 <u>15,252百万円</u>

[次へ](#)

(有価証券関係)

(注 1) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び特定取引有価証券を含めて記載しております。

(注 2) 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券 (平成17年 3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	153,874	2,236

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成17年 3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	525	525	0	0	0
国債	25	26	0	0	-
社債	499	499	0	-	0

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成17年 3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	16,910	18,695	1,784	1,788	3
債券	1,075,877	1,076,759	791	1,031	240
国債	586,890	587,790	808	859	50
地方債	134,619	134,548	70	1	71
社債	354,366	354,419	52	170	118
その他	84,260	87,089	2,682	3,494	812
合計	1,177,047	1,182,543	5,257	6,314	1,056

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額 (益) 238百万円は含まれておりません。

4. 「その他」は主として外国債券であります。

5. 時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

6. その他有価証券で時価のあるものについて、1,225百万円の減損処理を行っております。なお、上記のほか、当該減損処理に伴う個別ヘッジの中止による損益が計上されております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	634,605	5,796	3,656

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成17年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	223,501
非上場株式	6,214
非上場地方債	17,085
非上場社債	174,881
非上場外国証券	21,988
その他の有価証券	3,331
非連結子会社・関連会社株式	23,097

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度において、株式転換権の行使に伴い、従来その他有価証券として保有していたシンキ株式会社の株式及び転換社債（合計21,145百万円）の保有目的を関連会社株式に変更しております。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成17年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	630,896	596,060	7,120	35,174
国債	225,573	321,895	5,172	35,174
地方債	147,819	3,805	9	-
社債	257,503	270,360	1,938	-
その他	6,283	66,555	28,334	6,282
合計	637,179	662,616	35,455	41,456

当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	205,044	3,471

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	160,454	157,949	2,505	0	2,505

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	19,087	24,652	5,564	5,678	114
債券	679,034	674,341	4,693	66	4,760
国債	322,705	318,123	4,582	4	4,587
地方債	81,164	81,132	32	0	32
社債	275,164	275,085	78	62	140
その他	153,281	155,931	2,675	3,390	715
合計	851,404	854,925	3,546	9,136	5,590

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額（損）25百万円は含まれておりません。

4. 「その他」は主として外国債券であります。

5. 時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

6. その他有価証券で時価のあるものについて、10百万円の減損処理を行っております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	688,993	8,054	2,403

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	280,939
非上場株式	5,969
非上場地方債	4
非上場社債	212,439
非上場外国証券	52,879
その他の有価証券	9,646
非連結子会社・関連会社株式	35,505

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	547,772	450,434	2,477	46,556
国債	146,674	282,916	2,431	46,556
地方債	81,122	4	9	-
社債	319,974	167,512	36	-
その他	7,125	102,566	53,078	22,953
合計	554,897	553,000	55,555	69,509

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	218,258	6,016

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成17年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成17年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	153,965	153,965	-	-	-

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	277,434	5,730

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	178,732	178,732	-	-	-

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(売買目的の買入金銭債権)

前連結会計年度 (平成17年 3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	189,908	2,137

当連結会計年度 (平成18年 3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	177,314	5,028

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,258
その他有価証券(注)	5,258
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	2,128
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,129
()少数株主持分相当額	112
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	26
その他有価証券評価差額金	3,043

(注)時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額金0百万円が含まれております。

当連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,609
その他有価証券(注)	3,609
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	1,472
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,137
()少数株主持分相当額	154
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	225
その他有価証券評価差額金	2,208

(注)時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額金63百万円が含まれております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
株式関連	株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
債券関連	債券先物
商品関連	商品スワップ
クレジット	クレジット・デフォルト・オプション
デリバティブ関連	

(2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

(3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネジメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧客取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのALM目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」(以下、「基準」)において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なおALM目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」(以下、「会計上及び監査上の取扱い」)に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び、「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化され流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

(4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするOECD主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク(VAR)法を用いて管理しております。

なお、VAR法による平成16年4月1日から平成17年3月31日の間における当行トレーディング業務の市場リスク計測値は平均値9.4億円、最大値15.4億円、となっております。(方法：分散・共分散法、変動幅：2.33標準偏差(99%の確率事象をカバー)、保有期間：10日)

信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成17年3月末日の信用リスクに伴う減価額は791百万円であります。なお、「2.取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。平成17年3月末日の自己資本比率（国内基準）に基づく連結ベースでの信用リスク・アセット（市場リスクとして認識しているクレジットデリバティブを除く）は468億円であります。

流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成17年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は2,878百万円であります。なお、「2.取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

市場リスクの管理体制

市場リスク管理部は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成17年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	2,453	1,414	11	11
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,865,019	2,223,459	34,033	34,033
	受取変動・支払固定	2,413,627	1,728,094	27,130	27,130
	受取変動・支払変動	696,218	625,548	6,965	6,965
	受取固定・支払固定	5,460	5,222	1	1
	金利スワップション				
	売建	689,806	679,306	13,698	465
	買建	1,410,626	1,207,276	13,590	12,716
	金利オプション				
	売建	460,636	298,114	724	4,594
	買建	337,349	212,381	266	1,632
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	13,314	29,093

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	232,477	156,265	3,038	3,038
	為替予約				
	売建	189,052	26,369	839	839
	買建	72,297	31,331	108	108
	通貨オプション				
	売建	91,918	21,300	1,909	438
	買建	92,382	11,412	1,597	84
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	4,297	3,462

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	14,987	-	192	192
	買建	-	-	-	-
	株式指数オプション				
	売建	1,279	-	653	626
	買建	2,593	-	463	69
	個別株オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	44,165	-	2,246	386
	買建	13,125	-	341	53
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取	-	-	-	-
	・短期変動金利支払	-	-	-	-
	短期変動金利受取	-	-	-	-
	・株価指数変化率支払	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	91,876	90,376	1,367	1,367	
	合計	-	-	919	1,056

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	963	-	12	12
	買建	1,670	-	2	2
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	9	9

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

[次へ](#)

(5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品スワップ				
	商品指数変化率受取 ・固定金利支払	26	-	0	0
	固定金利受取 ・商品指数変化率支払	26	-	0	0
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品は石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	439,368	422,203	1,516	1,516
	買建	399,875	373,375	1,452	1,452
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	64	64

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
株式関連	株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
債券関連	債券先物
商品関連	商品スワップ
クレジット	クレジット・デフォルト・オプション
デリバティブ関連	

(2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

(3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネジメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧客取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのALM目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」（以下、「基準」）において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なおALM目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」（以下、「会計上及び監査上の取扱い」）に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び、「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化され流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

(4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするOECD主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク（VAR）法を用いて管理しております。

なお、VAR法による平成17年4月1日から平成18年3月31日の間における当行トレーディング業務の市場リスク計測値は平均値9.5億円、最大値16.5億円、となっております。（方法：分散・共分散法、変動幅：2.33標準偏差（99%の確率事象をカバー）、保有期間：10日）

信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成18年3月末日の信用リスクに伴う減価額は1,227百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。平成18年3月末日の自己資本比率（国内基準）に基づく連結ベースでの信用リスク・アセット（市場リスクとして認識しているクレジットデリバティブを除く）は988億円であります。

流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成18年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は3,630百万円であります。なお、「2.取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

市場リスクの管理体制

市場リスク管理部は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	301,098	33,357	734	734
	買建	335,842	46,737	597	597
	金利オプション				
	売建	23,765	-	26	13
	買建	20,034	-	33	18
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,933,423	3,481,987	78,260	78,260
	受取変動・支払固定	2,528,672	2,002,349	33,658	33,658
	受取変動・支払変動	614,399	563,692	3,470	3,470
	受取固定・支払固定	4,732	-	0	0
	金利スワップション				
	売建	1,591,499	1,519,853	28,749	11,716
	買建	2,028,730	1,912,083	86,178	81,734
	金利オプション				
	売建	365,478	252,535	1,316	2,263
	買建	325,500	200,205	571	529
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	15,697	30,761

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	505,296	439,175	3,442	3,442
	為替予約				
	売建	513,678	68,290	8,071	8,071
	買建	275,672	170,701	10,993	10,993
	通貨オプション				
	売建	393,870	268,803	17,767	1,013
	買建	451,841	254,277	18,939	6,245
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	7,536	11,595

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

[次へ](#)

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	36,576	-	2,605	2,605
	株式指数オプション				
	売建	3,692	-	1,396	970
	買建	12,127	-	2,129	1,382
	個別株オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	198,324	81,292	20,082	10,244
	買建	121,705	39,460	11,833	7,097
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取				
	・短期変動金利支払	-	-	-	-
	短期変動金利受取				
	・株価指数変化率支払	-	-	-	-
	その他				
	売建	9,003	8,300	47	30
買建	169,726	161,915	10,328	7,723	
	合計	-	-	5,368	7,624

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	4,547	-	10	10
	買建	63,939	-	7	7
	債券先物オプション				
	売建	3,578	-	4	2
	買建	3,073	-	11	5
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	18	6

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	695,368	673,907	1,355	1,355
	買建	679,636	659,850	1,797	1,797
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	442	442

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、連結子会社のうち、株式会社アプラスは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、全日信販株式会社は厚生年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は適格退職年金制度及び退職一時金制度をそれぞれ採用しております。

なお、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度末 (平成17年3月31日)	当連結会計年度末 (平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (注) 1	(A)	68,122	69,904
年金資産 (注) 2	(B)	61,539	71,339
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	6,582	1,435
未認識年金資産	(D)	160	-
会計基準変更時差異の未処理額	(E)	6,054	5,470
未認識数理計算上の差異	(F)	8,667	1,251
未認識過去勤務債務	(G)	5,138	4,867
連結貸借対照表計上額純額	(H)=(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	2,839	3,289
前払年金費用	(I)	6,216	6,599
退職給付引当金	(H)-(I)	3,376	3,309

(注) 1. 株式会社アプラス、全日信販株式会社及び昭和リース株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 年金資産には退職給付信託による資産が含まれております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用 (注)	3,077	3,149
利息費用	1,395	1,347
期待運用収益	1,327	1,265
過去勤務債務の損益処理額	340	382
数理計算上の差異の損益処理額	934	521
会計基準変更時差異の費用処理額	605	610
その他(臨時に計上した割増退職金等)	3,307	364
退職給付費用	7,650	4,344

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
(1) 割引率	2.0% ~ 2.2%	1.5% ~ 2.2%
(2) 期待運用収益率	2.2% ~ 3.5%	1.5% ~ 3.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	9.49 ~ 14.74年 (その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理)	5.00 ~ 14.74年 (その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	9.49 ~ 14.74年 (各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理)	5.00 ~ 14.74年 (各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	期間15年による按分額を費用処理	同 左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">250,481百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金</td><td style="text-align: right;">104,118百万円</td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td></td></tr> <tr><td>繰延割賦利益否認</td><td style="text-align: right;">14,358百万円</td></tr> <tr><td>減損損失等否認</td><td style="text-align: right;">14,015百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">9,491百万円</td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">7,575百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">4,018百万円</td></tr> <tr><td>割賦売掛金償却否認</td><td style="text-align: right;">3,920百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">15,959百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">423,939百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">382,631百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">41,308百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td style="text-align: right;">16,684百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">24,623百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)</td><td style="text-align: right;">33,344百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">2,128百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,474百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">36,947百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td style="text-align: right;">16,684百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">20,262百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	250,481百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金	104,118百万円	算入限度超過額		繰延割賦利益否認	14,358百万円	減損損失等否認	14,015百万円	退職給付引当金繰入超過額	9,491百万円	有価証券価格償却超過額	7,575百万円	賞与引当金繰入超過額	4,018百万円	割賦売掛金償却否認	3,920百万円	その他	15,959百万円	繰延税金資産小計	423,939百万円	評価性引当額	382,631百万円	繰延税金資産合計	41,308百万円	繰延税金負債との相殺	16,684百万円	繰延税金資産の純額	24,623百万円	全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	33,344百万円	その他有価証券評価差額金	2,128百万円	その他	1,474百万円	繰延税金負債合計	36,947百万円	繰延税金資産との相殺	16,684百万円	繰延税金負債の純額	20,262百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">173,435百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金</td><td style="text-align: right;">99,277百万円</td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">20,618百万円</td></tr> <tr><td>減損損失等否認</td><td style="text-align: right;">13,547百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">8,888百万円</td></tr> <tr><td>繰延割賦利益否認</td><td style="text-align: right;">7,212百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">5,950百万円</td></tr> <tr><td>割賦売掛金償却否認</td><td style="text-align: right;">3,750百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">23,394百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">356,075百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">310,214百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">45,860百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td style="text-align: right;">15,838百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">30,022百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)</td><td style="text-align: right;">28,084百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,472百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">29,557百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td style="text-align: right;">15,838百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">13,718百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	173,435百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金	99,277百万円	算入限度超過額		有価証券価格償却超過額	20,618百万円	減損損失等否認	13,547百万円	退職給付引当金繰入超過額	8,888百万円	繰延割賦利益否認	7,212百万円	賞与引当金繰入超過額	5,950百万円	割賦売掛金償却否認	3,750百万円	その他	23,394百万円	繰延税金資産小計	356,075百万円	評価性引当額	310,214百万円	繰延税金資産合計	45,860百万円	繰延税金負債との相殺	15,838百万円	繰延税金資産の純額	30,022百万円	全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	28,084百万円	その他有価証券評価差額金	1,472百万円	繰延税金負債合計	29,557百万円	繰延税金資産との相殺	15,838百万円	繰延税金負債の純額	13,718百万円
税務上の繰越欠損金	250,481百万円																																																																																		
貸倒引当金及び貸出金償却損金	104,118百万円																																																																																		
算入限度超過額																																																																																			
繰延割賦利益否認	14,358百万円																																																																																		
減損損失等否認	14,015百万円																																																																																		
退職給付引当金繰入超過額	9,491百万円																																																																																		
有価証券価格償却超過額	7,575百万円																																																																																		
賞与引当金繰入超過額	4,018百万円																																																																																		
割賦売掛金償却否認	3,920百万円																																																																																		
その他	15,959百万円																																																																																		
繰延税金資産小計	423,939百万円																																																																																		
評価性引当額	382,631百万円																																																																																		
繰延税金資産合計	41,308百万円																																																																																		
繰延税金負債との相殺	16,684百万円																																																																																		
繰延税金資産の純額	24,623百万円																																																																																		
全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	33,344百万円																																																																																		
その他有価証券評価差額金	2,128百万円																																																																																		
その他	1,474百万円																																																																																		
繰延税金負債合計	36,947百万円																																																																																		
繰延税金資産との相殺	16,684百万円																																																																																		
繰延税金負債の純額	20,262百万円																																																																																		
税務上の繰越欠損金	173,435百万円																																																																																		
貸倒引当金及び貸出金償却損金	99,277百万円																																																																																		
算入限度超過額																																																																																			
有価証券価格償却超過額	20,618百万円																																																																																		
減損損失等否認	13,547百万円																																																																																		
退職給付引当金繰入超過額	8,888百万円																																																																																		
繰延割賦利益否認	7,212百万円																																																																																		
賞与引当金繰入超過額	5,950百万円																																																																																		
割賦売掛金償却否認	3,750百万円																																																																																		
その他	23,394百万円																																																																																		
繰延税金資産小計	356,075百万円																																																																																		
評価性引当額	310,214百万円																																																																																		
繰延税金資産合計	45,860百万円																																																																																		
繰延税金負債との相殺	15,838百万円																																																																																		
繰延税金資産の純額	30,022百万円																																																																																		
全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	28,084百万円																																																																																		
その他有価証券評価差額金	1,472百万円																																																																																		
繰延税金負債合計	29,557百万円																																																																																		
繰延税金資産との相殺	15,838百万円																																																																																		
繰延税金負債の純額	13,718百万円																																																																																		
<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.0</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.6</td></tr> <tr><td>連結調整勘定償却額</td><td style="text-align: right;">3.0</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">46.2</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.0</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">3.1%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.6	連結調整勘定償却額	3.0	評価性引当額の増減	46.2	その他	0.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.1%	<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.9</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">20.3</td></tr> <tr><td>連結調整勘定償却額</td><td style="text-align: right;">11.2</td></tr> <tr><td>持分法投資損益</td><td style="text-align: right;">2.2</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">105.3</td></tr> <tr><td>繰越欠損金の切り捨てによる影響</td><td style="text-align: right;">69.7</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5.1</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">10.4%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	20.3	連結調整勘定償却額	11.2	持分法投資損益	2.2	評価性引当額の増減	105.3	繰越欠損金の切り捨てによる影響	69.7	その他	5.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.4%																																														
法定実効税率	40.7%																																																																																		
(調整)																																																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0																																																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.6																																																																																		
連結調整勘定償却額	3.0																																																																																		
評価性引当額の増減	46.2																																																																																		
その他	0.0																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.1%																																																																																		
法定実効税率	40.7%																																																																																		
(調整)																																																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9																																																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	20.3																																																																																		
連結調整勘定償却額	11.2																																																																																		
持分法投資損益	2.2																																																																																		
評価性引当額の増減	105.3																																																																																		
繰越欠損金の切り捨てによる影響	69.7																																																																																		
その他	5.1																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.4%																																																																																		

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権 等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等（当該 会社等の子会 社を含む）	J C F サービシー ズ Co LLC (注1)	米国 デラウェ ア州	-	J C F グ ループの 事務管理	-	兼任 1人	J C F グルー プの事 務管理	当行の企業買 収に係るアド バイス (注2) ニューヨーク 駐在員事務所 賃借スペース の余剰部分の 転貸による賃 料の受入 経費分担契約 による分担金 受入 固定資産貸与 (注3)	59	-	-

(注1) 当行役員 J . クリストファー フラワーズが議決権の過半数を保有しており、マネージングメンバーを務めております。

(注2) 当行の企業買収に係るアドバイスに関する取引条件につきましては、一般的な取引条件を参考に先方と交渉の上決定しております。

(注3) ニューヨーク駐在員事務所賃借スペースの余剰部分の転貸による賃料の受入の取引条件につきましては、当行の賃借条件と同条件にて決定しております。また、経費分担契約による分担金受入及び固定資産貸与の取引条件につきましては、賃借面積に対する転貸面積の割合等を勘案することで決定しております。

J C F サービシーズ C o L L C との間の当行ニューヨーク駐在員事務所の余剰スペースの転貸等の契約は、平成16年7月23日付で解消し、同社は同日付で退去をしております。

(3) 子会社等

記載すべき重要なものはありません。

(4) 兄弟会社等

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 又は出資金	事業の内容	議決権 等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	New NIB Partners LP (注1)	米国 ニューヨ ーク州	(千ユーロ) 1,511,500	金融業	- (注2)	-	リミテ ッド パート ナーシ ップ	出資の引受け (注3)	25,002	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Hillcot Holdings Limited (注4)	英国領 バミュー ダ ハミ ルトン市	(千米ドル) 24	保険持株 会社	33.7	2 (1)	出資	増資の引受け	5,105	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Hillcot Re Limited (注5)	英国領 バミュー ダ ハミ ルトン市	(千英ポ ンド) 28,184	再保険会 社	33.7 (33.7)	1 (1)	出資先 の子会 社	保証 (注6)	-	支払承諾	410

(注1) 当行役員 J.クリストファー フラワーズが会長を務める J.C.フラワーズ社(J.C.Flowers & Co.LLC)がジェネラルパートナーを務めるリミテッドパートナーシップであります。

(注2) 出資比率は11.6%であります。

(注3) 当行子会社である Shinsei NIB (Cayman) Limitedを通じて出資しております。

(注4) 当行役員 J.クリストファー フラワーズが間接的に議決権の過半数を保有しております。また、当行の持分法適用会社であります。

(注5) Hillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。

(注6) Hillcot Holdings Limitedによる買収後も、買収元が当社に対する再保険債務の保証を引き続き行っており、その再保険の支払が生じた場合に対する支払保証であります。買収時の合意事項の一環であるため、保証料は特段定めておりません。また保証残存年数は4年となっております。

(注7) 「議決権等の所有割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書)、「関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書)であります。

(3) 子会社等

記載すべき重要なものはありません。

(4) 兄弟会社等

記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	329.65	380.20
1株当たり当期純利益	円	46.78	53.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	34.98	37.75

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	67,435	76,099
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,872	3,872
うち利益処分による役員賞与金	百万円	-	-
うち利益処分による優先配当額	百万円	1,936	1,936
うち中間優先配当額	百万円	1,936	1,936
普通株式に係る当期純利益	百万円	63,562	72,226
普通株式の期中平均株式数	千株	1,358,529	1,358,521
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	3,872	3,872
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	-	-
うち利益処分による優先配当額	百万円	1,936	1,936
うち中間優先配当額	百万円	1,936	1,936
普通株式増加数	千株	569,130	657,311
うち優先株式	千株	569,128	656,350
うち新株予約権	千株	1	960
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権2種類(新株予約権の数9,480個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数9,547個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成17年6月24日開催の当行第5期定時株主総会において、当行及び当行子会社の役職員を対象としたストックオプション制度を採用し、さらに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、商法第210条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ)取得する株式の種類 当行普通株式 (ロ)取得する株式の総数 25百万株(上限) (発行済普通株式総数に対する割合 1.84%) (ハ)株式の取得金額の総額 175億円(上限)</p>	<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成18年5月23日開催の当行取締役会において、当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、会社法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、平成18年6月27日開催予定の当行第6期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ)取得する株式の種類 当行普通株式 (ロ)取得する株式の総数 30百万株(上限) (発行済普通株式総数に対する割合 2.21%) (ハ)株式の取得金額の総額 300億円(上限) (ニ)自己株式取得の期間 平成18年6月27日開催予定の当行第6期定時株主総会終結の時から1年間</p>

【連結附属明細表】

【社債・金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年度末残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 / 割引率 (%)	担保	償還期限
当行	5年物利付 長期信用債券 (注) 1	平成12年4月～ 平成18年3月	729,405	667,498 [107,341]	0.10～1.70	なし	平成17年4月～ 平成23年3月
	3年物利付 長期信用債券 (注) 2	平成15年1月～ 平成17年3月	209,800	180,200 [126,200]	0.20～0.70	なし	平成18年1月～ 平成20年3月
	2年物利付 長期信用債券 (注) 3	平成15年4月～ 平成16年9月	259,750	151,200 [151,200]	0.20～0.40	なし	平成17年4月～ 平成18年9月
	割引 長期信用債券 (注) 4	平成16年4月～ 平成16年10月	28,260	-	0.06	なし	平成17年4月～ 平成17年10月
	ユーロ円建 長期信用債券 (注) 5	平成16年5月～ 平成17年10月	14,558	18,601	0.00～11.00 (注11)	なし	平成17年8月～ 平成37年2月
	米ドル建 長期信用債券 (注) 6	平成16年10月～ 平成17年10月	859 (8,000千 米ドル)	1,409 (12,000千 米ドル)	0.00～31.25 (注11)	なし	平成19年5月～ 平成21年10月
	ユーロ円建 普通社債 (注) 7	平成17年10月～ 平成18年3月	-	20,127 [1,092]	0.10～15.30 (注11)	なし	平成18年5月～ 平成48年2月
	米ドル建 普通社債 (注) 8	平成17年11月及び 平成18年1月	-	587 (5,000千 米ドル)	0.00～35.00 (注11)	なし	平成20年5月及び 平成21年1月
	円建 無担保社債 (劣後特約付) (注) 9	平成17年3月及び 平成17年10月	50,000	100,000	1.96及び 2.01	なし	平成27年3月及び 平成27年10月
	ユーロ円建 劣後社債	平成18年2月	-	142,870 (1,000,000千 ユーロ)	3.75	なし	平成28年2月
ユーロ円建 永久劣後社債 (注) 10	平成17年10月	-	7,000	2.35及び 2.435	なし	-	
昭和リース株式会社	第1回円建 無担保社債	平成18年1月31日	-	2,700	0.79	なし	平成21年1月30日

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年度末残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 / 割引率 (%)	担保	償還期限
Shinsei Bank Finance N.V.	米ドル建 普通社債 (注) 12	平成 9 年 1 月 29 日	536 (5,000千 米ドル)	587 [587] (5,000千 米ドル)	7.50	なし	平成19年 1 月 29 日
	円建 劣後社債 (注) 12	平成 9 年 10 月 24 日 ~ 平成 9 年 11 月 19 日	1,000	1,000	0.0775 ~ 3.00	なし	平成24年 10 月 24 日 ~ 平成24年 11 月 19 日
	円建 永久劣後社債 (注) 12	平成 7 年 7 月 26 日 ~ 平成 9 年 8 月 28 日	13,780	5,550	1.13063 ~ 1.61375	なし	-
	米ドル建 永久劣後社債 (注) 12	平成 8 年 9 月 4 日 ~ 平成 8 年 9 月 11 日	8,054 (75,000千 米ドル)	5,873 (50,000千 米ドル)	6.64 ~ 6.69	なし	-
Woori SB First Asset Securitization Specialty Co.,Ltd. 他 4 社 (注) 13	韓国ウォン建 普通社債 (注) 14	平成16年 3 月 31 日 ~ 平成18年 3 月 13 日	14,972 (142,192百万 韓国ウォン)	11,706 (97,069百万 韓国ウォン)	10.00	(注) 15	平成20年 3 月 31 日 ~ 平成22年 11 月 15 日
合計	-	-	1,330,976 [343,732]	1,316,911 [386,421]	-	-	-

(注) 1. 5年物利付長期信用債券は第569回～第640回長期信用債券、売出第646回～第755回長期信用債券、第299回～第443回長期信用債券(利子一括払)、第569回～第641回長期信用債券(財形)、第222回～第294回長期信用債券(財形利子一括払)をまとめて記載しております。

2. 3年物利付長期信用債券は第7回～第21回長期信用債券(3年)をまとめて記載しております。

3. 2年物利付長期信用債券は第94回～第106回長期信用債券(2年)をまとめて記載しております。

4. 割引長期信用債券は第742回～第755回割引長期信用債券をまとめて記載しております。割引長期信用債券の利率欄には割引率を記載しております。

5. ユーロ円建長期信用債券は、ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建長期信用債券をまとめて記載しております。

6. 米ドル建長期信用債券は、ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行した米ドル建長期信用債券をまとめて記載しております。

7. ユーロ円建普通社債は、ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債をまとめて記載しております。

8. 米ドル建普通社債は、ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行した米ドル建普通社債をまとめて記載しております。

9. 円建無担保社債(劣後特約付)は、第1回及び第2回無担保社債(劣後特約付)をまとめて記載しております。

10. ユーロ円建永久劣後社債は、ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建永久劣後特約付社債をまとめて記載しております。

11. 連結決算日現在において確定していない利率については、契約上の最大値、最小値を記載しております。

12. Shinsei Bank Finance N.V.の発行した社債は固定利付債、変動利付債があります。変動利付債の利率は、主としてロンドン銀行間金利(6ヶ月)に基づき決定されます。

13. 連結子会社Woori SB First Asset Securitization Specialty Co., Ltd.、

Woori SB Second Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.、

Woori SB Third Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.、

Woori SB Fifth Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.、及び

Woori SB Sixth Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.の発行した社債をまとめて表示しております。

14. Woori SB First Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他4社の発行した社債は固定利付債であります。
15. Woori SB First Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他4社の発行した社債は、同社の保有する買入金銭債権を裏付資産とした資産担保証券であります。
16. 「当連結会計年度末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
17. 「前連結会計年度末残高」及び「当連結会計年度末残高」欄の()書きは、外貨建ての金額であります。
18. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	386,421	141,916	179,424	148,813	172,441

【借入金等明細表】

区 分	前連結会計年度末残高(百万円)	当連結会計年度末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	1,160,265	1,205,765	0.86	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	1,160,265	1,205,765	0.86	平成17年4月～永久

(注) 1. 「平均利率」は、連結決算日現在の「利率」及び「当連結会計年度末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	509,524	141,349	153,286	63,133	86,543

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末残高(百万円)	当連結会計年度末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	13,300	133,200	0.30	平成17年4月～平成18年6月

(2) 【その他】

平成18年6月27日開催の当行第6期定時株主総会において決議されました自己株式の取得につきましては、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「2. 自己株式の取得等の状況」をご参照ください。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	8	162,208	2.54	315,282	4.37
現金		10,569		8,451	
預け金		151,639		306,830	
コールローン		70,000	1.09	50,000	0.69
債券貸借取引支払保証金		3,744	0.06	33,107	0.46
買入金銭債権		108,410	1.70	40,233	0.56
特定取引資産		166,817	2.61	173,315	2.41
商品有価証券		246		183	
特定取引有価証券		104,657		34,768	
特定取引有価証券派生商品		0		2,078	
特定金融派生商品		61,912		136,285	
金銭の信託		415,395	6.49	556,448	7.72
有価証券	8,11	1,820,753	28.47	1,809,798	25.11
国債		586,773		474,458	
地方債		151,634		81,136	
社債		534,062		517,967	
株式	10	389,624		352,730	
その他の証券	10	158,658		383,505	
貸出金	1,2, 3,4,5, 6,9	3,443,721	53.84	3,961,246	54.95
割引手形	7	30		401	
手形貸付		180,238		133,715	
証書貸付		2,839,653		3,183,803	
当座貸越		423,800		643,326	
外国為替		8,550	0.13	12,140	0.17
外国他店預け		6,868		10,860	
買入外国為替	7	8		-	
取立外国為替		1,674		1,280	

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
その他資産		220,972	3.46	282,669	3.92
前払費用		788		1,499	
未収収益		22,162		15,407	
先物取引差入証拠金		2,366		4,629	
先物取引差金勘定		2		46	
金融派生商品		23,785		49,583	
繰延ヘッジ損失	12	-		12,421	
社債発行差金		-		719	
社債発行費		157		762	
金融安定化拠出基金拠出金		70,239		-	
その他の資産		101,469		197,598	
動産不動産	13,14	26,499	0.41	26,701	0.37
土地建物動産		20,300		21,285	
建設仮払金		966		246	
保証金権利金		5,232		5,169	
債券繰延資産		285	0.00	177	0.00
債券発行差金		11		-	
債券発行費用		274		177	
繰延税金資産		23,543	0.37	27,965	0.39
支払承諾見返		49,896	0.78	30,985	0.43
貸倒引当金		124,499	1.95	111,421	1.55
資産の部合計		6,396,302	100.00	7,208,651	100.00

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	8	3,156,271	49.35	4,000,819	55.50
当座預金		42,416		54,849	
普通預金		957,333		1,268,207	
通知預金		18,016		24,128	
定期預金		1,786,066		2,343,174	
その他の預金		352,437		310,460	
譲渡性預金		372,607	5.83	157,373	2.18
債券		1,246,862	19.49	1,021,419	14.17
債券発行高		1,246,862		1,021,419	
コールマネー		204,295	3.19	30,000	0.42
特定取引負債		64,296	1.01	129,059	1.79
特定取引有価証券派生商品		12		2,124	
特定金融派生商品		64,284		126,935	
借入金	8	325,394	5.09	314,789	4.37
借入金	15	325,394		314,789	
外国為替		289	0.00	325	0.00
外国他店預り		270		288	
未払外国為替		18		37	
社債	16	50,000	0.78	447,024	6.20
その他負債	8	128,663	2.01	213,567	2.96
未払法人税等		796		1,179	
未払費用		43,398		45,181	
前受収益		1,029		827	
先物取引差金勘定		11		183	
借入特定取引有価証券		-		17,241	
借入有価証券		-		21,136	
金融派生商品		18,328		51,717	
繰延ヘッジ利益	12	2,463		-	
その他の負債		62,635		76,099	
賞与引当金		7,616	0.12	10,040	0.14
退職給付引当金		1,010	0.02	200	0.00
動産不動産処分損失引当金		153	0.00	-	-
支払承諾		49,896	0.78	30,985	0.43
負債の部合計		5,607,357	87.67	6,355,605	88.16

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金	17	451,296	7.05	451,296	6.26
資本剰余金		18,558	0.29	18,558	0.26
資本準備金		18,558		18,558	
利益剰余金	18	313,272	4.90	380,526	5.28
利益準備金		6,249		7,777	
当期末処分利益		307,022		372,749	
その他有価証券評価差額金		5,822	0.09	2,670	0.04
自己株式	19	4	0.00	6	0.00
資本の部合計		788,945	12.33	853,046	11.84
負債及び資本の部合計		6,396,302	100.00	7,208,651	100.00

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		173,068	100.00	197,284	100.00
資金運用収益		81,826		82,620	
貸出金利息		58,569		57,895	
有価証券利息配当金		15,551		21,036	
コールローン利息		26		22	
買現先利息		0		-	
債券貸借取引受入利息		6		30	
買入手形利息		0		-	
預け金利息		2,775		2,019	
金利スワップ受入利息		4,267		697	
その他の受入利息		629		919	
役務取引等収益		20,516		22,065	
受入為替手数料		708		954	
その他の役務収益		19,807		21,111	
特定取引収益		22,305		20,740	
商品有価証券収益		483		-	
特定取引有価証券収益		2,197		2,236	
特定金融派生商品収益		19,624		18,503	
その他業務収益		10,765		23,523	
外国為替売買益		-		10,266	
国債等債券売却益		3,679		4,611	
その他の業務収益		7,085		8,645	
その他経常収益		37,654		48,334	
株式等売却益		2,735		5,083	
金銭の信託運用益		29,595		39,787	
その他の経常収益		5,323		3,464	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常費用		126,370	73.02	136,787	69.34
資金調達費用		29,127		32,398	
預金利息		13,575		16,932	
譲渡性預金利息		137		62	
債券利息		6,201		4,720	
コールマネー利息		626		95	
売現先利息		6		0	
債券貸借取引支払利息		4		27	
借入金利息		8,269		5,800	
社債利息		3		1,738	
その他の支払利息		301		3,021	
役務取引等費用		8,859		10,659	
支払為替手数料		1,650		1,941	
その他の役務費用		7,208		8,717	
特定取引費用		113		463	
商品有価証券費用		-		4	
その他の特定取引費用		113		458	
その他業務費用		4,939		5,415	
外国為替売買損		208		-	
国債等債券売却損		2,250		1,203	
国債等債券償却		756		-	
債券発行費用償却		301		231	
社債発行費用償却		78		422	
金融派生商品費用		1,182		430	
その他の業務費用		161		3,127	
営業経費		70,088		73,860	
その他経常費用		13,242		13,990	
貸出金償却		1,731		187	
株式等売却損		163		2,990	
株式等償却		2,046		6,963	
金銭の信託運用損		233		278	
その他の経常費用		9,066		3,570	
経常利益		46,697	26.98	60,497	30.66

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益	1	18,737	10.83	6,261	3.17
動産不動産処分益		2		0	
償却債権取立益		638		763	
その他の特別利益		18,095		5,498	
特別損失		575	0.33	119	0.06
動産不動産処分損		422		119	
動産不動産処分損失引当金 繰入額		153		-	
税引前当期純利益		64,859	37.48	66,639	33.77
法人税、住民税及び事業税		2,374	1.37	5,991	3.04
法人税等調整額		864	0.50	2,260	1.15
当期純利益		68,097	39.35	74,890	37.96
前期繰越利益		243,351		302,595	
中間配当額		3,688		3,947	
中間配当に伴う利益準備金積 立額		737		789	
当期末処分利益	307,022		372,749		

【利益処分計算書】

		前事業年度 (取締役会承認日 平成17年5月24日)	当事業年度 (取締役会承認日 平成18年5月23日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
当期末処分利益		307,022	372,749
利益処分額		4,426	4,737
利益準備金		738	790
第二回甲種優先株式配当金		(1株につき6円50銭) 484	(1株につき6円50銭) 484
第三回乙種優先株式配当金		(1株につき2円42銭) 1,452	(1株につき2円42銭) 1,452
普通株式配当金		(1株につき1円29銭) 1,752	(1株につき1円48銭) 2,010
次期繰越利益		302,595	368,012

重要な会計方針

	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>なお、満期保有目的の債券はありません。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p>
<p>2. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積りに当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>同 左</p>

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法	売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 13年～50年 動産 2年～15年 (会計処理の変更)</p> <p>パソコン以外の電子計算機の減価償却は、従来、定率法によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。この変更は、リテール業務の更なる強化を目的に店舗外ATMの投資を拡大していく等の今後の方針を踏まえ、ATMを含む電子計算機(パソコン以外)の償却方法を見直した結果、減価償却費を每期均分化して計上する定額法に変更することにより、より収益との合理的な対応を図ることができるかと判断したことによるものであります。</p> <p>この結果、従来と同一の方法によった場合と比べ、営業経費が374百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額増加しております。</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 13年～50年 動産 2年～15年</p> <p>(2) ソフトウェア 同 左</p>
6. 繰延資産の処理方法	繰延資産は、次のとおり償却しております。 <p>(1) その他資産のうち社債発行費は、商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(3) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間</p>	繰延資産は、次のとおり償却しております。 <p>(1) その他資産のうち社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) その他資産のうち社債発行費は、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(3) 債券繰延資産(債券発行費用)は、旧商法施行規則の規定する最長期間</p>

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(3年間)内で、償還期限までの期間 に対応して償却しております。	(3年間)内で、償還期限までの期間 に対応して償却しております。
7. 外貨建て資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定 は、取得時の為替相場による円換算額を 付す子会社株式及び関連会社株式を除 き、決算日の為替相場による円換算額を 付しております。	同 左
8. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償 却・引当基準に則り、次のとおり計上 しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻 の事実が発生している債務者(以下、 「破綻先」という)に係る債権及びそ れと同等の状況にある債務者(以下、 「実質破綻先」という)に係る債権に ついては、以下のなお書きに記載され ている直接減額後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、その残額を計 上しております。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後経営破綻に陥 る可能性が大きいと認められる債務者 (以下、「破綻懸念先」という)に係 る債権については、以下の大口債務者 に係る債権を除き、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を総合的に判断 し必要と認める額を計上してありま す。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償 却・引当基準に則り、次のとおり計上 しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻 の事実が発生している債務者(以下、 「破綻先」という)に係る債権及びそ れと同等の状況にある債務者(以下、 「実質破綻先」という)に係る債権に ついては、以下のなお書きに記載され ている直接減額後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、その残額を計 上しております。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後経営破綻に陥 る可能性が大きいと認められる債務者 (以下、「破綻懸念先」という)に係 る債権については、以下の大口債務者 に係る債権を除き、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を総合的に判断 し必要と認める額を計上してありま す。</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,965百万円であります。</p>	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,441百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同 左</p>

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>	(3) 退職給付引当金 同 左
	<p>(4) 動産不動産処分損失引当金 動産不動産処分損失引当金は、支店等の移転に伴う原状回復費用等について、合理的に算出した損失見込額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。</p>	
9. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>10. ヘッジ会計の方法</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は391百万円、繰延ヘッジ利益は261百万円であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は72百万円であります。</p>

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同 左</p>
11. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左
12. その他財務諸表作成のための重要な事項	当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同 左

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表・損益計算書関係)</p> <p>1. 従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するもの出資持分は、「その他の資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当事業年度から「その他の証券」に含めて表示しております(当事業年度末16,122百万円)。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「その他の経常収益」に含めて表示しておりましたが、同法の施行日以降は「有価証券利息配当金」に含めて表示しております(当事業年度1,245百万円)。</p> <p>2. 貸借対照表及び損益計算書は、従来、長期信用銀行法施行規則別紙様式第2号の2に準拠して作成しておりましたが、平成16年4月1日をもって普通銀行へ転換したことに伴い、当事業年度からは銀行法施行規則別紙様式第3号の2に準拠して作成しております。</p>	
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1. 「未収金」(当事業年度末51,762百万円)については、前事業年度は区分掲記しておりましたが、当事業年度において資産総額の1/100以下となったことから「その他の資産」に含めて表示しております。</p> <p>2. 「未払金」(当事業年度末10,084百万円)及び「仮受金」(当事業年度末6,870百万円)については、前事業年度は区分掲記しておりましたが、当事業年度において負債及び資本の合計額の1/100以下となったことから「その他の負債」に含めて表示しております。</p>	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>「金融安定化拠出基金拠出金」(当事業年度末70,239百万円)については、前事業年度は区分掲記しておりましたが、当事業年度において資産総額の1/100以下となったことから「その他の資産」に含めて表示しております。</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は2,330百万円、延滞債権額は41,253百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,170百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,319百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,073百万円であります。</p> <p>なお、1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、118,143百万円であります。</p> <p>6 貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を98,091百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,904百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は586百万円、延滞債権額は20,443百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,069百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,123百万円であります。</p> <p>なお、1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、124,475百万円であります。</p> <p>6 貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を97,622百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,434百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (平成17年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (平成18年3月31日)</p>																		
<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">372,692百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">11,059百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他負債</td> <td style="text-align: right;">921百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券128,320百万円を差し入れております。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,080,600百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが1,892,543百万円あります。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	10百万円	有価証券	372,692百万円	預金	11,059百万円	借入金	2百万円	その他負債	921百万円	<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は401百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">282,005百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">2,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他負債</td> <td style="text-align: right;">910百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,089百万円を差し入れております。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,952,367百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,777,363百万円あります。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	10百万円	有価証券	282,005百万円	預金	2,500百万円	その他負債	910百万円
現金預け金	10百万円																		
有価証券	372,692百万円																		
預金	11,059百万円																		
借入金	2百万円																		
その他負債	921百万円																		
現金預け金	10百万円																		
有価証券	282,005百万円																		
預金	2,500百万円																		
その他負債	910百万円																		
<p>10 子会社の株式総額 361,646百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p>	<p>10 子会社の株式総額 352,967百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p>																		

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)
<p>11 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは、13,509百万円であります。</p>	<p>11 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは、59,597百万円であります。</p>
<p>12 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,597百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,061百万円であります。</p>	<p>12 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16,617百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,196百万円であります。</p>
<p>13 動産不動産の減価償却累計額 10,199百万円</p>	<p>13 動産不動産の減価償却累計額 12,475百万円</p>
<p>14 動産不動産の圧縮記帳額 3,286百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>14 動産不動産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>
<p>15 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金197,834百万円が含まれております。</p>	<p>15 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金156,423百万円が含まれております。</p>
<p>16 社債は、劣後特約付社債50,000百万円であります。</p>	<p>16 社債には、劣後特約付社債419,309百万円、永久劣後特約付社債7,000百万円が含まれております。</p>
<p>17 会社が発行する株式の総数 普通株式 2,500,000千株 優先株式 674,528千株 発行済株式の総数 普通株式 1,358,537千株 優先株式 674,528千株</p>	<p>17 会社が発行する株式の総数 普通株式 2,500,000千株 優先株式 674,528千株 発行済株式の総数 普通株式 1,358,537千株 優先株式 674,528千株</p>
<p>18 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、12,607百万円です。</p>	<p>18 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、26,856百万円です。</p>
<p>19 当行が保有する自己株式の数 普通株式 6,749株</p>	<p>19 当行が保有する自己株式の数 普通株式 9,772株</p>
<p>20 配当制限 当行の定款の定めるところにより、平成10年3月31日発行の第二回甲種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金(1株につき年13円)を超えて配当することはありません。 同様に平成12年4月1日発行の第三回乙種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金(1株につき年4円84銭)を超えて配当することはありません。</p>	<p>20 配当制限 同 左</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 その他の特別利益は、貸倒引当金取崩額17,804百万円を含んでおります。	1 その他の特別利益は、貸倒引当金取崩額5,498百万円であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">100百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">40百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">59百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">59百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">41百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">60百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,082百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">3,783百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,866百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">163百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">765百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">928百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	100百万円	合計	100百万円	減価償却累計額相当額		動産	40百万円	合計	40百万円	期末残高相当額		動産	59百万円	合計	59百万円	1年内	19百万円	1年超	41百万円	合計	60百万円	支払リース料	28百万円	減価償却費相当額	27百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	1,082百万円	1年超	3,783百万円	合計	4,866百万円	1年内	163百万円	1年超	765百万円	合計	928百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">71百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">28百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,096百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">3,307百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,404百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">77百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">703百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">781百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	71百万円	合計	71百万円	減価償却累計額相当額		動産	28百万円	合計	28百万円	期末残高相当額		動産	43百万円	合計	43百万円	1年内	14百万円	1年超	30百万円	合計	45百万円	支払リース料	19百万円	減価償却費相当額	18百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	1,096百万円	1年超	3,307百万円	合計	4,404百万円	1年内	77百万円	1年超	703百万円	合計	781百万円
取得価額相当額																																																																																					
動産	100百万円																																																																																				
合計	100百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	40百万円																																																																																				
合計	40百万円																																																																																				
期末残高相当額																																																																																					
動産	59百万円																																																																																				
合計	59百万円																																																																																				
1年内	19百万円																																																																																				
1年超	41百万円																																																																																				
合計	60百万円																																																																																				
支払リース料	28百万円																																																																																				
減価償却費相当額	27百万円																																																																																				
支払利息相当額	1百万円																																																																																				
1年内	1,082百万円																																																																																				
1年超	3,783百万円																																																																																				
合計	4,866百万円																																																																																				
1年内	163百万円																																																																																				
1年超	765百万円																																																																																				
合計	928百万円																																																																																				
取得価額相当額																																																																																					
動産	71百万円																																																																																				
合計	71百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	28百万円																																																																																				
合計	28百万円																																																																																				
期末残高相当額																																																																																					
動産	43百万円																																																																																				
合計	43百万円																																																																																				
1年内	14百万円																																																																																				
1年超	30百万円																																																																																				
合計	45百万円																																																																																				
支払リース料	19百万円																																																																																				
減価償却費相当額	18百万円																																																																																				
支払利息相当額	1百万円																																																																																				
1年内	1,096百万円																																																																																				
1年超	3,307百万円																																																																																				
合計	4,404百万円																																																																																				
1年内	77百万円																																																																																				
1年超	703百万円																																																																																				
合計	781百万円																																																																																				

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前事業年度(平成17年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	21,145	25,644	4,498

(注)時価は、決算日における市場価格に基づいております。

当事業年度(平成18年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	20,101	26,887	6,785

(注)時価は、決算日における市場価格に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">173,810百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金</td><td style="text-align: right;">53,086百万円</td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">8,218百万円</td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">6,942百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">3,099百万円</td></tr> <tr><td>金銭の信託未収配当金</td><td style="text-align: right;">2,012百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">6,460百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">253,630百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">226,092百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">27,538百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券の時価評価に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">3,994百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,994百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">23,543百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	173,810百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金	53,086百万円	算入限度超過額		退職給付引当金繰入超過額	8,218百万円	有価証券価格償却超過額	6,942百万円	賞与引当金繰入超過額	3,099百万円	金銭の信託未収配当金	2,012百万円	その他	6,460百万円	繰延税金資産小計	253,630百万円	評価性引当額	226,092百万円	繰延税金資産合計	27,538百万円	その他有価証券の時価評価に係る一時差異	3,994百万円	繰延税金負債合計	3,994百万円	繰延税金資産の純額	23,543百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">90,240百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金</td><td style="text-align: right;">46,330百万円</td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">23,066百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">7,476百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">4,085百万円</td></tr> <tr><td>睡眠現物債券収益計上</td><td style="text-align: right;">2,229百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">10,998百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">184,428百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">154,630百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">29,798百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券の時価評価に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">1,832百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,832百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">27,965百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	90,240百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金	46,330百万円	算入限度超過額		有価証券価格償却超過額	23,066百万円	退職給付引当金繰入超過額	7,476百万円	賞与引当金繰入超過額	4,085百万円	睡眠現物債券収益計上	2,229百万円	その他	10,998百万円	繰延税金資産小計	184,428百万円	評価性引当額	154,630百万円	繰延税金資産合計	29,798百万円	その他有価証券の時価評価に係る一時差異	1,832百万円	繰延税金負債合計	1,832百万円	繰延税金資産の純額	27,965百万円
税務上の繰越欠損金	173,810百万円																																																								
貸倒引当金及び貸出金償却損金	53,086百万円																																																								
算入限度超過額																																																									
退職給付引当金繰入超過額	8,218百万円																																																								
有価証券価格償却超過額	6,942百万円																																																								
賞与引当金繰入超過額	3,099百万円																																																								
金銭の信託未収配当金	2,012百万円																																																								
その他	6,460百万円																																																								
繰延税金資産小計	253,630百万円																																																								
評価性引当額	226,092百万円																																																								
繰延税金資産合計	27,538百万円																																																								
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	3,994百万円																																																								
繰延税金負債合計	3,994百万円																																																								
繰延税金資産の純額	23,543百万円																																																								
税務上の繰越欠損金	90,240百万円																																																								
貸倒引当金及び貸出金償却損金	46,330百万円																																																								
算入限度超過額																																																									
有価証券価格償却超過額	23,066百万円																																																								
退職給付引当金繰入超過額	7,476百万円																																																								
賞与引当金繰入超過額	4,085百万円																																																								
睡眠現物債券収益計上	2,229百万円																																																								
その他	10,998百万円																																																								
繰延税金資産小計	184,428百万円																																																								
評価性引当額	154,630百万円																																																								
繰延税金資産合計	29,798百万円																																																								
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	1,832百万円																																																								
繰延税金負債合計	1,832百万円																																																								
繰延税金資産の純額	27,965百万円																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.6</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">44.1</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">5.0%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.6	評価性引当額の増減	44.1	その他	0.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.6</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">21.8</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">107.2</td></tr> <tr><td>繰越欠損金の切り捨てによる影響</td><td style="text-align: right;">77.1</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">12.4%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	21.8	評価性引当額の増減	107.2	繰越欠損金の切り捨てによる影響	77.1	その他	1.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.4%																														
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.6																																																								
評価性引当額の増減	44.1																																																								
その他	0.7																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0%																																																								
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	21.8																																																								
評価性引当額の増減	107.2																																																								
繰越欠損金の切り捨てによる影響	77.1																																																								
その他	1.8																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.4%																																																								

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	331.33	378.51
1株当たり当期純利益	円	47.27	52.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	35.32	37.15

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	68,097	74,890
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,872	3,872
うち利益処分による役員賞与金	百万円	-	-
うち利益処分による優先配当額	百万円	1,936	1,936
うち中間優先配当額	百万円	1,936	1,936
普通株式に係る当期純利益	百万円	64,224	71,017
普通株式の期中平均株式数	千株	1,358,533	1,358,528
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	3,872	3,872
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	-	-
うち利益処分による優先配当額	百万円	1,936	1,936
うち中間優先配当額	百万円	1,936	1,936
普通株式増加数	千株	569,130	657,311
うち優先株式	千株	569,128	656,350
うち新株予約権	千株	1	960
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権2種類(新株予約権の数9,480個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数9,547個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会において、当行及び当行子会社の役職員を対象としたストックオプション制度を採用し、さらに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、商法第210条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ)取得する株式の種類 当行普通株式 (ロ)取得する株式の総数 25百万株(上限) (発行済普通株式総数に対する割合 1.84%) (ハ)株式の取得金額の総額 175億円(上限)</p>	<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成18年5月23日開催の取締役会において、当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、会社法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、平成18年6月27日開催予定の第6期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ)取得する株式の種類 当行普通株式 (ロ)取得する株式の総数 30百万株(上限) (発行済普通株式総数に対する割合 2.21%) (ハ)株式の取得金額の総額 300億円(上限) (ニ)自己株式取得の期間 平成18年6月27日開催予定の第6期定時株主総会終結の時から1年間</p>

【附属明細表】

当事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	-	-	-	80	-	-	80
建物	-	-	-	19,518	4,488	812	15,029
動産	-	-	-	14,162	7,986	2,025	6,175
建設仮払金	-	-	-	246	-	-	246
有形固定資産計	-	-	-	34,007	12,475	2,838	21,532
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	21,328	9,960	3,934	11,368
その他の無形固定資産	-	-	-	286	189	19	96
無形固定資産計	-	-	-	21,614	10,149	3,953	11,464
繰延資産							
社債発行差金	-	734	-	734	14	14	719
社債発行費	236	948	-	1,184	422	422	762
債券発行差金	20	-	20	-	-	11	-
債券発行費用	481	134	211	404	226	231	177
繰延資産計	737	1,817	231	2,323	664	680	1,659

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では、「土地建物動産」に計上しております。

2. ソフトウェア及びその他の無形固定資産は、貸借対照表科目では、「その他の資産」及び「保証金権利金」にそれぞれ計上しております。

3. 有形固定資産及び無形固定資産については、その金額が資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（百万円）		451,296	-	-	451,296
資本金のうち既発行株式	普通株式（注）1（株）	(1,358,537,606)	-	-	(1,358,537,606)
	普通株式（百万円）	180,853	-	-	180,853
	第二回甲種優先株式（株）	(74,528,000)	-	-	(74,528,000)
	第二回甲種優先株式（百万円）	48,443	-	-	48,443
	第三回乙種優先株式（株）	(600,000,000)	-	-	(600,000,000)
	第三回乙種優先株式（百万円）	222,000	-	-	222,000
	計（株）	(2,033,065,606)	-	-	(2,033,065,606)
	計（百万円）	451,296	-	-	451,296
資本準備金及びその他資本剰余金	（資本準備金）				
	株式払込剰余金（百万円）	18,558	-	-	18,558
	計（百万円）	18,558	-	-	18,558
利益準備金及び任意積立金	（利益準備金）（注）2（百万円）	6,249	1,527	-	7,777
	計（百万円）	6,249	1,527	-	7,777

（注）1．当期末における自己株式数は9,772株であります。

2．利益準備金の当期増加額は、前期決算の利益処分及び当期中間配当に伴う積立によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	56,163	60,220	74	(注) 1 56,088	60,220
個別貸倒引当金	(注) 3 (216) 68,547	3,481	7,721	(注) 2 13,110	51,196
うち非居住者向け債権分	(注) 3 (173) 1,356	2,117	222	958	2,292
特定海外債権引当勘定	5	5	-	(注) 1 5	5
賞与引当金	7,616	9,882	6,815	643	10,040
動産不動産処分損失引当金	153	-	153	-	-
計	(注) 3 (216) 132,485	73,588	14,763	69,848	121,462

(注) 1 . 洗替による取崩額であります。

2 . 主として回収による取崩額であります。

3 . () 内は、為替換算差額であります。

未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	796	1,175	792	-	1,179
未払法人税等	30	31	30	-	31
未払事業税	766	1,144	761	-	1,148

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成18年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金191,970百万円、他の銀行への預け金112,854百万円その他であります。
その他の証券	外国証券370,619百万円その他であります。
前払費用	営業経費1,446百万円その他であります。
未収収益	金利スワップ受入利息5,149百万円、貸付金利息4,975百万円、有価証券利息3,809百万円その他であります。
その他の資産	拠出金70,489百万円、未収金59,196百万円、仮払金34,936百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	外貨預金252,074百万円、別段預金38,632百万円その他であります。
未払費用	預金利息35,102百万円その他であります。
前受収益	貸付金利息426百万円、手数料249百万円その他であります。
その他の負債	未払債券元利金36,174百万円、未払金32,881百万円その他であります。

(3) 【その他】

平成18年6月27日開催の当行第6期定時株主総会において決議されました自己株式の取得につきましては、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「2. 自己株式の取得等の状況」をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	普通株式 1,000株券、10,000株券、100,000株券、1,000,000株券、 10,000,000株券、100,000,000株券 優先株式 1,000株券、10,000株券、100,000株券、1,000,000株券、 10,000,000株券、100,000,000株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店 無料 無料(注)
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増し手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店 無料
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	ありません。

- (注) 1. 株券喪失登録申請及び抹消の申請についての手料金は、1件につき10,000円、1枚につき500円であります。
2. 株式の名義書換え及び単元未満株式の買取り・買増しに関する取扱場所、株主名簿管理人及び取次所は、平成18年6月28日より以下のとおり変更されます。

株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社 全国本支店
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社 全国本支店

3. 平成18年6月27日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、当行の公告方法は以下のとおりとなりました。

当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）平成17年6月27日関東財務局長に提出。

(2)有価証券報告書の訂正報告書

上記(1)に関し、平成17年6月29日関東財務局長に提出。

(3)半期報告書及びその添付書類

事業年度（第6期中）（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）平成17年12月21日関東財務局長に提出。

(4)発行登録書（社債）及びその添付書類

平成17年9月30日関東財務局長に提出。

(5)発行登録追補書類及びその添付書類

上記(4)に関し、平成17年10月18日関東財務局長に提出。

(6)発行登録取下届出書

平成17年2月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成17年9月30日関東財務局長に提出。

(7)訂正発行登録書

(イ)平成17年2月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成17年5月25日関東財務局長に提出。

(ロ)平成17年2月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成17年6月1日関東財務局長に提出。

(ハ)平成17年2月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成17年6月24日関東財務局長に提出。

(ニ)平成17年2月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成17年6月27日関東財務局長に提出。

(ホ)平成17年2月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成17年6月28日関東財務局長に提出。

(ヘ)平成17年2月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成17年6月29日関東財務局長に提出。

(ト)平成17年2月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成17年9月26日関東財務局長に提出。

(チ)平成17年2月21日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成17年9月28日関東財務局長に提出。

(リ)上記(4)に関し、平成17年12月21日関東財務局長に提出。

(ヌ)上記(4)に関し、平成18年5月23日関東財務局長に提出。

(ル)上記(4)に関し、平成18年5月25日関東財務局長に提出。

(8)臨時報告書

(イ)平成17年5月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(ロ)平成17年6月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(八)平成17年9月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(二)平成18年5月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(9)臨時報告書の訂正報告書

(イ)上記(8)(イ)に関し、平成17年6月1日関東財務局長に提出。

(ロ)上記(8)(ロ)に関し、平成17年6月28日関東財務局長に提出。

(ハ)上記(8)(ハ)に関し、平成17年9月28日関東財務局長に提出。

(ニ)上記(8)(ニ)に関し、平成18年5月25日関東財務局長に提出。

(10)自己株券買付状況報告書

(イ)報告期間(自平成17年3月1日至平成17年3月31日)平成17年4月1日関東財務局長に提出。

(ロ)報告期間(自平成17年4月1日至平成17年4月30日)平成17年5月9日関東財務局長に提出。

(ハ)報告期間(自平成17年5月1日至平成17年5月31日)平成17年6月1日関東財務局長に提出。

(ニ)報告期間(自平成17年6月1日至平成17年6月24日)平成17年7月1日関東財務局長に提出。

(ホ)報告期間(自平成17年6月24日至平成17年6月30日)平成17年7月1日関東財務局長に提出。

(ヘ)報告期間(自平成17年7月1日至平成17年7月31日)平成17年8月1日関東財務局長に提出。

(ト)報告期間(自平成17年8月1日至平成17年8月31日)平成17年9月1日関東財務局長に提出。

(チ)報告期間(自平成17年9月1日至平成17年9月30日)平成17年10月3日関東財務局長に提出。

(リ)報告期間(自平成17年10月1日至平成17年10月31日)平成17年11月1日関東財務局長に提出。

(ヌ)報告期間(自平成17年11月1日至平成17年11月30日)平成17年12月1日関東財務局長に提出。

(ル)報告期間(自平成17年12月1日至平成17年12月31日)平成18年1月4日関東財務局長に提出。

(ヲ)報告期間(自平成18年1月1日至平成18年1月31日)平成18年2月1日関東財務局長に提出。

(ワ)報告期間(自平成18年2月1日至平成18年2月28日)平成18年3月1日関東財務局長に提出。

(力)報告期間(自平成18年3月1日至平成18年3月31日)平成18年4月3日関東財務局長に提出。

(ヨ)報告期間(自平成18年4月1日至平成18年4月30日)平成18年5月1日関東財務局長に提出。

(夕)報告期間(自平成18年5月1日至平成18年5月31日)平成18年6月1日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成17年 6月24日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	古澤 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6月23日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	古澤 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年 6月24日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	古澤 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成17年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6月23日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	古澤 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。